

平成24年度

(第6期事業年度)

事業報告書



自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

静岡県公立大学法人

<目 次>

I 法人の概要

1 法人名	1
2 所在地	1
3 役員の状況	1
4 学部等の構成	1
5 学生数及び教職員数	2
6 法人の基本的目標	4

II 事業概要

<全体的な状況>

1 はじめに	5
2 重点事項	5

<項目別の状況>

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	17
○ 法人の経営に関する目標	55
○ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	64
○ その他業務運営に関する重要目標	68

III 予算、収支計画及び資金計画

1 予算	72
2 収支計画	73
3 資金計画	74

IV その他

1 短期借入金の限度額	75
2 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	75
3 剰余金の使途	75
4 県の規則で定める業務運営計画	75

I 法人の概要

1 法人名

静岡県公立大学法人（大学名 静岡県立大学、静岡県立大学短期大学部）

2 所在地

静岡県立大学（谷田キャンパス）

静岡市駿河区谷田5 2 番1 号

静岡県立大学短期大学部（小鹿キャンパス）

静岡市駿河区小鹿2 丁目2 番1 号

3 役員の状況（任期）

理事長	本庶 佑	(平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
副理事長（学長）	木苗 直秀	(平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
理事（法人事務局長）	丸山 康至	(平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
理事（非常勤）	岩崎 清悟	(平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
監事（非常勤）	杉山 敏彦	(平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)
監事（非常勤）	河村 正史	(平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

4 学部等の構成

ア 静岡県立大学

（学部）

薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部

（大学院）

薬食生命科学総合学府、薬学研究院、食品栄養環境科学研究院、

国際関係学研究科、経営情報イノベーション研究科、看護学研究科

（研究所）

環境科学研究所

（付属施設等）

健康支援センター、情報センター、言語コミュニケーション研究センター、

男女共同参画推進センター、グローバル地域センター

イ 静岡県立大学短期大学部

5 学生数及び教職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

(1) 学生数

ア 学部学生

(単位：人)

学 部	学 科	入学 定員	収容 定員	現 員		
				男	女	計
薬学部	薬学科	80	480	365	300	655
	薬科学科	40	160			
	計	120	640	355	300	655
食品栄養科学部	食品生命科学科	25	100	38	84	122
	栄養生命科学科	25	100	13	100	113
	計	50	200	51	184	235
国際関係学部	国際関係学科	60	240	112	196	308
	国際言語文化学科	120	480	148	440	588
	計	180	720	260	636	896
経営情報学部	経営情報学科	100	400	218	219	437
	計	100	400	218	219	437
看護学部	看護学科	65	240	14	228	242
	計	65	240	14	228	242
合 計		515	2,200	898	1,567	2,465

*看護学部は1年次入学定員55人、3年次編入学定員10人。

イ 大学院生

(単位：人)

課 程	専 攻	入学 定員	収容 定員	現 員			
				男	女	計	
薬食生命科学 総合学府	修士	薬科学専攻	30	60	62	18	80
		食品栄養科学専攻	25	50	28	32	60
		環境科学専攻	20	40	16	9	25
		小 計	75	150	106	59	165
	博士	薬学専攻	8	16	2	3	5
		薬科学専攻	8	16	17	11	28
		薬食生命科学専攻	5	10	13	2	15
		食品栄養科学専攻	10	20	4	4	8
		環境科学専攻	7	14	4	1	5
	小 計	38	76	40	21	61	
	計	113	226	146	80	226	
薬学研究科	修士	薬科学専攻	—	—	2	1	3
		小 計	—	—	2	1	3
	博士	薬学専攻	—	8	6	1	7
		製薬学専攻	—	7	16	2	18
		医療薬学専攻	—	5	13	1	14
		小 計	—	20	35	4	39
計	—	20	87	5	42		
生活健康科学 研究科	修士	食品栄養科学専攻	—	—	2	1	3
		環境物質科学専攻	—	—	0	0	0
		小 計	—	—	2	1	3
	博士	食品栄養科学専攻	—	10	3	5	8
		環境物質科学専攻	—	7	4	2	6
		小 計	—	17	7	7	14
		計	—	17	9	8	17

国際関係学 研究科	修士	国際関係学専攻	5	10	7	8	15
		比較文化専攻	5	10	8	5	13
	計		10	20	15	13	28
経営情報イノ ベーション研 究科 ※	修士	経営情報イノベーション専攻	10	20	21	7	28
	博士	経営情報イノベーション専攻	3	9	6	3	9
	計		13	29	27	10	37
看護学研究科	修士	看護学専攻	16	32	2	20	22
	計		16	32	2	20	22
合 計			152	344	236	136	372

※平成22年度以前の入学者は、経営情報学研究科・経営情報学専攻。

ウ 短期大学部

(単位：人)

学 科	入学 定員	収容 定員	現 員		
			男	女	計
看護学科	80	240	28	246	274
歯科衛生学科	40	120	0	133	133
社会福祉学科	100	200	17	202	219
(社会福祉専攻)	(50)	(100)	(7)	(108)	(115)
(介護福祉専攻)	(50)	(100)	(10)	(94)	(104)
計	220	560	45	581	626

(2) 教職員数

ア 静岡県立大学

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	教員計	事務職員	合計
教職員数	1	(2)	87	61	41	72	262	74	336

・専任教員数(学長を除く。)

学部名等	教 授	准教授	講 師	助 教	合 計
薬学部	21	16	18	20	75
食品栄養科学部	9	9	2	16	36
国際関係学部	28	14	11	4	57
経営情報学部	11	8	5	4	28
看護学部	8	6	4	11	29
環境科学研究所	5	5	0	12	22
合 計	82	58	40	67	247

大学院研究科等名	教 授	准教授	講 師	助 教	合 計
薬学研究院	22	16	19	21	78
食品栄養環境科学研究院	15	14	2	30	61
国際関係学研究科	31	15	11	2	59
経営情報イノベーション研究科	11	8	5	4	28
看護学研究科	8	6	4	4	22
合 計	87	59	41	61	248

イ 静岡県立大学短期大学部

区分	学長	教授	准教授	講師	助教	助手	教員計	事務職員	合計
教職員数	1	14	16	18	13	4	64	13	77

・専任教員数（学長を除く）

学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
一般教育等	2	2	4	-	-	8
看護学科	4	4	5	8	4	25
歯科衛生学科	3	3	4	1	-	11
社会福祉学科	5	7	3	4	-	19
計	14	16	16	13	4	63

ウ 法人事務局（法人事務局長（理事）を除く）

区分	学長	教授	准教授	講師	助教	教員計	事務職員	合計
教職員数	-	-	-	-	-	-	4	4

6 法人の基本的目標

静岡県公立大学法人(以下「法人」という。)は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域社会はもとより国際社会に還元し、もって文化の向上及び社会の発展に積極的に寄与することを旨とする大学を設置し、及び管理することを目的とする。

Ⅱ 事業概要

<全体的な状況>

1 はじめに

静岡県立大学は、機動的かつ効率的な大学運営を実現し、教育研究活動の一層の向上を図るとともに、特色ある魅力的な大学づくりを進めるため、平成 19 年 4 月に公立大学法人化した。

法人化後 6 年目となる平成 24 年度は、第 1 期中期計画の最終年度であり、法人の基本的目標の趣旨とこれまでの 5 年間の実績を踏まえながら、中期計画に掲げた機動的・戦略的な大学運営、地域に開かれた大学、教育研究の方法や内容の充実、学生の QOL の向上、業務運営の効率化などの計画達成に向けた総仕上げに取り組んだ。

2 重点事項

(1) 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組

ア 法人経営については、学外理事を含む役員会を月 2 回定期的に開催し、迅速な審議、決定を行うとともに、役員相互の情報・意見交換を積極的に行い、理事長と学長等とが緊密に連携し、機動的・戦略的な大学運営を行うことに努めた。また、各部局における現状や課題、中期計画の進捗状況等について、理事長が各部局長等から直接ヒアリングを実施し、今後の対応方針等についての議論を行うなど、理事長のリーダーシップが発揮できる体制の強化に努めた。

イ 教育・研究の運営については、学長の下に、副学長、学部長等教員及び部長級以上の事務職員で構成する大学運営会議を設置し、毎月 1 回定期的に開催するなど学長の企画・立案機能を強化するとともに、各部局への学長の大学運営方針の周知を図った。

また、学長は、必要に応じて学長補佐を指名（平成 24 年度は 7 人体制（産学連携・国際交流・社会人教育・広報・環境科学研究所将来構想・教務の各分野担当）し、学長を補佐する機能を強化した。

(2) 県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組

ア 県民や社会に対する説明責任を果たすため、理事、経営審議会、教育研究審議会の委員として学外の有識者、専門家を委嘱し、大学運営に外部の意見を反映させた。

イ 静岡県情報公開条例に基づく実施機関として関係規則を定め、情報公開事務を実施する体制を整備するとともに、適正な個人情報保護を行うため、教職員を対象とした情報公開・個人情報保護事務研修会を開催し、必要な知識の習得に努めた。

ウ 平成 23 年度の財務諸表については、地方独立行政法人法に基づき、県公報において公告したほか、業務実績及びその評価結果と合わせてホームページに掲載し、大学の運営状況の積極的な公開に努めた。

エ 学校教育基本法施行規則等の改正により、平成 23 年度 4 月から教育情報の公表を義務付けられたことを受け、これまでホームページで公表していた情報を拡充するとともに、よりわかりやすく整理し、県民や社会に対する説明に努めた。

オ 地域に開かれた大学として、公開講座、社会人学習講座の開催、社会人聴講生の受入などを積極的に実施するとともに、研究成果発表会（US フォーラム）、産学民官連携の集い等

を開催し、大学の知的資源の還元、研究成果の公表に努めた。また、県民の日のキャンパスツアーや環境科学研究所の一般公開、薬草園の見学会等も定期的を実施し、多数の市民が大学を訪れた。

(3) 大学の教育研究における特色ある取組

ア 教育研究の成果・活動等

●各種国家試験で高い合格率を確保

・国家試験対策として試験対策のための補講や模擬試験の実施、弱点克服のための個別指導等を行った結果、いずれの試験においても全国平均を上回る好成績を収めることができた。特に短期大学の歯科衛生士国家試験に関しては6年連続合格率100%だった。

区分		薬剤師	管理栄養士	保健師	助産師	看護師 (学部)	看護師 (短大部)	歯科衛生士 (短大部)
24	本学	90.5%	96.0%	98.5%	100.0%	98.2%	96.3%	100.0%
	全国平均	83.6%	82.7%	97.5%	98.9%	94.1%		97.3%

●語学（英語）教育体制の充実

・英語教育については、言語コミュニケーション研究センターにおいて、ネイティブ6人及び日本人2人の特任教員による教育体制を継続し、平成23年度に実施した対話型コミュニケーション活動に関する検証を踏まえ、発信型英語教育を更に推進するため、1年生、2年生の英語科目において、グループディスカッションに基づく英語プレゼンテーション学習を積極的に取り入れた授業を展開し、発信力の向上に努めた。

●薬学6年生教育の体制整備

・薬学共用試験の受験者全員の合格を目指し、自己学習システムを用いた演習、CBT（Computer Based Test）体験受験成績不良学生を対象としたCBT対策講義などを実施し、平成23年度に続いて受験者91人が全員合格した。

実務実習については、2台のフィジカルアセスメントシミュレータを活用して、新モデル・コアカリキュラムに対応した事前実習を実施するとともに、県立総合病院における教員配置型実務実習指導体制について県立総合病院薬剤部を交えて、新モデル・コアカリキュラムに対応した質の高い実習方略を考案した。

●JABEE 認定

・食品栄養科学部食品生命科学科ではJABEEの認定申請を行い、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3年間の認定を受けた（平成25年4月26日付け認定）。JABEE認定とは、国際化のため、大学などで実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを外部機関が評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを認定する制度で、今回、食品生命科学科の教育プログラムが認定を受けたことにより、平成24年度の卒業生から認定プログラムの修了生となった。

●フィールドワーク教育

・国際関係学部では、文部科学省（大学教育推進プログラム）の補助金を受け、平成 22 年度から実施してきたフィールドワーク型初年次ゼミの成果報告会を開催し、6 つの地域（アメリカ、オーストラリア、ケニア、トルコ、日本、ベトナム）を対象として、1 年生と上級生アドバイザーからなる各ゼミが、学生主体で行ってきたプロジェクトについて報告した。また、学部将来構想委員会及びカリキュラム改革委員会において、初年次教育の導入を含めた新たなカリキュラムプランを検討し、カリキュラム改革案を作成した。

●カリキュラム改革

・経営情報学部では、平成 24 年度から新カリキュラムを実施した。初年次教育体制として、これまでの基礎演習に加え、学生に 4 年間の勉学を行う基礎的なスキルを付与するための新科目「スタディスキルズ」を設置・開講し、その効果及び問題点について検討を行った。また、総合的な政策の基礎を学ぶために総合政策概論Ⅰ及びⅡを設置し、公務員試験にも対応可能にするために法律概論など法律系の 3 科目を新たに設置した。さらに、前期入試では従来、小論文を課していたものを、平成 28 年度より、英語または数学（Ⅲまで）を選択受験する個別試験を課するという入試制度の改革を行うことを決定した。これは、前期試験においては高校で国公立型の文系・理系教育を受けた能力の高い学生の受け入れを推進し、その能力をさらに伸ばすための教育体制の確立を目的とする。

●専門看護師の養成

・看護学研究科では、精神看護学分野においては平成 23 年度に引き続き専門看護師（CNS）育成コースの設置を視野に入れた教育を継続するとともに、小児看護学分野においても同コースに対応した科目を配置し、教育を開始した。平成 25 年度に小児看護学の専門看護師育成コースの認定申請を行う運びとなった。

●HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成プロジェクトの推進

・短期大学部においては、平成 21 年度に文部科学省大学教育推進プログラム事業において採択された「体系的な HPS(ホスピタル・プレイ・スペシャリスト)養成教育プログラムの開発」の事業成果として、「総合科目Ⅱホスピタル・プレイ入門」を履修科目として導入した。文部科学省により実施された状況調査では、本取組を含む 96 件の取組のうち、本取組は特に優れており波及効果があると認められた。また、平成 23 年度に引き続き、「HPS 国際セミナー&ワークショップ」を広く一般に対し開催し、全国各地から参加者があった。

●健康長寿に関する教育研究等の推進

・健康長寿科学の教育研究を推進する「薬食生命科学総合学府」を開設するとともに、薬学研究院、食品栄養環境科学研究院共同で、第 1 回薬食国際カンファレンス（ICPF 2012）を、第 17 回静岡健康・長寿学術フォーラムに合わせて開催した。静岡健康・長寿学術フォーラム及び薬食国際カンファレンスには国内だけでなく、海外の一流研究者が多数参加し（発表者 27 人、うち海外の発表者 9 人）、世界的な健康長寿科学教育研究拠点としての存在を示した。また、多

くの大学院学生が参加した（参加者延べ人数 1842 人、うち学生 123 人）。

●国際シンポジウムの開催、研究活動の拡大と充実

・本学、静岡大学、浜松医科大学、静岡県と合同で静岡健康・長寿学術フォーラム「超高齢社会を支える健康長寿科学とセルフケア」を開催したほか、国内外の研究機関と連携して多様な国際シンポジウム等を開催し、研究活動の拡大と充実を図った。

・現代韓国朝鮮研究センターにおいては、日韓ワークショップ「朝鮮半島情勢と韓国政府の対北朝鮮政策」、県民公開シンポジウム「日韓関係をどうするか」等を実施するとともに、国際理解教育のイノベーションとして日韓学生遠隔会議を開催した。また、広域ヨーロッパ研究センターにおいては、特別講演「西欧知識人と 20 世紀の共産主義～ユートピアと誤解」、「EU Today（今日の EU）」等を実施した。

また、グローバル・スタディーズ研究センターにおいては、特別セミナー「中部アフリカにおける森林保全と開発プロジェクト」、特別講演「スリランカにおける社会開発の実践」等を実施した。

・経営情報学部においては、韓国の公会計制度設計とその運営に関する学術的な研究・調査をリードしてきた「韓国政府会計学会」（延世大学）と連携して、第 5 回日韓共同学術セミナー「地域経済と公会計に関する日韓比較」を開催し、両国の公会計制度の現状と課題について意見を交わすとともに、今後の継続的な国際学術交流の礎石となる相互理解と親睦を深めた。

また、経営情報イノベーション研究科では、楽器産業を含めた地域イノベーション研究について、今までの研究成果をまとめて出版することとなり、原稿を取りまとめた（平成 25 年 6 月に「静岡に学ぶ地域イノベーション」として出版予定）。

・短期大学部においては、台湾、モンゴル、韓国より講師を招聘し、国際シンポジウム「アジア 4 カ国における地域健康教育－歯の健康について－」を開催した。

●トムソンロイター論文引用数

・静岡県立大学は、トムソン・ロイター論文引用度指数 2006 年-2010 年において、農学分野で 1 位、生態学・環境学分野で 3 位、2007 年-2011 年の農学分野で 1 位、生態学・環境学分野で 2 位にランクされた（大学ランキング 2013 及び 2014, 朝日新聞出版）。

●成績基準 GPA 制度を導入

・平成 23 年度新入生から、従来の 4 段階成績評価を世界標準の 5 段階評価（「秀」を導入して、成績を秀・優・良・可・不可の 5 段階で評価）に移行したことを踏まえ、平成 24 年度から GPA 制度を導入した。同時に検討を進めてきた CAP 制度については、平成 25 年度に試行し、平成 26 年度から導入することを決めた。

●オープンキャンパスの充実

・平成 24 年 8 月 4 日から 10 日まで、学部ごとにオープンキャンパスを行い、過去最高の 4,159 人が参加した。なかでも、国際関係学部が最多の参加者で、1,026 人（前年比 121%）であった。国際関係学部では、社会貢献系サークルによるワークショップを開き、「対話したり考えたりし

ながら答えを探す学び」を参加者に体験してもらったり、保護者向け説明会を開催したり、デンマークにいる本学留学生とスカイプを使ったトークライブを行うなど、参加者目線での企画が目立った。

・短期大学部においては、平成 24 年 7 月 28 日、30 日にオープンキャンパスを実施し、過去最高の 779 人の参加があった。さらに、社会福祉学科においては、平成 25 年 3 月 25 日～27 日に、「社会福祉学科 2013 春休みオープン・スクール（見学会）」を開催し、24 人の参加があった。

●入試ミスへの対応

・平成 24 年度一般入試（食品栄養科学部）において出題ミスがあったことから、学外専門委員による事前点検を従来よりも早期に行い、それを受けて学内専門委員が点検する体制を整えるとともに、推薦入試・一般入試の事後点検も行った。結果として、入試ミスの発生はなかった。また、本学教員と高校教員との間で入試問題についての懇談会を実施し、入試問題の適切さ等を話し合い、質の向上に努めた。

・短期大学部においては、平成 24 年度推薦入試において、小論文の問題に出題ミスがあった。このため新たに小論文問題検討委員会を設置するとともに、学内・学外点検専門委員の制度を導入し、過誤防止のための出題チェックの組織体制を強化した。結果として、入試ミスの発生はなかった。またこれらの組織において入試問題の分析、評価を行い、問題の質の更なる向上を図った。

イ 教育研究の実施体制等の整備・充実

●環境系新学科の設置検討

・食品栄養科学部に、平成 26 年 4 月に環境系新学科（環境生命科学科（仮称））を設置するために、新学科の理念や教育課程を検討し、平成 25 年度の早期に文部科学省への届出を行うこととして準備を進めた。（平成 25 年 4 月に届出）

●看護学部の拡充と短期大学部看護学科の募集停止

・看護教育拡充計画を踏まえ、先進的な看護教育を展開していくために看護学部の定員を増員し、120 名とし、さらにカリキュラムや教員体制、施設整備等について、具体案を検討し、平成 25 年度早期に文部科学省等への手続き・届出を行うための準備を進めた。（平成 25 年 5 月に承認申請及び届出）

●薬食生命科学総合学府の開設

・生活健康科学研究科と薬学研究科を統合した薬食生命科学総合学府及び 5 専攻（薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻、食品栄養科学専攻、環境科学専攻）の設置を完了し、平成 24 年度から新大学院での教育・研究を開始した。また、同学府（教育組織）の設置に合わせ、研究組織としての「薬学研究科」は「薬学研究院」に、「生活健康科学研究科」は「食品栄養環境科学研究院」に改組した。薬食生命科学専攻において、初年度となる平成 24 年度入・進学者数が定員を上回る成果を挙げた。

●ICT イノベーション研究センターの開設準備

・社会の様々な分野における「イノベーション」の基盤となる情報通信技術 ICT (Information and Communication Technology) に関する研究を行い、日本国内外の情報関係学の発展に貢献するとともに、研究成果の社会展開を通じて静岡県を始めとした地域の発展に貢献することを目的とし、「ICT イノベーション研究センター」の開設に向け準備した（平成 25 年 4 月 1 日開設）。

●教育環境の整備

・大講堂及び小講堂の照明設備、音響・映像設備を改修したほか、吸排気バランスの改善を図るため、薬学部棟の研究室・共同機器室の給気口設備を改修するなど、教育研究環境の向上を図った。また、中長期修繕計画の見直しに着手した。

・短期大学部においては、生物化学実験室及び自然科学研究室の空調設備を修繕したほか、講堂の音響設備の不具合の調整を行うとともに、図書館内の非常口サインを増設し、利用者の安全性の向上を図った。

また、歯科衛生学科実習用のエックス線撮影装置について、フィルム式からデジタル式へと更新を行い、講義・実習における学習効率の向上を図った。デジタル化を行うことでエックス線量及び現像液の使用量が軽減されることとなり、環境への配慮にも繋がった。

ウ 学生支援の強化

●キャリア形成強化

・学生のキャリア形成支援のため、キャリア教育の講座を全学共通科目として引き続き開講するとともに、インターンシップについても、受入企業の開拓に努め、厳しい経済状況にも科川らず、協力企業数を維持し、平成 23 年度と同程度の 61 人の学生が参加した。また、学生の主体性を向上させることを目的に、学生の企画運営によるシンポジウムの開催や学生の企画編集によるキャリア情報誌の発行を行った。さらに、教職員向けキャリア講演会の開催（「WAVOC メソッドが育む学生のキャリア」）を開催するとともに、保護者のための講演会、個別企業説明会、病院勉強会など、各学部・研究科と連携を図りキャリア形成・就職支援事業を実施した。

・短期大学部においては、看護師、歯科衛生士、保育士、介護福祉士の資格取得と職業教育を中核に位置づけ、就職ガイダンス、マナー講座や公務員試験対策講座等を実施するとともに合同就職会を実施することで、学生のキャリア意識の形成に努めた。

●高い就職内定率を維持

・各種就職ガイダンスや講座を採用スケジュールに合わせ開催し、平成 24 年度はガイダンスの充実（種類及び回数増加）や個別相談の充実、更には個々の学生の希望や資質に合わせた求人紹介など、きめ細かな就職支援を行った。学内個別企業説明会については参加企業を拡充するとともに、積極的に広報した結果、平成 23 年度よりほぼ倍増の約千名の学生が参加した。また、各学部、研究科と連携を図り、早期に状況把握に努めた。平成 24 年度学部卒業生の就職内定率（3 月末現在）は 98.4%（前年同期 0.2%減）という結果になった。大学院生を含めた大学全体では 98.7%と昨年同期と同率となり、全国平均 93.9%、県内平均 90.8%を大きく上回った。

・短期大学部においては、公務員試験対策講座、コミュニケーション講座や卒業生による就職・進学ガイダンスなどの充実を図った。特にハローワーク等を利用し、キャリアコンサルタントによる個別面接指導を数多く開催するなど、短期大学部におけるキャリア支援の更なる充実に取り組んだ。

その結果、平成 23 年度に引き続いて就職内定率（3 月末現在）は 100%を達成し、全国短大平均 94.7%や県内短大平均 94.5%を大きく上回る好結果となった。

●奨学金の確保

・奨学金提供の実績ある地域の企業・団体に対して協力を依頼し、既存の奨学金を確保するとともに、2 件（しずぎんアジア留学生奨学金、ロッキー奨学基金）を新設した。

・短期大学部においては、東日本大震災被災の学生について、一団体（三菱財団）からの奨学金の給付が決定した。

●自主的学習の支援

・平成 23 年度末に完成したラーニングコモンズの利用方法等を学生に周知し、利用促進を図るとともに、改修後も学習支援のための機能を付加していくことができるラーニングコモンズのプランを生かし、平成 24 年度には、2 階に「学生文庫」として配架していた文庫・新書類について、利用のしやすい 1 階に新たに設けた「新書・文庫」コーナーに配架することとした。このほか、毎年、図書館活用講座を開催し、図書館の文献検索支援のためにデータベース講習会等を行った。

・短期大学部においては、学生ホールや自習コーナー等の自習室に、平成 23 年度に引き続き辞書や国家試験問題等を配置し、学生の自主的学習を支援した。

●健康相談体制等の強化

・学生健康診断の受診率を向上させるため、部局への受診促進の通知、受診期間の延長などを行った。また、学生に対する健康啓発活動の一環として、コミュニケーション向上及び性に関する講演会をそれぞれ実施するとともに、新入生に対するメンタルヘルステストを行い、問題を抱える学生の早期発見に役立てることができた。

・短期大学部においては、毎週健康支援センター分所長と看護師、学生室、カウンセラー（臨床心理士）によるスタッフミーティングを引き続き継続した。また、健康診断の皆受診を目指した。健康診断で異常な所見や検査値が判明した学生には、診療所を受診して、再検査や精密検査を受けるように引き続き指導を徹底した。健診後のフォローを充実させた。また、学生に対する健康についての啓発活動（バランスのとれた食生活の充実、規則正しい生活、定期的な運動の実施、睡眠時間の確保など）を継続して推進した。特に、感染症（麻疹、風疹、インフルエンザ、ノロウイルスなど）の流行や食中毒の発生に対する予防、感染拡大防止のための環境整備、広報活動を行った。その他、メンタルヘルスカウンセリングを必要とする学生への支援を充実した。また、東日本大震災の被災学生のみを対象とした小規模のグループのミーティング等を開始し、支援を継続した。

●健康支援センター活動報告の配付について

・短期大学部においては、健康支援センター分所で、「静岡県立大学 短期大学部 健康支援センター 活動報告 2011」を作成し、静岡県内の大学や医療施設などに配布した。

●同窓生との情報ネットワークづくり～「同窓会だより」の発行

・短期大学部においては、平成 23 年度に引き続き「静岡女子短期大学・静岡県立大学短期大学部 同窓会だより（第 2 号）」を発行し、同窓生との情報ネットワークづくりにおいて、一層の活性化を図った。（平成 25 年 1 月）

(4) 地域貢献における特色ある取組

ア 地域社会との連携

●地域貢献推進体制の整備

・地域貢献のための全学的な推進組織「静岡県立大学地域貢献推進本部」を平成 24 年 4 月に設置し、全学的、組織的に地域貢献に取り組む体制を発足させた。

●静岡市と包括連携協定を締結

・静岡市と幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与するため、11 月に、「まちづくり、地域産業の活性化」等 7 分野において連携・協力する包括連携協定を締結し、組織的に連携活動を展開する体制を整えた。

●グローバル地域センターの設置

・グローバル地域センターを設置し、「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」、「危機管理」部門を大きな柱として、調査研究活動を開始した。調査研究の成果を広く県民に情報発信するため、ホームページの整備を行うとともに、公開シンポジウム「TSUNAMI」や公開講演会「アジアの消費行動の多様性」等を実施した。

●英語教育の支援

・言語コミュニケーション研究センターと国際関係学研究所とが連携して英語教育に携わる小学校・中学校教員対象のワークショップ「明日から使える小学校外国語活動セミナー」を開催した。

●社会人リカレント教育の実施

・薬学部においては、薬物療法研修会を、地域薬剤師会及び病院薬剤師会と連携して 10 回開催した。名古屋市立大学及び岐阜薬科大学と連携してインターネット回線を利用した三公立大学連携薬剤師生涯学習支援講座を 9 回開催した。また、静薬学友会（薬学部同窓会）と連携して薬学卒後教育講座を開催した。

・看護学部においては、平成 23 年度に引き続き、学び直し講座や看護技術セミナーを実施した。

・経営情報イノベーション研究科附属の地域経営研究センターの社会人学習講座では、平成 24 年度は 11 講座を開講し、176 名が受講した。特に、外部と連携した講座の開講、及び研究分野

の異なる教員が連携した講座の開講により、講座内容の充実と多様化を図った。開講した講座の受講生の意見をアンケートにより収集し、内容の充実に反映するとともに、講座の開講情報を積極的に発信した。また、医療経営研究センターでは、静岡県から医療経営改革能力開発事業を受託して、19の県内公的病院が集う医療経営改革能力向上講座を開催した。また、6月に静岡県医師会との共催により特別講演会「地域包括ケアと在宅医療について考える」を開催し276名が参加した。続いて11月には、地域経営研究センターと共催で一般公開セミナー「(静岡と東京で)医療・介護保障と税の一体改革を考える」を静岡本会場(県大講堂)と東京遠隔会場(東京国際フォーラム)を結び、約300人を集めて開催した。

・短期大学部においては、平成23年度に引き続いて、保育士資格取得後、実務経験3年を経過する者を対象とした「幼稚園教員資格認定国家試験対策講座」を実施し、社会福祉専攻卒業生を含む保育士個々のスキルアップ及び可能な職域の拡大を図った。社会福祉学科社会福祉専攻卒業生で2年以上の実務経験を有する者を対象として「社会福祉士国家試験対策講座」を、介護福祉士国家資格取得を目指す介護実務者を対象として、国家試験実地試験を免除するための「介護技術講習会」を実施した。また、新たに「歯科衛生学科リカレント教育講座」を、災害時における歯科衛生をテーマとして開催した。

●HPS 養成講座の実施

・短期大学部においては、社会人専門講座「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト (HPS) 養成講座」を平成23年度に引き続き実施した。平成24年度においては、定員15人程度に対し、秋田県から沖縄県に至る広域から42人の応募があり、選考の結果14人を受講生とし、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト (HPS) として養成した。

イ 産学官連携の推進

●産学官連携

・産学官連携や知的財産に関する方針を審議・決定する産学官連携戦略会議において、知的財産の技術移転の進捗状況の報告と管理及び活用方針の検討を行い、知的財産の技術移転を組織的に展開した。本学で創出したお茶や米に関する発明を利用した製品が販売されたほか、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトで取り組んでいる「地域結集型研究開発プログラム」(テーマ:静岡発 世界を結ぶ新世代茶飲料と素材の開発)において、地域企業や公設試験研究機関等と共同研究を行った。

●共同研究・受託研究の獲得

・フーズサイエンスセミナー(開催地:静岡市ほか)、イノベーションジャパン(開催地:東京)、県総合食品開発展(開催地:静岡市)等、22回の出展を行って研究分野紹介集の配付、研究内容を広報したほか、大学ホームページに研究成果・シーズを掲載するとともに、学内教員への意識啓発を推進した結果、計画(70件)を大きく上回る95件の共同研究・受託研究を獲得した。

●茶学総合講座の開設準備

・食品栄養科学部、薬学部、経営情報学部等で各々の専門性を活かして実施されている茶に関する研究の情報を一元化するとともに、県内の他大学や公設試験研究機関をはじめ行政・茶業界とも連携して茶業振興に寄与することを目的として、日本の大学では初めて茶の総合講座を開設する準備を進めた（平成 25 年 5 月 1 日開設）。開設後は、県内の茶に関する研究機関がそれぞれの専門性を活かして連携し、本県の茶業振興に直接的に結びつく調査研究及び人材育成を行う。

ウ 県施策等との連携

●「ふじのくに食薬総合特区」構想

・本学学長はフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進機関であるフーズ・サイエンスセンターのセンター長としてフーズ・サイエンスセンターの企画運営に参画し、「ふじのくに食薬総合特区」構想をとりまとめるなど、県施策推進に大きく寄与した。

エ 他大学等との連携推進

●大学ネットワーク等における県内大学との連携

・大学ネットワーク静岡等が関係する学術フォーラムなどの事業参加に加え、大学コンソーシアム設立に向けた検討会への参加、構成大学とともに韓国(釜山、ソウル等)、台湾(高雄、台北)で開催された静岡留学フェアに出展するなど県内他大学との交流・連携を進めた。また、本学の教員が大学ネットワーク静岡の企画する「共同公開講座」事業や「“静岡学”出張講座」事業の講師となり、県内他大学と連携して活動を行った。

静岡大学・東海大学との単位互換制度を継続し、静岡大学に 1 人、静岡大学大学院に 1 人、東海大学大学院に 4 人を派遣し、静岡大学大学院から 15 人を受け入れた。また、本学において、4 高等教育機関連携講義（本学、静岡大学・浜松医科大学・国立遺伝学研究所）を実施し、10 回の講義に 25 名の学生が出席し単位認定を受けた。さらに、静岡文化芸術大学との相互協力を模索する場を設けた。

●教員免許状更新講習等への連携・協力

・教育委員会からの依頼に応じて講師を派遣し、高校商業科教員・情報科教員・家庭科教員・農業科教員を対象とした研修会に協力した。また、静岡大学が主催する教員免許状更新講習に「英語教師のための教育言語学」と「暮らしの中の数学」の 2 講座を提供した。

(5) 国際交流における特色ある取組

●米国のロジャーウィリアムズ大学との大学間協定締結の準備

・静岡県と交流のあるロードアイランド州のロジャー・ウィリアムズ大学と、短期語学研修、 Semester 留学及び教員交流を柱とした大学間協定の締結に向けた協議を行った。（平成 25 年 4 月 1 日協定締結。県立大学と大学間交流協定を締結する海外の大学は、平成 24 年度末で 12 カ国 19 校であり、ロジャーウィリアムズ大学が 20 校目となった。）

●留学生等支援～カンバセーションパートナー制度の充実など

・留学生 1 人に日本人学生 1 人を配置するカンバセーションパートナー制度によるペアが 26 組成立し、地域ではボランティア団体との連携も継続するなど、留学生にとって大きな生活支援となった。また、学内の履修説明会や留学生交流会、意見交換会を継続実施するとともに、平成 23 年度に休止したスポーツ大会を（復活）開催したほか、学外では県大学課や県留学生交流推進協議会との連携事業にも参加し、支援体制を充実させた。

●留学生の日本語教育

・留学生の日本語教育の充実を図るため、理系大学院学生や交換留学生などを対象とした「初級日本語」講座、文系大学院学生及び日本語能力試験 N 1 受験希望者など、日本語力のレベルアップを目指す大学院学生を対象とした「中級日本語」講座を引き続き開設した。平成 24 年度からは授業時間を延長するなど講座の充実・改善を図った。

国際関係学研究科では、平成 23 年度に引き続き、修士論文作成のための留学生向け日本語講習（日本語論文作成のための講習）と文献検索特別講習（図書館での文献検索講習）を実施した。

(6) 運営及び財務状況の改善・効率化に関する特色ある取組

●学長のリーダーシップを支える体制

・副学長の 2 人体制を継続とするとともに、産学連携・国際交流・教務などの各分野を担当する 7 人の学長補佐を指名（平成 23 年度に指名した者を再任）し、学長の補佐機能の強化を図った。

●教員活動評価の実施

平成 23 年度に本格的に稼働した教員評価制度については、引き続き適正な運用に努めるとともに、サバティカルイヤー制度の導入に向け検討を行った。

●外部資金の獲得増加

・外部資金の獲得に向け、科学研究費補助金の説明会を開催するとともに、教員による新技術説明会を頻回に開催して受託・共同研究の獲得を図り、創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業の採択など、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金等併せて 350 件（大学 338 件、短期大学部 12 件）の資金を獲得した。

・また、外部資金獲得に対するインセンティブについて他大学の状況を調査して奨励制度の検討を行い、国等のプロジェクト事業応募に要する経費を支援する制度を設け、平成 25 年度から施行することとした。

●ESCO 事業の推進等

・ESCO 事業において、光熱水費は、当初計画値（省エネルギー改修以前の平成 17～19 年度の平均値）に対し、総じて節減することができ、前年度とほぼ同額の削減額となった。

●不適切な事務処理の発生

・事務の標準化（出納事務を中心とした事務処理マニュアルの整備など）や、職員の能力開発（スタッフ・ディベロップメント研修への参加支援など）、内部監査機能の充実（平成 19 年度の監査室設置による改善指導の徹底）などにより、事務処理の適正化及び効率化に努めたが、結果として、不適切な事務処理の発生を防げず、発見も遅れてしまった（平成 21 年度～24 年度の不適切な事務処理が平成 25 年度に判明した。）。

今後は、事務処理手順のマニュアル化のほか、複数者の分担による相互チェック、従事業務の見える化等による事務の標準化を中心とした事務処理体制の見直しを進めるとともに、コンプライアンス意識啓発や OJT などの職員研修の充実、監査機能の強化に重点的に取り組み、再発を防止する。

(7) 点検・評価及び情報の提供に関する特色ある取組

●大学評価（認証評価）に対する取組

・大学基準協会による大学評価（認証評価）が示した助言事項については、全学会議等において改善状況を確認するなど、全学的に問題意識を共有し、随時改善に取り組んだ。平成 25 年 5 月を基準日とする改善状況報告書を同年 7 月末までに大学基準協会に提出することになっている。

●広報の充実

・『はばたき』に、「研究室訪問」の企画を設けたほか、従前からの記事を寄稿から企画記事として改善し、読者を意識した誌面に大きく改善した。

また、公式サイトに、英文 CV (Curriculum Vitae 業績・履歴書) を掲載し、教員の研究活動情報を世界に向けて発信する契機とした。

このほか、これまで日英併記で作成していた大学案内概要パンフレットを、平成 24 年度版は日本語と英語のそれぞれで作成し、部局の紹介も掲載するなど、内容の充実を図った。

・短期大学部では、介護福祉専攻の紹介 DVD を県内高校に配布した。

(8) その他業務運営に関する特色ある取組

●ハラスメント防止対策

・教職員対象のハラスメント研修会を部局ごとに実施するとともに、学生に対しては、新入生ガイダンス、学部ガイダンスでリーフレットを配布して周知を図った。

また、学外者のハラスメント相談員を学内配置（週 1 日）し、相談しやすい環境を整備したほか、全学で学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメントに関するアンケートを実施し、学生には Web 学生支援システム、教職員にはメールにてアンケート結果を知らせた。

このほか、ニュースレターの発行、教員研究室の可視化のためのドアストッパー配布など、ハラスメントの防止に努めた。

●東日本大震災への支援及び防災意識の高揚

・薬学部及び食品栄養科学部の教員が、東日本大震災被災地での経験をふまえて、「ふじのくに

防災学講座」において講演を行った。

また、東日本大震災被災地支援のため、薬学部、経営情報学部、環境科学研究所、短期大学部から多くの教職員を派遣した。

・食品栄養科学部では、学生の社会人基礎力の向上を目的として、学生自身が原発事故で問題を抱えている福島県に出向き、食の安全・栄養指導と環境への影響などに関する情報を収集し取りまとめる研修を課外教育プログラムとして行い、その報告会を行った。

<項目別の状況>

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育 (1) 教育の成果
--

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 育成する人材 (ア) 静岡県立大学 a 学士課程		
<全学的に取り組む教養教育> 全学部生を対象として全学的に取り組む教養教育を実施し、その成果を基に、各学部において専門基礎教育・専門教育を行うことにより、確固たる自我を持ち、社会に柔軟に適應できる力を身につけるとともに、創知協働の意識を持つ人材を育成する。	<全学的に取り組む教養教育> ・ 各学部の専門教育の基礎となる教養教育を実施するため、全学共通科目における学部推奨科目が選定できるか検討し、その結果から、必要に応じて新科目開講の準備を進める。(No.1)	・ 全学教務委員会内に設けた推奨科目検討部会において、全学共通科目における学部推奨科目の検討を行い、平成 25 年度から「TOEFL 留学英語」などの英語科目を新たに加えるとともに、全学共通科目の全般的な見直しを図ることとした。
<専門基礎教育・専門教育> [薬学部] 医療の進歩に対応できる専門的な知識・技術を有し、高い資質を身につけた薬剤師を養成し、及び医薬品に関連する基礎知識・技術を習得し、創薬・育薬を総合的に理解できる人材を育成する。	<専門基礎教育・専門教育> [薬学部] ・ 薬学教育自己評価に取り組み、シラバスの更なる整備及び学生による評価の活用などを図る。 ・ 6 年次カリキュラム及び薬学共用試験の受験者総合的支援システムの充実を図るとともに、6 年制薬学教育の実務実習カリキュラムの整備を引き続き行う。 ・ 創薬・育薬を担う研究者養成を目指した特色ある薬科学科カリキュラムを実施し、その検証を行い充実を図る。(No.2)	・ 薬学教育（6 年制）第三者評価基準に基づく自己評価を引き続き実施するとともに、授業アンケートによる授業評価結果を学生と教員に掲示し、その結果を教育の改善に活用した。また、教務委員長を中心とした検討委員会においてカリキュラム、シラバスの改善と整備を図った。 ・ 薬学共用試験の受験者全員の合格を目指し、自己学習システムを用いた演習、CBT (Computer Based Test) 体験受験成績不良学生を対象とした CBT 対策講義を実施した。また Web 実務実習指導・管理システムによる実習状況の把握と学生の指導、実務実習学生アンケートの実施、実務実習報告会の開催、実務実習協議会等の開催により、実務実習カリキュラムの検証を行うとともに、実務実習指導薬剤師の評価や意見を取り入れた実務実習環境の整備を引き続き行った。 ・ 学生の学習がより効率的かつ体系的になるように、授業科目及び配当年次の見直しを行い、平成 24 年度入学者から新カリキュラムを実施した。また、学生の誤解を招きやすかった科目分類の名称を、新カリキュラムの実施に併せて変更した。
新卒者の薬剤師国家試験の合格率は 90%以上を目指す。	・ 新卒者の薬剤師国家試験の 90%以上の合格率を目指し、薬剤師国家試験支援対策の充実を図る。(No.3)	・ 薬剤師国家試験対策委員会を中心に試験支援対策を立案し、底上げのための夏季講義、秋季講義などを実施した。薬剤師国家試験の新卒者合格率は、90.5%であった。
[食品栄養科学部] 食品と栄養に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する総合的な知識と最先端の技術を身につけた人材を育成する。	[食品栄養科学部] ・ 食品栄養科学部、食品生命科学科、栄養生命科学科それぞれの理念、目的、教育目標を検証し、引き続き「食と健康」に関する総合的な知識と最先端の技術を身につけた人材の育成を図る。 ・ 食品生命科学科では JABEE の「個別相談」の結果を踏まえて、認定申請を行う。 ・ 栄養生命科学科では、県内外の優れた総合病院での実習を継続することにより、学生	・ 食品栄養科学部、食品生命科学科、栄養生命科学科の理念、目的、教育目標を検証し、食品生命科学科の教育目標の軽微な修正として、6 項目目の文頭に、「食品技術者として」を加筆して、より教育目標を明確にした。また、学部教務委員長を中心としてシラバスの改善と整備を図った。 ・ 食品生命科学科では JABEE の認定申請を行い、書類審査及び実地審査を受審した。(平成 25 年 4 月に JABEE プログラムとして認定を受けた。)

	の職業意識を高めることに努める。(No.4)	<ul style="list-style-type: none"> 県内 11 施設、県外 7 施設の地域中核総合病院で 2 週間の臨地実習を行った。実習内容に関しても、患者の栄養指導に重点を置くなど、更なる充実を図った。
新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は 100%を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 過去の管理栄養士国家試験成績を踏まえて、学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実を図る。模擬試験の獲得点数が低い学生に対しては個別指導を進める。(No.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に続き、管理栄養士国家試験対策特別講座を 14 回、模擬試験を 4 回実施した。模擬試験の成績が下位の学生に対しては、国家試験対策委員が中心となって個別指導を行った。こうした取組の結果、平成 24 年度の新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は 96.0% (25 人受験・24 人合格) であった。
〔国際関係学部〕 グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成する。	〔国際関係学部〕 <ul style="list-style-type: none"> 初年次教育のあり方について検討を進め、合わせてフィールドワーク型初年次教育科目の単位化について一定の結論を出す。 また、学部将来構想委員会において、カリキュラムの見直し作業を行い、新たなカリキュラムプランを検討する。(No.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 学部将来構想委員会及びカリキュラム改革委員会において、初年次教育の導入を含めた新たなカリキュラムプランを検討し、カリキュラム改革案を作成した。フィールドワーク型初年次教育科目については、他の科目群におけるフィールドワークの強化を前提として、単位化は見送ることとした。
学部生の 60%以上が卒業までに TOEIC600 点以上、20%以上が 730 点以上をとることを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC 対策として、1 年・2 年全員 TOEIC-IP テスト受験、オーラルコミュニケーションのクラスでのミニテストの実施、日本人助教による個別指導を確実に継続する。また、TOEIC 試験の結果を評価・分析する組織を立ち上げて、必要に応じて新たな対策を検討する。(No.7) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度は従来の TOEIC-IP テスト 1, 2 年生全員受験を徹底させるべく、欠席者に対する追試も行った。さらに平成 24 年度からは欠席者への追試、および発信型 (スピーキング・ライティング) 英語力を測る SW 試験の導入 (希望者のみ) も行った。テスト対策としては、オーラルコミュニケーションの授業で毎回ワークブックに基づいた宿題を出し、それを採点して返すという方式を採用した。テスト結果の評価・分析については、言語コミュニケーション研究センターとの連携を密にして検討を重ねることに加えて、同センターの講師陣とのミーティングに出席してスコアアップに向けての方策を話し合うなど積極的に取り組むことができた。
〔経営情報学部〕 情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を育成する。	〔経営情報学部〕 <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度からの新カリキュラム体制における複数教員による卒業研究指導体制、初年次教育体制を実施し、その結果について検証し、必要があれば改善を図る。(No.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から新カリキュラムを実施した。初年次教育体制として、これまでの活動に加え、学生に 4 年間の勉学を行う基礎的なスキルを付与するための新科目「スタディスキルズ」を設置・開講し、その効果及び問題点について検討を行った。また、新カリキュラムにおける複数教員による卒業研究指導を円滑に行うために、ゼミ配属の方法等を改善した。
次世代を担う公務員を目指す学生のために、公務員試験の合格率を向上させる。会計リテラシーの育成のため、簿記検定の受験率とその合格率を向上させる。IT パスポート試験 (旧「初級システムアドミニストレータ試験」) 希望者の合格率は平均合格率以上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 新カリキュラムの運用を行い、次世代を担う公務員を目指す学生のために、公務員試験の対応にも配慮した教育を行う。また、運用上の問題を探り、必要があれば改善を図る。 日商簿記検定 3 級の合格率を 80%とする。日商簿記検定 2 級の受験を勧め、取得率 15%を目指す。 IT パスポート試験については、平成 23 年度までに構築した支援体制を継続実施する。(No.9) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度からの新カリキュラム体系において、公務員に求められる知識を獲得させるための主要科目の新設及び既存科目の充実を図り、公務員試験の対応にも配慮した教育を行った。また、公務員試験合格者と在学生との情報交換会を開催した。 日商簿記検定 3 級の 4 年生における合格率は 85%となった (学生数 107 人、合格者 91 名)。日商簿記 2 級の合格率についても取得率 24.3% (学生数 107 人、合格者 26 人) と目標を達成することが出来た。 IT パスポート試験については、平成 23 年度までに構築した支援体制を継続実施した。また、IT パスポート試験のための教材を学生に貸与する制度を開始した。
〔看護学部〕 少子高齢社会の健康の護り手として人々の健康生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成する。	〔看護学部〕 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度カリキュラムから、チーム医療、災害看護、看護技術科目の充実など、これからの看護に必要な科目を平成 24 年度カリキュラムに取り入れて実施する。(No.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度カリキュラムに取り入れたチーム医療、災害看護、看護技術科目を、4 年生を対象に初めて実施した。また、平成 24 年度カリキュラムの 1 年目を実施した。
新卒者の看護師国家試験及び助産師	<ul style="list-style-type: none"> 国家試験の最新情報を学生に提供し、そ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度の実験結果を踏まえつつ、国家

<p>国家試験の合格率は100%を目指す。保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。</p>	<p>れらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を強化し、更に国家試験の結果を評価し、新たな対応策を検討する。(No.11)</p>	<p>試験の最新情報を学生に提供するとともに、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援の強化を図った。また新たな対応策として、全体的な勉強会以外に個別に疑問点を教員に質問できる体制について検討した。 平成24年度の新卒者の看護師国家試験合格率は98.2%、保健師国家試験の合格率は98.5(全国平均97.5%)であった。</p>
<p>b 大学院課程</p>		
<p>[薬食生命科学総合学府] 薬学専攻においては、薬学部6年制移行に伴って設置する4年制の大学院教育を通して、臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学を踏まえた薬学者を育成する。 薬科学専攻においては、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる薬科学者を育成する。(No.12)</p>	<p>[薬食生命科学総合学府] ・薬学部6年制移行に伴う大学院改編により新たに設置された薬学専攻博士課程(4年制)の大学院教育を開始し、高度な能力を有し臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学分野の技術者・研究者を育成する。 ・薬科学専攻博士前期課程の教育研究を継続的に推進するとともに、薬科学専攻博士後期課程の教育研究を開始し、生命薬学を中心とした専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を育成する。(No.12)</p>	<p>・平成24年度に新たに開設された4年制の薬学専攻(博士課程)の研究・教育組織を確立し、大学院において高度な能力を有し臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学分野の技術者・研究者を育成する体制が整った。 ・薬食生命科学総合学府となり、薬科学専攻博士前期・後期課程が設置され、新たなカリキュラムに基づいて教育研究を開始した。生命薬学を中心とした専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を育成する体制が、更に充実した。</p>
<p>薬食生命科学専攻においては、薬学と食品栄養科学の両分野における高度な専門知識と技術を身につけ、「食」と「薬」の学際的研究分野を開拓する人材を育成する。(No.12-1)</p>	<p>・薬食生命科学総合学府に新たに設置された薬食生命科学専攻においては、薬剤師免許取得のための教育体制を担保しつつ、薬学と食品栄養科学の学際領域を切り開き、食薬融合分野を開拓しうる国際的に通用する優れた人材を育成するためのカリキュラムを整備・実施し、その検証を行う。(No.12-1)</p>	<p>・平成24年度に設置された薬食生命科学専攻において、初年度となる平成24年度入・進学者数が定員を上回る成果を挙げた。薬剤師免許取得のための教育体制を担保しつつ、食薬融合分野を開拓しうる人材育成のプログラムを開始することができた。必須科目「健康長寿科学特論」において、海外から招聘した食薬融合領域の研究者から大学院学生の研究達成能力の評価を受け、カリキュラムの検証に取り組んだ。</p>
<p>食品栄養科学専攻においては、急速に進む高齢化社会を視野に入れ、食を通して健康保持ならびに疾病予防に貢献するための高度な専門知識や食品技術を身につけた人材を育成する。 環境科学専攻においては、環境に関する専門的な知識と技術に加えて、幅広い視野を培い、環境問題の科学的な解明を通して持続可能な社会の構築に資する人材を育成する。(No.13)</p>	<p>・食品栄養科学専攻においては、薬食生命科学総合学府の一員として、食を基盤に据えながらも食薬融合を踏まえて、ヒトの健康を探究する知識や技術を身につけた人材を育成するために、教育制度の充実を図る。 ・環境科学専攻においては、環境に関する幅広い分野で活躍できる人材の育成に対応したカリキュラムの整備と検証を引き続き行う。(No.13)</p>	<p>・食品栄養科学専攻では、薬食生命科学を基盤とした健康長寿科学に関する俯瞰力を身につけた人材を育成するために、健康長寿科学特論を開講し、学生の積極的な履修を促した。 ・環境科学専攻においては、FD活動、学生を対象とした専攻独自の授業アンケート調査、専攻長らによる全学生個別面談等の実施を通して、カリキュラムのより一層の整備・充実を図った。</p>
<p>[国際関係学研究科] グローバル化する世界での諸課題に挑み、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>[国際関係学研究科] ・修士課程改革委員会を中心として、グローバル化の流れに対応できるよう、カリキュラムの総合的な再点検を行う。さらに、専門能力育成のための「フィールドワーク」科目の実施状況を確認し、問題点の把握・検討を行う。(No.14)</p>	<p>・修士課程改革委員会におけるカリキュラムの総合的検討を踏まえ、平成23年度から開設している「フィールドワーク」科目の実施状況の確認を行うとともに、指導上の課題について検討を行った。 ・平成23年度に引き続き、グローバル化の流れに対応できるよう、「英語プレゼンテーション」科目をワークショップ形式で試行的に実施した。この実績を踏まえ、平成25年度から、現行授業科目「英語コミュニケーション研究」「英語表現法研究」を、それぞれ、「アカデミック・イングリッシュ I」「アカデミック・イングリッシュ II」に変更することにした。</p>
<p>[経営情報イノベーション研究科] 営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理及び広範囲にわたるイノベーションに関する研究と実践が可能な高度専門職業人を育成する。(No.15)</p>	<p>[経営情報イノベーション研究科] ・引き続き、プロジェクト型研究の推進を行い、成果の創出に努める。また、平成23年度に検討した修士課程と博士後期課程との連携研究の方策について、試験的実施</p>	<p>・プロジェクト型研究を推進し、その成果として、大学院生が日本 e-learning 学会、日本データベース学会、WebDB フォーラム等で賞を受けたほか、修士課程と博士後期課程の学生が連携して1つのプロジェクト型研究を実施し、共</p>

	と検討を進め、以後の連携研究の体制化に向けて準備を行う。また、これまでに実施したプロジェクト型研究プログラムについて総合評価を行う。(No.15)	著による学会発表等を行った。また、これまでに実施したプロジェクト型研究プログラムの総合評価を行った。
[看護学研究科] 優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成する。	[看護学研究科] ・ 看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成する。 ・ 専門看護師コースの設置を視野に入れたカリキュラムを整備する。 ・ 平成 24 年度に改正した助産師養成課程を実施の上、評価し、問題点を調整する。 ・ 助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。(No.17)	・ 精神看護学分野に続き、小児看護学分野において専門看護師養成課程に必要な科目を配置し、実施した。 また、平成 22 年度助産師養成課程のカリキュラムを改訂した平成 24 年度助産師養成課程を実施し、評価した結果、少子化による出生数の減少などから実習場確保が年々困難になってきているほかは、特に調整すべき問題点はなかった。助産師国家試験の合格率は平成 23 年度に引き続き 100%であった。
(イ) 静岡県立大学短期大学部		
① 教養教育において、豊かな人間性と総合的判断力を培うとともに、各学科において専門教育を行い、保健・医療・福祉の水準向上に貢献し社会の要請に応え得る人材を育成する。	・ 教養教育においては、引き続き看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科の専門科目と効果的に連携しながら豊かな人間性と総合的判断力を培う。	・ 教養教育においては、専門科目と深い関連をもつ科目、直接その基礎となる科目、市民生活の基盤となる科目を開講して、確実な知識、豊かな人間性と総合的判断力の獲得を目指した。
② 看護師、歯科衛生士及び社会福祉士並びに保育士、介護福祉士の資格を有し、時代の要請に対応できる実践的能力を有する人材を育成する。	・ 看護学科では、新カリキュラムを見直し、再申請に向け課題となっている災害看護の時間数の調整を行う。また、看護研究や在宅看護論の充実を図り、専門性の高いスキルを持つ人材育成に寄与する。 ・ 歯科衛生学科では、臨地・臨床実習が「歯科衛生」を総合する、判断力を学ぶ、人間性を高める教育であることを明確に示して、人材育成にあたる。 ・ 社会福祉学科では、社会福祉士養成カリキュラムについて、平成 23 年度に抽出された問題点の改善を行う。また、平成 23 年度に新カリキュラムとなった保育士養成プログラムについて問題点を抽出し、改善案を検討する。(No.18) (No.19)	・ 看護学科においては、専門性の高いスキルを持つ人材育成に寄与するため、災害看護、看護研究、在宅看護の時間数や授業内容の検討を行った。廃学科を控えているため時間数の変更は行わないこととし、演習等を組み入れたり担当教員の変更をして、学生により理解しやすく活用できる内容、方法で、災害看護、看護研究、在宅看護の授業を実施した。 ・ 歯科衛生学科では、学習効率を高めるため、平成 23 年度臨地実習の内容を検討し、実習期別の項目を整理して入れ替えた。実習の目的に加えて到達目標まで示すように変更した。また、臨地実習を総括する「歯科衛生実践実習」報告のための指導体制を全教員で行うことに変更した。 ・ 社会福祉学科の社会福祉士養成課程では、実習先の施設種別を増やし、ソーシャルワーク実習を充実させた。保育士養成課程においては、開講時期が学生の学習過程に合っていない科目について、開講時期の検討を行い、改善することとした。歯科衛生学科では、学習効率を高めるため、平成 23 年度臨地実習の内容を検討し、実習期別の項目を整理して入れ替えた。実習の目的に加えて到達目標まで示すように変更した。また、臨地実習を総括する「歯科衛生実践実習」報告のための指導体制を全教員で行う事に変更した。 ・ 社会福祉学科の社会福祉士養成課程では、実習先の施設種別を増やし、ソーシャルワーク実習を充実させた。保育士養成課程においては、開講時期が学生の学習過程に合っていない科目について、開講時期の検討を行い、決定した。
③ 新卒者の看護師国家試験及び歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。	・ 看護学科及び歯科衛生学科では、新卒者の国家試験 100%合格を目指す。 ・ 看護学科では、必要な学力の形成のために、看護師国家試験問題 Web 法人サービスの利用促進、補講や模擬試験を継続して行い、試験などの結果による学力低下の学生に対して、チューターによる個別指導等を更に強化して対応する。	・ 看護学科では、看護師国家試験対策として補講及び模擬試験を継続して実施した。また国家試験問題 Web サービスの利用を進め、模擬試験の採点結果が低い学生に対してチューターによる個別指導も強化した。看護師国家試験において新卒者の合格率は 96.3%を達成し、全国平均である 94.1%を上回る結果となった。 ・ 歯科衛生学科では、歯科衛生士国家試験対

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生学科では、模擬試験結果を分析して、学生にフィードバックすることに加え、臨地実習における学びを振り返る講義を実施して総合的な理解力を高めるなど、引き続き、国家試験対策を実施する。(No.20) 	<p>策として26回の補講と4回の模擬試験を実施した。模擬試験結果のフィードバックは、国家試験担当教員による総合的な助言、チューターによる学生1人に3回以上の個別指導、学習状況の観察を行うなど、指導を強化した。歯科衛生士国家試験において新卒者の合格率は100%を達成した。</p>
イ 卒業後の進路		
① キャリア形成支援のための講座をカリキュラムに位置づけるとともに、インターンシップ制度などのキャリア形成を支援する事業を充実させ、学生の大学生活への意欲的な取組みを活性化させることを通じて、学生のキャリア意識の涵養に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア教育科目を開講するとともに、キャリア形成に係るセミナーやインターンシップの実施、学生の主体的活動を支援するシンポジウムの開催など、キャリア形成支援事業を継続して実施する。 ・ 短期大学部においては、資格取得と職業教育をキャリア支援の中核として位置づけ、公務員試験対策講座の実施など、キャリア支援のための講座の充実を図り、学生の意識の涵養を図る。(No.21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア教育科目について、引き続き「キャリア形成概論Ⅰ」、「キャリア形成概論Ⅱ」、「ライティング基礎」、「ライティング実践」を開講した。また、正課外においてもキャリア形成に係るセミナーを開催した。 ・ インターンシップについて、協力企業の開拓に努め、厳しい経済状況にもかかわらず、協力企業数を維持した。また、学生への周知にも積極的に取り組み、多くの学生が参加した。 ・ 学生の主体的な活動を支援する取組として、学生の企画編集によるキャリア情報誌の発行を行った。 ・ 社会貢献活動に関わる学生団体のシンポジウムを学生の企画運営によって開催した。 ・ 短期大学部においては、看護師、歯科衛生士、保育士、介護福祉士の資格取得と職業教育を中核に位置づけ、就職ガイダンス、マナー講座や公務員対策講座等を実施するとともに、合同就職説明会及び合同就職相談会を実施することで、学生のキャリア意識の形成に努めた。
② 中期目標を踏まえて、キャリア支援センターを中心として、教職員が連携し、キャリア形成支援と就職支援が一体化した体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア支援委員会を通してキャリア支援センターと各学部・研究科教員との連携を引き続き図るとともに、教職員を対象とした講習会を開催するなど、キャリア形成支援と就職支援の一体化の必要性に対する意識の一層の向上を図る。 ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心として、キャリア支援委員、学生委員、チューターの連携により就職支援が一体化した体制を引き続き整備する。(No.22) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア支援センターが行うキャリア形成・就職支援事業についてキャリア支援委員会で説明を行い、意見交換を行った。また、各学部・研究科の支援の取組について情報提供を求め、支援の連携、支援事業間の調整を図った。 ・ 保護者のための講演会、個別企業説明会など、各学部・研究科と連携してキャリア形成・就職支援事業を実施した。 ・ 教職員を対象にキャリア教育・支援の必要性に関する講演会を開催した。 ・ 看護学部と連携し、病院勉強会を開催した。 ・ 短期大学部においては、キャリア支援委員会を中心に、学生委員、チューターが連携して就職支援を実施した。5月、7月、9月に公務員対策講座を開催した。また、5月に社会福祉学科を対象に静岡県人材センターから講師を招き就職ガイダンスを開催した。6月に看護学科を対象に県内施設を招き合同就職説明会を開催、10月に歯科衛生学科を対象に県内歯科医院を招き合同就職相談会を開催した。
ウ 教育の成果の検証等 (7) 教育の成果の検証		
① 学生による授業評価を活用し、教育の成果・効果を検証するとともに、各学部・学科において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員が問題点を把握しやすくするために改定し、平成23年度後期から用いた全学共通科目授業評価アンケートの結果を活用して、授業の改善効果を検証する。また、各学部において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学共通科目については、各教員が問題点を把握し授業に反映しやすいものにするため平成23年度に改定したアンケート用紙を用いて、授業評価を行った。学部専門科目については、各学部の様式で授業評価を実施した。学生による授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てた。国家試験・検定試験は平成23年度の結果を各学部・学科で分析を行い、補習や模擬試験、個別指導に役立

	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、学生による授業評価アンケート結果を活用し、教育の成果・効果を検証する。また、各学科において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。(No.23) 	<p>てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、平成23年度の学生による授業評価アンケート結果に基づき、各教員が担当科目の工夫・改善点を検証し、そのコメントをホームページに掲載するとともに、授業に役立てた。 <p>看護学科では、平成23年度後期から用いた学科共通科目授業評価アンケートの結果に基づき、授業内容の改善を図った。さらに教員及び実習指導者に国家試験問題を配布し、合格率100%を目指して授業内容や実習内容に反映させた。歯科衛生学科では、教員各自が授業評価アンケートをもとに授業内容の一層の改善を図る一方で、シラバスの活用による他教科の進度確認をすることとした。</p> <p>社会福祉学科では、複数教員で行う科目について授業評価を活用して討議し、教育の成果を評価するとともに、平成25年度の授業計画を見直した。社会福祉士国家試験の結果を調査し、国家試験対策講座の内容を改善した。介護福祉士共通試験の成績を担当教員に還元することによって、教育の効果を検証するとともに、授業内容の改善に役立てた。</p>
<p>② 卒業生による評価や就職先等での評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学部の特徴・実情に応じ、卒業生や就職先等を対象に、教育の成果(評価)に係る意見を聞く機会を定期的に設ける。その結果をFD委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。 短期大学部においては、卒業生の就職先に対して実施した「卒業生への評価」、「短期大学部の教育内容の評価」アンケートの結果に基づき抽出した項目や意見について、具体的な対応案を作成し、活用する。(No.24) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部の特徴・実情に応じ、様々な機会等を利用して、卒業生や企業等からの意見(評価)を収集し、得られた情報をFD委員や教務委員等と連携して教育活動に反映させるよう努めた。具体的には、下記のような取組を実施した。 卒業生から意見を聴く機会については、卒業教育講座や同窓会、卒業生による企業説明会等における意見収集、学内に在籍している本校出身の大学院生からのアンケート、卒業生を招いて学部講義に対する感想や評価に対する意見交換などを実施した。 就職先等から意見を聴く機会については、インターンシップでの企業への訪問時や実習先(病院、福祉施設、学校、企業、保健所等)との意見交換会や来校した就職先人事担当者からの聴取などを行った。 短期大学部においては卒業生の就職先を対象にアンケート調査を実施した。その結果、卒業生に対する卒業支援教育の充実及びキャリア支援の充実が課題としてあげられ、社会福祉学科では卒業生の希望が多かった「幼稚園教員資格認定試験対策講座」を引き続き行った。各学科では専門職団体と連携し、「地域貢献活動」や「実習教育の充実」等についても積極的にを行い、カリキュラムに反映させた。また、同窓生のホームカミングデイを実施し、参加者に対して、本学に対する評価や教育の改善事項について意見を聴いた。その結果を踏まえ、同窓生のネットワークづくりとして、「同窓会だより」を刊行した。
<p>(イ) 卒業教育の充実 a 静岡県立大学</p>		
<p>① 卒業生の卒業後の進路状況を調査し、各分野で卒業生が活躍できるよう卒業生と大学、卒業生同士が定期的に情報交換を行えるような体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学部の特徴・実情に応じ、卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行えるよう同窓会、ホームカミングデイ等を定期的に開催するほか、ホームページの充実を図る。(No.25) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部では、それぞれの教育活動等の特色・実情に応じて、卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行う機会の充実に努めた。具体的には、卒業生が参加しやすいよう剣祭(大学祭)の開催日に合わせて、同窓会やホームカミングデイを開催したほか、研究室等を中心と

		した卒業生と教員との懇談会、卒業生による特別講演会などを実施した。また、各学部や同窓会ではホームページの機能の充実を図るとともに、フェイスブックなどを利用して、ホームカミングデイに当日参加できない卒業生とも交流を行う部局もあった。このほか、キャリア支援の一環として卒業生を招いての在学生との意見交換や東京圏在勤在住の卒業生と在校生との交流会、アンケート調査などを各学部で実施した。
② 卒業生を対象として、定期的に研修会を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。	・ 定期的に研修会を開催するなど、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を行う。(No.26)	・ 卒業生への研修機会の提供については、学部・学科の専門分野により、求められるフォローアップ教育の必要性や内容等がそれぞれ異なるため、各学部では卒業生のニーズを踏まえ、卒後教育講座や研修会、技術セミナーなどを開催し、卒後教育の充実を図った。 また、同窓会などの卒業生同士、卒業生と教員との交流の機会や、ホームページ、メーリングリストなど、様々な媒体を利用して、学内の講演会等の情報を卒業生に提供するよう努めた。
b 静岡県立大学短期大学部		
① 卒業生を対象として、定期的に研修会を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。	・ 引き続き、同窓生組織と連携し、卒業生を対象として、「幼稚園教員資格認定試験対策講座」、「社会福祉士国家試験対策講座」を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。(No.27)	・ 卒業生を対象として、7月に「幼稚園教員資格認定試験対策講座」を、10月に「社会福祉士国家試験対策講座」を開催した。幼稚園教員資格認定試験対策講座の受講生の幼稚園教員資格認定試験合格率は100%であった。また、リカレント教育として、「災害時における歯科衛生」のテーマで講演会を開催し、フォローアップ教育の充実を図った。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
1 教育
(2) 教育の内容等

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
(2) 教育の内容等 ア 入学者受入れ		
① 一般・社会人・外国人・推薦・編入等の多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、受験生をはじめ保護者、進路指導者等への積極的な広報を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 各学部において、入学を期待する学生像等の検討を継続して行い、学生募集要項、ホームページの内容を見直す。また、オープンキャンパスや県内国公立4大学合同説明会、大学見学、高校訪問、進学相談会、新入生による母校訪問を通じて入試広報を行う。 短期大学部においては、一般・社会人・外国人・推薦等の多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、受験生をはじめ保護者、進路指導者、予備校や関係機関組織等への積極的な広報を推進する。社会福祉学科介護福祉専攻では、平成25年度入試から、県外推薦も行うため、更に入試広報を充実させる。(No.28) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部において入学を期待する学生像の見直しを継続的にを行い、学生募集要項・ホームページ等で公表した。また、オープンキャンパス(参加者4159人)、県内国公立4大学合同説明会(春4回・秋3回)、大学見学(23校)、高校訪問(29校)、進学相談会(19会場)、新入生による母校訪問(35人)を通じて広報活動を行った。 短期大学部においては、一般・社会人・外国人・推薦等の多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、保護者、進路指導者、予備校等関係機関組織に対して積極的に広報活動を行った。社会福祉学科介護福祉専攻では県外の推薦制度を新たに導入し、県内外への高校訪問も積極的にを行い、学生募集の広報に努めた。
② オープンキャンパスを充実させるなど、受験生の要望に応えられるよう、キャンパスライフに関する情報提供を積極的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> オープンキャンパス来場者にアンケートを実施して、オープンキャンパスの充実を図る。 在学生による母校訪問を行うことによって、教員や生徒に学生生活等の情報を提供する。 進学相談会に学生相談コーナーを設営し、高校生が在学生に相談できる場をつくる。(No.29) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度オープンキャンパスのアンケート調査結果を踏まえて充実を図った。例えば、食品栄養科学部では在学生による研究室ポスター展示・質疑応答を行った。国際関係学部ではサークルによるワークショップを実施し、これをインターネットで配信した。 35人の在学生が母校の高校を訪問し、教員及び生徒に大学のこと、自分の学生生活のことを話すことにより、県立大学のPRを行った。 進学相談会(14会場)において、18人の在学生が高校生等からの相談に乗った。 短期大学部においては、オープンキャンパス等において実施したアンケートの結果を入試広報活動に役立てた。また、8月には在学生が母校の高校訪問を行い、教員や生徒に学生生活等の情報を提供した。
③ 入学した学生の追跡調査を行い、入学者選抜方法の工夫や改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学部ごと、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法の工夫や改善を図る。 短期大学部においては、平成23年度推薦入試から導入した理科について、教科内容の検証を行う。(No.30) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で入学した学生の能力・適性の観点から個別学力検査の在り方を検討し、食品栄養科学部と経営情報学部が平成28年度一般入試の個別学力検査科目の変更を決定した。 短期大学部においては、推薦入試の理科学目である生物・化学における合格率と問題の難易度について、比較検討を行った。
④ 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。また、県外高校への訪問により、県外高校との情報交換を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。 県内高校への訪問を計画的に実施する。 県外高校との情報交換は、新入生による母校訪問と国公立4大学合同説明会を通じて情報交換を図る。(No.31) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内10校の高校校長との懇談会を7月に実施し、情報交換を行った。また、11月には県内総合学科高校(5校)・商業高校(2校)・農業高校(2校)の校長と入学者選抜の在り方について情報交換を行った。 県内の高校(29校)を訪問し、進路指導主事を始めとする高校教員と情報交換を行った。 県外12校の高校に新入生が母校訪問を行った。6月に、東海地区の高校(32校)を対象とした静岡県内国公立4大学合同説明会を豊橋で開催した。 短期大学部においては、県内及び県外高校訪問を通じ、本学の入試広報活動に努めた。また、在学生の母校訪問を行い短期大学部のPRを行った。

<p>⑤ 入試問題に係る過誤の防止とアドミッション・ポリシーに即した問題の質の向上を目的とし、学外委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入試問題の質の向上と過誤の防止のため、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会及び学外専門委員会）を的確に運営する。特に平成 24 年度入試の出題ミスを踏まえて、入試の作業内容の見直しを十分に行う。また、入試問題の質の検証と過誤の発見を早期に行うために、事後点検を合格発表前に行う。 入試問題に対する高校教員との意見交換を行う。 短期大学部においては、平成 24 年度入試の出題ミスを踏まえて、入試問題に係る過誤の防止と問題の質の向上を目的とし、学外委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を行うとともに、併せて過誤防止のための出題チェックの組織体制を強化する。(No.32) 	<ul style="list-style-type: none"> 学力検査問題検討委員会の見直しを図り、入試問題の過誤の防止に努めた。学外委員、学内委員の役割を明確にし、点検順序や点検体制を見直し、改善を図った。また、推薦入試・一般入試の事後点検を行い、早期に入試問題の評価を行える体制を整えた。結果として、平成 25 年度入試では入試ミスはなかった。 入試問題に関する懇談会を 6 月に実施し、高校教員（参加者 100 人）と入試問題について意見交換を行った。 短期大学部においては、平成 24 年度入試の出題ミスの原因究明結果を踏まえて、入試問題に係る過誤の防止と問題の質の向上を目的として小論文問題検討委員会を設置した。この委員会で特別選抜（推薦・社会人・私費外国人）の小論文全ての作問及びその点検とチェックを行うこととし、さらに学外学内専門委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を行うなど作問の点検及びチェック機能を強化した。
<p>イ 教育課程 (ア) 静岡県立大学 a 学士課程</p>		
<p>① 全学共通科目、学部基礎科目及び専門教育科目に分けられている現行の授業科目及び実施体制を見直す。 (平成 21 年度実施予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全学共通科目における学部推奨科目の選定結果から、教養教育のあり方を検討し、現行の授業科目及び実施体制を見直す。(No.33) 	<ul style="list-style-type: none"> 全学教務委員会内に設けた推奨科目検討部会において、全学共通科目における学部推奨科目の検討を行い、平成 25 年度から「TOEFL 留学英語」などの英語科目を新たに加えるとともに、全学共通科目の全般的な見直しを図ることとした。
<p>② 全学的に取り組む教養教育においては、英語教育と情報リテラシー教育等を基本としたベーシック・エデュケーションを推進するための体制を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報リテラシー教育については、平成 25 年度以降の継続的活用をねらいとして教育コンテンツの導入効果などの評価を行う。 英語教育については、平成 23 年度の検証を踏まえ、コミュニケーション活動の一環として英語プレゼンテーション学習を積極的に授業の中に取り入れ、発信型英語教育を更に促進することを目指す。(No.34) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報リテラシー教育については、各学部の情報教育の方針に応じて教材を選択して使える統一的な教育コンテンツ（電子メール、Web ブラウザ、Word、Excel、PowerPoint などに関する 8 種類の講義スライド）を複数部局で使用し、導入効果の評価を行った。 英語教育については、平成 23 年度に実施した対話型コミュニケーション活動に関する検証を踏まえ、発信型英語教育を更に推進するため、1 年生、2 年生の英語科目において、グループディスカッションに基づく英語プレゼンテーション学習を積極的に取り入れた授業を展開し、発信力の向上に努めた。
<p>③ 専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成に努めるとともに、学部教育の内容等に関する目標を達成するための措置として、各学部では次の具体策を講じる。</p>		
<p><専門教育> [薬学部] 事前実務実習室を設置するとともに実務実習医療施設に教員を配置し、専門医療施設との連携を強化しつつ、積極的に教員指導型の実務実習体制を構築する。</p>	<p><専門教育> [薬学部] ・ フィジカルアセスメントなど新モデル・コアカリキュラムに対応した事前実務実習設備及び教育体制を整備するとともに、平成 24 年度から検討が始まる新モデル・コアカリキュラムに対応した病院・薬局実習指導体制を検討する。(No.35)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2 台のフィジカルアセスメントシミュレータを活用して、新モデル・コアカリキュラムに対応した実務実習事前学習を実施した。 県立総合病院における教員配置型実務実習指導体制について県立総合病院薬剤部を交えて 2 回協議し、新モデル・コアカリキュラムに対応した質の高い実習方略を考案した。 新モデル・コアカリキュラムに対応した薬局実務実習を推進するため、各研究室の教員が実習受入薬局を定期的に訪問し、指導薬剤師と協議し、実務実習の質的担保を図った。

<p>[食品栄養科学部] 国際的に評価される教育プログラムを目指して、日本技術者認定機構(JABEE)への認定申請を行う。</p>	<p>[食品栄養科学部] ・ 食品生命科学科における JABEE 認定の申請を行う。(No.36)</p>	<p>・ 食品生命科学科では JABEE の認定申請を行い、書類審査及び実地審査を受審した。(平成 25 年 4 月に JABEE 認定を受けた。)</p>
<p>食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成施設に必要な科目は継続するとともに、栄養教諭の免許取得を視野に入れたカリキュラム編成を検討する。</p>	<p>・ 栄養教諭の免許取得に向けて、教員配置やカリキュラムの検討を引き続き行う。(No.37)</p>	<p>・ 栄養教諭の免許取得に向けて、授業配置・担当教員・授業内容など具体的なカリキュラム案について栄養生命科学科学科会議において検討を開始した。</p>
<p>[国際関係学部] 卒業後の進路を見据えた履修モデルを作り、学生の多様なニーズに応え得るカリキュラム編成を行う。</p>	<p>[国際関係学部] ・ 初年次教育のあり方について検討を進め、併せてフィールドワーク型初年次教育科目の単位化について一定の結論を出す。また、学部将来構想委員会において、カリキュラムの見直し作業を行い、新たなカリキュラムプランを検討する。(No.38)</p>	<p>・ 学部将来構想委員会及びカリキュラム改革委員会において、初年次教育の導入を含めた新たなカリキュラムプランを検討し、カリキュラム改革案を作成した。フィールドワーク型初年次教育科目については、他の科目群におけるフィールドワークの強化を前提として、単位化は見送ることとした。</p>
<p>[経営情報学部] 地域社会が抱える諸問題を発見し解決する能力を育成するために、フィールドワークやケーススタディを重視したカリキュラムを編成する。</p>	<p>[経営情報学部] ・ 平成 24 年度から始まる新カリキュラムの実施の中で、その検証を行い、問題点があれば改善策の検討を行う。 ・ これまでに行った、企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動の評価を行う。(No.39)</p>	<p>・ 平成 24 年度からの新カリキュラムの実施の中で、フィールドワークやケーススタディをより円滑に行えるための基礎力を重視した科目として「総合政策概論」等を新設し、開講した。新カリキュラムの効果及び問題点を洗い出し、継続して検討を行った。 ・ 企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を、平成 23 年度に引き続き実施した。 具体的な事例は下記のとおり。 ・ 長野県の代表的な地場産業のワイン産業(ワインメーカー、関連行政機関〔長野県庁、東御市、塩尻市など〕、ブドウ栽培農園など)の訪問調査 ・ 電気自動車関連の部品メーカーなど、多数の企業の聞き取り調査 ・ (公財)京都地域創造基金などの市民ファンドの先進事例をゼミ生と調査 ・ 韓国延世大学生との学生セミナーへのゼミ生(8人)参加・発表 ・ 静岡商工会議所(事業引継ぎプロジェクト)、静岡市駿河区(まちなみぎきセッション)、静岡県(事業仕分)、(財)静岡経済研究所(SERIサロン)と協調して学部生が各事業に参加 ・ 静岡市事業活性化推進本部が、南アルプスユネスコ・エコパーク登録推進事業の一貫として、静岡市井川地区で主催する「若者トークフォーラム」に参加</p>
<p>[看護学部] 看護判断能力と実践力の強化を図るとともに、チーム医療の中で看護の専門性を発揮できる看護者を育成することを旨としたカリキュラムの改編を行う。(平成 21 年度実施予定)</p>	<p>[看護学部] ・ 平成 21 年度カリキュラム、平成 24 年度カリキュラムを実施し、各カリキュラムの目的の達成度を評価する体制を整える。(No.40)</p>	<p>・ カリキュラム検討委員会が中心となり、4 年目となる平成 21 年度カリキュラムの目的の達成度を評価し、問題点を修正することと並行して、それらを平成 24 年度カリキュラムに反映させて実施した。</p>
<p>b 大学院課程</p>		
<p>単位互換及び連携大学院、インターンシップ制度などによる実践的な教育を展開する。</p>	<p>・ 単位互換制度・連携大学院については、現在の制度を継続して実施する。各研究科で必要に応じたインターンシップを実施する。(No.41)</p>	<p>・ 単位互換制度では、静岡大学に 1 人、静岡大学院に 1 人、東海大学院に 4 人を派遣し、静岡大学から 15 人を受け入れた。連携大学院では、薬食生命科学総合学府で県立総合病院・県試験研究機関に学生を派遣した。インターンシップ制度では、食品栄養科学専攻及び環境科学専攻で企業に学生を派遣し、単位を認定した。</p>

<p>[薬食生命科学総合学府]</p> <p>薬学専攻においては、実践的な薬剤師教育を担当する能力を兼ね備えた指導的立場の人材の育成並びに医療薬学・臨床薬学関連分野で活躍できる研究者を育成する教育体制を確立する。</p> <p>薬科学専攻においては、薬学分野において、先端的技术と高度な研究教育能力を有する指導的立場の人材の育成を目指した教育体制を確立する。(No.42)</p>	<p>[薬食生命科学総合学府]</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬学専攻博士課程(4年制)においては、県立総合病院薬学教育・研究センターでの臨床研究及び研究教育の実施体制盤の充実を図るとともに、大学院教育研究を開始する。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムの継続的な実施に努める。 薬科学専攻博士前期課程の修了生の進路を検証する。また、新たに設置された薬科学専攻博士後期課程の教育研究を開始する。(No.42) 	<ul style="list-style-type: none"> 県立総合病院薬学教育・研究センターでの臨床研究及び研究教育の実施基盤の充実を図り、臨床研究及び研究教育を実施できる体制を引き続き整備した。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムを引き続き実施した。 薬科学専攻博士後期課程及び薬学専攻博士課程にて、指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを開始した。また、修了生の進路状況を調べ、在学生の進路指導に利用した。
<p>薬食生命科学専攻においては、薬学・栄養学・食品科学の知識を統合した講義、実験、演習カリキュラムを編成し、薬学的及び食品栄養科学的観点から薬食の学際融合領域の先端的科学研究を実践できる人材育成プログラムを実施する。(No.42-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 薬食生命科学専攻においては、薬学、栄養学、食品科学の知識を統合し、エビデンスをベースとした食薬融合領域における先端的科学研究の担い手となる科学者・研究者を養成するため、講義による知識の体系化及び実験・演習カリキュラムの整備を進めつつ、薬食の学際融合領域の先端的科学研究を実践できる人材育成プログラムを作成・整備し、実施・検証する。(No.42-1) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に開設された薬食生命科学専攻において、講義による知識の体系化や実験・演習カリキュラムの整備を進め、教育体制を整えた。また、教育体制の強化のために、静岡健康・長寿学術フォーラムに加え、第1回薬食国際カンファレンスを開催し、多くの大学院学生が参加した(参加者延べ人数は、1842名、そのうち学生は、123名)。
<p>食品栄養科学専攻においては、臨床栄養実践指導者による管理栄養士インターンシップ制度を開発・実践するとともに、高度専門知識及び研究能力を有する実践研究者を養成する研修プログラムを実施する。(No.43)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品栄養科学専攻においては、管理栄養士インターンシップ制度の継続を図るとともに、専攻の垣根を越えた研究指導体制を整備する。(No.43) 	<ul style="list-style-type: none"> 食品栄養科学専攻においては、指導的な管理栄養士を養成するために、臨床栄養師研修プログラム(特別インターンシップ)や海外研修プログラムである臨床栄養エキスパート演習を継続実施した。また、実践力の涵養のために、専攻の垣根をこえた特論の単位修得を促し、学位論文審査・指導を専攻の垣根を越えて実施する体制を整備した。
<p>環境科学専攻においては、環境問題に関わる専門的な技術の習得を目指した人材育成プログラムとともに、連携大学院制度やインターンシップ制度の活用等による静岡県及び国内外機関との教育研究の連携が図られたカリキュラムを実施する。(No.44)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境科学専攻においては、平成22年度から実施している新カリキュラムの点検・評価とその改善を継続する。フィールドワーク演習については、より教育効果の高いものとなるよう過去2ヶ年の実績を踏まえて更に充実を図る。また、インターンシップについては、研修生のキャリア支援も視野に入れ、協力企業との連携を更に深める。(No.44) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境科学専攻においては、新カリキュラムの点検・評価の結果、フィールドワーク演習については、平成23年度に引き続いて、静岡大学と合同で野外講義(静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会の連携活動)を実施したほか、(社)静岡県産業廃棄物協会の協力による廃棄物リサイクル施設の見学、及び静岡市環境局の協力による駿府城公園堀水の環境調査等を実施するなど、担当教員の創意工夫により更に内容の充実(改善)を図った。専攻セミナーについては、平成23年度に採用した集中開催方式の方が従前に比べ充実していたとの評価であったため、それを継続した。また、インターンシップについては、新たに2社を受入れ先として開拓した。
<p>[国際関係学研究科]</p> <p>英語及び国語教員専修免許取得を目指す学生のため、カリキュラムの質的充実を図る。</p>	<p>[国際関係学研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語及び国語教員専修免許取得を目指す学生のため、インターンシップ制度の再点検を行うとともに、実践的な能力を育成するための科目を中心に、カリキュラムの再点検を行う。(No.45) 	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程改革委員会において、地域貢献も視野に入れながら、現職教員のためのワークショップ等の開催可能性、インターンシップ制度の問題点について検討を行った。さらに、平成23年度に引き続き、実践的英語能力を養うための「英語プレゼンテーション」科目をワークショップ形式で試行的に実施し、平成25年度から、現行授業科目「英語コミュニケーション研究」「英語表現法研究」を、それぞれ、「アカデミック・イングリッシュ I」「アカデミック・イングリッシュ II」に変更し、英語教員専修免許取得を目指す学生にとっても役立つ科目とした。
<p>本研究科が受け入れる留学生増大に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文作成のための留学生向け日本語 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に引き続き、修士論文作成のた

<p>対応するため、カリキュラムの充実を図る。</p>	<p>講習と文献検索特別講習を継続して実施するとともに、更なる改善に努める。(No.46)</p>	<p>めの留学生向け日本語講習（日本語論文作成のための講習）と文献検索特別講習（図書館での文献検索講習）を実施した。また、更なる改善のための資料として、参加者にアンケート調査を実施した。</p>
<p>研究科に附設するセンターを中心に研究の活性化を図り、教育の充実を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究科附属の3研究センターを中心として、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を実施し、研究の活性化を図るとともに、学生が研究活動に積極的に参加する機会を更に広げ、教育体制の充実を目指す。(No.47) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に引き続き、研究科附属の3研究センターを中心として、シンポジウム、講演会、特別講義等を開催し、研究の活性化に努めるとともに、学生が研究活動に参加する機会を提供した。 現代韓国朝鮮研究センターの主催で、国際理解教育のイノベーションとしての日韓学生遠隔会議を開催した。さらに、広域ヨーロッパ研究センターの主催で、特別講演、特別講義が実施され、大学院生も積極的に参加した。 グローバル・スタディーズ研究センターでは、大学院生合同セミナー、大学院生企画プロジェクトを実施した。
<p>[経営情報イノベーション研究科] 学習教材の蓄積配信や遠隔教育を含むeラーニングシステムの活用を検討し、履修の利便性を向上させるとともに、学習効果の向上を目指す。(No.48)</p>	<p>— (No.48)</p>	<p>— (中期計画完了)</p>
<p>静岡県をはじめ県内地方自治体と連携し、公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育を推進する。また、一般社会人向けの学習講座の充実を図る。</p>	<p>[経営情報イノベーション研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> 現中期計画で行った公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育体制の整備の効果について、総括、評価を行う。 特に現中期計画における、経営情報イノベーション研究科への名称変更と博士課程設置による、高度専門職業人及び研究者の養成の効果について、総括、評価を行う。社会人学習講座は平成23年度に引き続き活動を展開するとともに、外部組織とより連携した社会人学習講座のあり方について検討を行う。(No.49) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経営研究センターの社会人学習講座では、平成24年度は11講座を開講し、176名が受講した。特に、外部と連携した講座の開講、及び研究分野の異なる教員が連携した講座の開講により、講座内容の充実と多様化を図った。開講した講座の受講生の意見をアンケートにより収集し、内容の充実の材料とした。また、講座の開講情報を積極的に発信した。 医療経営研究センターでは、静岡県から医療経営改革能力開発事業を受託して、19の県内公的病院が集う医療経営改革能力向上講座を開催した。また、6月に静岡県医師会との共催により特別講演会「地域包括ケアと在宅医療について考える」を開催し276名が参加した。続いて、11月には、地域経営研究センターと共催で一般公開セミナー「静岡と東京で医療・介護保障と税の一体改革を考える」を静岡本会場（県立大学大講堂）と東京遠隔会場（東京国際フォーラム）を結び、約300人を集めて開催した。 研究科名称の変更及び博士後期課程の開設2年目であることを踏まえ、企業経営者や公務員、研究者志向の学生など、定員を越える多様な人材を受け入れ、教育を実施した。社会人学習講座は平成23年度に引き続き活動を展開した。外部組織と連携した社会人講座のあり方について検討を行い、平成25年度における活動計画を策定した。
<p>[看護学研究科] 医療の高度化並びに看護職の高度歴化に伴う現場サイドの多様な学習ニーズ・シーズを踏まえたカリキュラム編成を行い、看護学の新たな実践領域に対応した教育内容を提供する。</p>	<p>[看護学研究科]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度助産師教育課程について実施、評価し、課題を見出す。(No.50) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度助産師養成課程を実施し、評価した結果、少子化による出生数の減少などから実習先の確保が年々困難になってきているほかは、特に調整すべき問題点はなかった。
<p>実務看護者の就学上の利便性を図るために、夜間、土曜日の開講や長期履修制度の導入などを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実務看護者の就学上の利便性を図るために、引き続き夜間、土曜日開講を実施する。(No.51) 	<ul style="list-style-type: none"> 実務看護者の就学上の利便性を図るために、引き続き夜間、土曜日開講を実施した。

<p>県立静岡がんセンターとの連携大学院の充実、また県下の自治体病院との連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立静岡がんセンター及び県内の病院と保健医療機関での実習、研究に関する連携の強化に努める。(No.52) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立がんセンター及び県内の病院等保健医療機関から実習や研究、講義の協力を得て教育を実施した。
<p>専門看護師（CNS）コースの設置を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門看護師（CNS）コースの設置を視野に入れたカリキュラムを整備する。(No.53) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神看護学分野においては平成 23 年度に引き続き専門看護師（CNS）育成コースの設置を視野に入れた教育を継続するとともに、小児看護学分野においても同コースに対応した科目を配置し、教育を開始した。
<p>(イ) 静岡県立大学短期大学部</p>		
<p>① 保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を育成するため、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、病院や福祉施設、相談援助機関等での実習教育を重視したカリキュラムの編成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を育成するため、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、病院や福祉施設、相談援助機関等での実習教育を重視したカリキュラムの編成を行う。 ・ 看護学科においては、作成した基礎看護、移行実習、発展看護の実習計画を実施し、学生の人材育成に努める。平成 23 年度に行った各論（成人・母性・小児・精神・老年・地域）の実習要項の変更を継続的に評価する。 ・ 歯科衛生学科では、引き続き実習先・就職先との連携を図り、実習教育に反映させる。 ・ 社会福祉学科では、引き続き実習教育を重視し、実習先との連携を深めるために実習懇談会を実施する。(No.54) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般教育担当教員群を配置して、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、現代社会のニーズに対応した看護師、歯科衛生士、保育士及び社会福祉士養成に向けて、カリキュラム内容の見直しを行った。また、それぞれの臨床実習指導教員との連絡会を開催し、臨床実習の充実を図った。 ・ 看護学科では、実習計画に基づいて実習施設と各実習前後の話し合いを実施し、施設との連携を強化し基礎看護、移行実習、発展看護実習、各論の実習を実施した。さらに実習評価に基づき実習要項の見直しを実施し、平成 25 年度実習要項を作成した。また、8 月及び 2 月には看護学科教員全員で実習記録の指導や施設との連携、看護技術習得の強化についての話し合いを実施したほか、3 月に実習責任者・実習指導者会議を行った。 ・ 歯科衛生学科では、科学的に思考する力及びコミュニケーション力の向上を目的に、歯科衛生過程を用いた実習指導をすることについて、臨床実習打合せ、実習指導教員会議、実習反省会で実習先の担当者も含めて繰り返し意見交換を行い、指導内容や指導方針について実習指導教員との共有を図って指導した。 ・ 社会福祉学科においては、保育実習連絡協議会を開催して、実習先の指導担当者と実習内容・実習方法についての方針を共有するとともに、実習評価についても意見交換を行った。
<p>ウ 教育方法 (7) 静岡県立大学 a 学士課程</p>		
<p>① 学生が主体的に参加し、問題解決能力を育むことができるように少人数型授業を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、実験・実習、ゼミ、語学教育で少人数型授業を実施する。(No.55) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学部の教育内容・体制等の状況に合わせ、実験・実習、ゼミ、語学教育において少人数型教育を実施した。 ・ 薬学部では、1 年次の「科学演習Ⅰ」でディベート、「命と倫理」でスモールグループディスカッション、3 年次の「薬学英語」でロールプレイ、4 年次の「臨床薬学演習」で PBL-チュートリアルを実施した。また、1～3 年次の実習は少人数グループで実施し、4 年次からの「総合薬学研究」「総合薬科学研究」では少人数でのセミナーを実施した。 ・ 食品栄養科学部では、1 年次において食品栄養科学入門（ディベート）、3 年次において科学英語、食品生命科学実験や食品衛生学Ⅱ（食品生命科学科）などの科目で、少人数のグループに分けて、発表形式の授業を実施し、問題解決能力を身に付けさせ、学習能力の明確化やスキル向上を図った。 ・ 国際関係学部では、3・4 年次に配当された演習Ⅰ及び演習Ⅱと 4 年次配当の卒業研究において少人数型授業を実施した。特殊研究や原

		<p>典購読、スピーチ・クリニックなどの学部専門科目も少人数による討論やプレゼンテーション形式が採用され、総合的なコミュニケーション力の向上を図った。また、「フィールドワーク型初年次教育モデルの構築」に向けて成果報告会を開き、報告書を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営情報学部では、引き続き少人数型教育を目的とした基礎演習を開講した。また、初年次教育を充実させるために、1年生に対して新設科目「スタディスキルズ」を開講し、小クラスごとに基礎的な学習スキルに関する教育を行った。 看護学部では、複数教員参加のもと、グループ（5～7人）を構成し、グループダイナミックスを活用しつつ、個人別学習到達を目指した学習支援を行った。演習では少人数でグループを構成し、基礎的知識の事例への適用・応用を通して、個々人が自主的・積極的に自ら課題を確認しながら、段階的に学習できるよう支援した。臨地実習では、1グループ約6人編成で、施設の実習指導者の協力を得て実施した。
<p>② 授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるようにシラバスを見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から新たに導入したWeb上のシラバス及び成績5段階評価の新成績評価制度により、学生の履修計画に対する変化がみられるか否かを検証する。（No.56） 	<ul style="list-style-type: none"> シラバスはホームページ上で公表したが、その内容については各学部の独自性を認めた。シラバス及び新成績評価制度の実効性（学生の履修計画に与える効果など）については各部局、教務委員会で継続的に検証するよう努めた。
<p>③ 全学的に学習アドバイザー制度を活用し、学習相談、学習指導体制を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部局で、学習アドバイザー制度が学生にとって十分に機能しているか、問題点はなにかの検証に努める。（No.57） 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局において、それぞれの状況に適した学習学習アドバイザー制度を継続するとともに、学生にとって十分に機能しているか等についての検証を行い、制度及び指導内容の充実に努めた。 薬学部では、1～3年次学生に対して、アドバイザーである専任教員が学習指導や助言を行った。また、4～6年次学生に対して、配属講座の主任がアドバイザーを担当した。さらに、毎年春に開催している保護者懇談会において、アドバイザーによる個別相談を継続して実施した。 食品栄養科学部では、各学年のアドバイザーが教務委員と連携し、出席状況、成績、大学での生活について相互に連絡を取り合い、学生に対する支援や相談を実施した。また、学生に直接アドバイザーから成績を配付して講義に対する指導を充実させた。 国際関係学部では、1・2年次学生と指導教員のミーティングを前・後期に一度ずつ（5月・10月）に実施した。指導教員は学生から感想・意見を聴取し、事後にアンケートを提出した。集約した意見は教員全体に周知した。3・4年次学生の指導は、それぞれの学生が履修する演習の担当教員が行った。 経営情報学部では、学習・履修に関する相談窓口として、1・2年次学生を対象とした小クラスや基礎演習、3・4年次学生を対象としたゼミ等、複数の窓口を用意し、これらの運用の継続及び充実を図った。特に「スタディスキルズ」の中で、学習スキルの修得及び履修指導の時間を設け、小クラスが学生により有利になるように図った。さらに、2年次学生を対象にしたゼミ配属説明会や全教員によるゼミ説明会など、学習・履修の指針となる説明会を充実させた。 看護学部では、平成23年度に引き続き学年を縦割りに構成した学生グループにアドバイザ

		一教員を配置し、さまざまな相談に応じた。
④ 学生の実践的な知識の習得を促進するため、ボランティア活動やインターンシップ等を重視した授業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各部局とキャリア支援センターで教育目的と必要性に応じたインターンシップを実施する。ボランティア活動については可能な限り支援するとともに、単位化については、その可能性に関し慎重に検討を継続する。(No.58) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で実習や企業見学会を通してインターンシップを行った。また、ボランティア活動については、課外活動や学生の自主的な活動として実施した。単位化については、検討を継続することとした。学部の取組状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 食品栄養科学部では、実際に企業現場の活動に参加することを単位化し、就職活動の一環という経験だけでなく、十分な実践能力、実技能力、協調性、集団行動などの習得に努めさせ役立てた。 国際関係学部では、3・4年次の一部の演習(ゼミ)で地域行事のサポートや高校教育との連携の試みがあったほか、教員が学生のボランティア活動などに助言・指導を行った。また、1年生の自発的な参加を得て会社組織を擬似的に体験する企画を開始した。 経営情報学部では、インターンシップ関連科目として、銀行実務家が関わる「経営情報特別講義D」、損害保険の専門家が関わる「経営情報特別講義A」を引き続き開講した。 看護学部では、3年次の春休みから4年次夏休みまでの間に、学生の希望によってインターンシップを実施した。また、看護学部では引き続き、防災ボランティアクラブに支援担当教員を配置して指導した。
b 大学院課程		
① 幅広い知識の醸成を促すとともに、フィールドワーク、インターンシップ等による実践的な研究プログラムを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各専攻分野に適応した研究プログラムの追加・改訂を進め、より充実したフィールドワーク、インターンシップ等を継続して実施する。(No.59) 	<ul style="list-style-type: none"> 薬食生命科学総合学府において、インターンシップや共同研究推進の体制を構築するために、新たに医薬品医療機器総合機構、及び国立医薬品食品衛生研究所等と連携協定を締結するなど、各研究科において、専門分野毎に適合したフィールドワーク、インターンシップの実施先の拡大及び体制の整備を図り、実践的な研究プログラムを実施した。
② 専門性を高める教育を実施するため、複数教員による研究指導体制を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数指導体制を継続する。(No.60) 	<ul style="list-style-type: none"> 各研究科において教育・研究内容に応じて、複数指導体制を継続するとともに、指導体制全般について点検し、分野を超えた複数教員による研究指導体制を強化するなど、大学院における教育・研究の強化・充実に努めた。
③ 研究成果の発表や学会、研究会への参加を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の発表や学会・研究会へ参加することの意義を大学院生により理解させ、参加を促すとともに、経済的支援体制の構築に向け検討を継続する。(No.61) 	<ul style="list-style-type: none"> 各研究科等では、学会や研究会についての情報を学生に積極的に提供し、研究成果の発表や学会・研究会への参加を推奨するとともに、国内外での研究成果発表への旅費などの経済的支援(研究科の実情に合わせ実施)を進めた。一部の研究科等では、研究意欲の向上や発表技術の習得のために、研究成果の発表や学会・研究会へ参加を奨励し、履修単位や奨学金返還免除の対象として継続的に実施することにより、研究成果の公表が積極的に行われた。
④ 学外の機関との共同研究、実地調査研究等に積極的に参加させるための支援体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 各研究科等で、特徴ある研究を実施し、その研究内容・成果の公表を積極的に進めるとともに、学生にとって有益な研究経験が得られるような国内外の研究機関などとの共同研究等への参加を促す。(No.62) 	<ul style="list-style-type: none"> 各研究科等において、教員の独創的な研究内容に基づき、特徴ある研究を実施し、その研究内容・成果の公表を学会、研究科 Web サイト、教員個人の Web サイト等を通して積極的に進めた。また、新たに国立健康・栄養研究所、国立医薬品医療機器総合機構等と教育・研究協力に関する協定書を締結するなど、国内外の大学・研究機関から研究者を迎え共同研究や研究交流の拡充を図り、学生が研究や実地調査に参加できる機会の提供に努めることにより、学生

		にとって有益な研究経験が得られるような支援を実施した。
(イ) 静岡県立大学短期大学部		
① 学生が関心を持ち理解できる授業を実施するため、講義・演習・実習等の多様な授業形態を設定し、専門教育においては、特に高度な技術を身につけるための実習教育を重視する。	・ 学生が関心を持ち理解できる授業を実施するため、講義・演習・実習等の多様な授業形態を継続し、専門教育においては、高度な技術を身につけるための実習教育を重視する。そのために必要な情報をFD事業等を通じて教員に提供する。(No.63)	・ FD事業を通じて、授業の質を高める研修会(授業評価アンケート調査、授業公開、学生・教職員参加型集会及び「実習教育」をテーマとする講演会など)を行い、講義・演習・実習科目の質の向上に努めた。 ・ 学生が関心を持ち理解できる授業を実施するため、講義・演習・実習等の多様な授業形態を継続して実施した。
② 学生が主体的に参加し、問題解決能力を育むことができるように少人数型授業・双方向型授業の一層の推進を図る。	・ 学生が問題解決能力を持ち、将来専門家として主体的に考え行動できるように、少人数制の実習指導及び技術演習の授業と、双方向型グループワーク授業を引き続き実施する。(No.64)	・ 学生が主体的に参加できるように実習教育や演習科目等については、各学科で以下のような少人数型実習指導や技術演習を行い授業の質を高めた。 ・ 看護学科では、1グループ5～6人という少人数制の実習指導及び技術演習の授業を実施した。また、各教員が双方向型授業やグループワークを取り入れた授業を実施した。 ・ 歯科衛生専門科目の演習では、グループワークによる学習、発表の相互評価や教員の指導による双方向型の授業を行った。 ・ 社会福祉専攻においては、社会福祉演習、保育実践演習・卒業研究の科目で、少人数参加型の授業を展開し、介護福祉専攻では「介護技術V」でグループによる介護技術研究とプレゼンテーション、「介護過程F」ではケアカンファレンスを行って、少人数双方向型授業を行った。
③ 授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるように定期的にシラバスの内容を見直す。	・ シラバスの内容を見直し、授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など、学生が履修計画を立てるために必要な情報を教員に提供する。(No.65)	・ 冊子体のシラバスについては目次を付け、全学科の教養科目及び専門科目の履修計画を立てやすいように改善を行った。また、シラバスの「授業の計画と内容」欄の項目数と授業回数が一致するように改善を行った。
④ 学習アドバイザー制度を導入し、学習相談、学習指導体制を充実させる。	・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターと学生委員、教務委員、ゼミ担当等と連携し、引き続き、学生の学習相談、学習指導を進める。(No.66)	・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターと学生委員及び関係各種委員会委員及び健康支援センターと連携し、学生のニーズの早期発見に努め、その情報を各学科で共有し、生活指導及び学習指導体制について充実を図った。 ・ 看護学科では、チューターが学生相談の窓口となり、教務委員又は学生委員とともに相談に当たった。必要に応じて学科内で学生情報を共有し、個別に指導した。 ・ 歯科衛生学科では、学科会において、教務委員、学生委員あるいは学年担任等が学生の学習状況等を整理して、他教員(チューター)に周知した。チューターは、学科会を担当学生について他教員の助言を得る場とした。 ・ 社会福祉学科では、チューター、教務委員、学生委員、ゼミ担当教員は、学生から学習相談を受けるとともに、各専攻の教育検討会において情報交換をして、教員が連携して指導に当たった。
エ 成績評価		
(7) 静岡県立大学		
a 学士課程		
① 筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。	・ 新シラバスに改善を要する点があるか否かについての点検を行う。(No.67)	・ シラバスにおける授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法の明示については、全学的形式の統一を図りホームページ上で公表したが、その内容については各学部の独自性を認めた。また、シラバス及び新成績評価制度の実効性について、各部局、教務委員会で継続的に検証するよう努めた。

② 公正な評価方法の改善に努めるための研修会を実施する。	・ 成績評価を公正な評価に改善するための方策を引き続き検討し、必要に応じて研修会を実施する。(No.68)	・ 成績評価公正化の推進に関して、例えば学内教員の実験的取組を紹介するなど、必要に応じて部局ごとに研修会を開催し、各教員の改善努力を促した。
③ 検討委員会を設けるなど成績評価等の基準を定期的に見直す体制を整える。	・ 成績評価等の新基準については、全学教務委員会内に設けられた検討部会で点検する。(No.69)	・ 成績評価等の新基準の実効性については、各部局、教務委員会内に設けられた検討部会で継続的に検証するよう努めた。また、評価制度の移行に合わせ、GPA 及び CAP 制度の実現を目指し検討した結果、まずは GPA 制度を実現した。CAP 制度については、平成 25 年度に試行し、平成 26 年度から導入することを決めた。
④ 成績優秀者を表彰する制度を充実し、学生の勉学意欲を促進させる。	・ 学部卒業時における学部・学科ごとの成績優秀者表彰とともに、平成 22 年度に制度化した大学 2 年修了時における学部の成績優秀者表彰及び学習奨励金の支給を継続して実施する。(No.70)	・ 学部卒業時に学部・学科ごとに成績優秀者を表彰するとともに、平成 22 年度に制度化された学部 2 年修了時の成績優秀者表彰を継続して実施し、43 人の成績優秀者に学習奨励金を支給した。
b 大学院課程		
① 筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。	・ 各研究科等でシラバスに記載された授業の到達目標、成績評価方法を公表し、実行する。またシラバスの内容向上に向けた修正を継続する。(No.71)	・ 全科目のシラバスはホームページで公表されており、各研究科等とも、授業の到達目標、成績評価方法などシラバスの情報を必要に応じて改訂し、内容向上に努めた。
② 博士・修士の両学位論文審査基準を明確にし公表する。	・ 修士論文や博士論文の明確な審査基準を引き続き学生に周知するとともに、公表する。(No.72)	・ 大学ホームページの教育情報等において、修士論文や博士論文の審査基準を、学生をはじめ学内外への公表を継続した。
③ 成績優秀者、学術研究活動等において高い評価を受けた者を表彰する制度の導入を検討する。(平成 21 年度導入予定)	・ 成績優秀者、学術研究活動等の客観的かつ適正な評価法に基づく優秀者に対する表彰制度を継続し、「学長賞」等の授与を行う。(No.73)	・ すべての研究科・学府において、それぞれの実情に応じて設けた表彰制度を実施するとともに、全研究科横断的な表彰制度として平成 23 年度に設置した「学長賞」を継続し、学位記授与式(3月20日)において優秀者2人を表彰した。
(イ) 静岡県立大学短期大学部		
① 筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。	・ 引き続き、筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。(No.74)	・ シラバスの内容について引き続き見直しを行い、成績評価方法等をシラバスに明示し、ホームページで公表するなど、学生が履修しやすいように整備を図った。
② 成績評価等の基準を定期的に見直す体制を整える。	・ 教務委員会内の成績評価基準検討部会で、成績評価等の基準を定期的に見直す。(No.75)	・ 評価方法については、教務委員会内の成績評価基準検討部会で出席割合や提出物評価、実技による評価、ペーパー試験による評価等を検証し、見直しを図った。
③ 成績優秀者を表彰する制度を充実し、学生の勉学意欲を促進させる。	・ 卒業時の成績優秀者に対する表彰と、1 年生修了時の成績優秀者表彰とを継続し、学生の勉学意欲を促進させる。(No.76)	・ 平成 23 年度に引き続き、6 月に後援会の支援を受け、1 年生修了時の成績優秀者を表彰し、学習奨励一時金を支給して学生の勉学意欲を促進した。また、卒業式において成績優秀者を表彰した。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 1 教育
 (3) 教育の実施体制等

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 教職員の配置		
① 現行の授業科目及びそれに伴う教員の配置の見直しを実施するため、全学及び各部局において検討体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、全学教務委員会・各部局で授業科目の見直し、教員の充足状態の確認を行う。 短期大学部においては、引き続き学科間等における教員の相互活用を図る。(No.77) 	<ul style="list-style-type: none"> 全学教務委員会で全学共通科目の見直しを行うとともに、教員人事を報告して授業科目に必要な教員の充足状態を把握した。また、各部局及び全学教務委員会で必要な科目に対する教員の充足状態を確認した 短期大学部においては、引き続き、教員が所属学科以外の学科の授業を担当するなどして、学科間等における教員の相互活用を図った。
② 学部間及び短期大学部との教育協力を拡充し、学内教員の相互交流を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 教員活動評価制度を踏まえて、教務委員会及び学生委員会が中心となり、学部間及び短期大学部との教育協力を継続し、学内教員の相互交流を推進する。(No.78) 	<ul style="list-style-type: none"> 教務委員会及び学生委員会が中心となり、学部間及び短期大学部との教育協力を継続し、入試関連業務、一般教養科目の相互補完体制などによる学内教員の相互交流を推進した。また、各種全学委員会における活動により、部局を越えた教員間の交流を活性化させた。
③ 県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘し、県や国等の施策や実務経験を具体的に紹介する講義の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県や国及び先進的な研究機関・民間企業等からの講師の招聘に努める(No.79) 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局において、先進的な研究機関・大学・民間企業等から実務経験をも含む多様な講師陣を招聘し、講義を実施した。これらの講義については、学生への周知に努めた結果、数多くの学生に多大な教育効果をもたらした。
イ 教育環境の整備		
① 講義室の空調設備、視聴覚機器等の設備や学内教育情報システムの整備を計画的に進め、教育環境の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> これまでに整備点検を終えた講義室以外の学生実験室・実習室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に行う。(No.80) 	<ul style="list-style-type: none"> 吸排気バランスの改善を図るため、薬学部棟の研究室・共同機器室の給気口設備を改修するなど、教育研究環境の向上を図った。また、大講堂及び小講堂の照明設備、音響・映像設備を改修した。 短期大学部においては、生物化学実験室及び自然科学研究室の空調設備を修繕したほか、講堂の音響設備の不具合の調整を行った。また、図書館内の非常口サインを増設し、利用者の安全性の向上を図った。
② 谷田キャンパスの図書館に中央館機能を持たせ、小鹿キャンパスの図書館との情報ネットワークによる連携で、電子媒体の共有化を進めるなど、図書館機能の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 次期の図書館情報管理システムの更新による図書館機能の強化を押し進める。(No.81) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行図書館システムは平成24年度末で契約期間が終了するため、平成25年度当初から滞りなく更新後の図書館システムの運用ができるように、図書館システムの更新版について、県立大学・短期大学部合同で説明を受け、カウンター業務等におけるシステムの操作性や検索機能の向上に向けた改善を確認した。また、2キャンパスにおける図書館広報紙『My Library 2 キャンパスだより』の特集について、今後の図書館活用講座等でも利用できる「県大・短大生のための文献検索ナビ」としてフローチャートを作成した。
③ 全学的に情報システムの充実を図るため、全学共用実習室及び各学部実習室に利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮したパソコンの配備を計画的に進める。	<ul style="list-style-type: none"> 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、高度情報リテラシー教育のための環境整備を行う。(No.82) 	<ul style="list-style-type: none"> 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画及び配備基準に基づき、平成25年3月に経営情報学部実習室のパソコンを更新した。
④ 情報ネットワークについては、今後、データの通信量が増加することが予想されるため、最新の技術を調査しながら、最適なレベルの技術を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の向上を図る。(No.83) 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの使用状況についての継続的な調査結果を踏まえて、ネットワーク障害を予防するために、各棟においてブロードキャスト(ネットワーク内で、不特定多数の相手に向かってデータを送信すること)を制御する設定を行

		ったほか、メールサーバシステムを更新し、一人当たりのメールボックス容量が、従前の300MBから2GB(教職員は5GB)に増加するなど、性能が向上した。 また、県立大学とグローバル地域センターとの間のネットワークを整備した。
ウ 教育活動の評価及び改善 (7) 教育活動の評価		
① 教員の適切な自己点検・自己評価項目の見直しと相互評価制度の導入を検討する。	・ 教員の適切な自己点検・自己評価項目の見直しと相互評価制度の定着を推進する。(No.84)	・ 教員の自己点検・自己評価については、教員活動評価制度の運用の中で、評価項目や評価基準を検証し、必要に応じて見直しを行った。各学部・研究科においては、授業参観等による教員相互評価や、学生参加による意見交換会などを実施し、教員の自己点検・自己評価に対する意識の高揚を図った。 また、教員の相互評価制度については、初年次演習の授業公開、助教・新任教員を優先した授業参観などを実施し、全学的な定着に努めた。
② 外部の有識者による評価、学生による授業評価等による教育活動の客観的な評価体制を充実し、その結果が教育の質の改善に活かせるシステムを構築する。	・ 外部委員による評価・助言や学生による授業評価結果をフィードバックし、教育の改善につなげる手法の確立に向け検討、試行する。(No.85)	・ 各部局においては、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会などと連携して、認証評価などの提言・指摘事項の改善に努めた。また、学生による授業評価アンケートの活用については、評価結果を教員へフィードバックするシステムが全学的に定着するとともに、一部の部局では、アンケートに対する教員のコメントを学部 web サイトへ公開したり、評価結果を解析して教員・学生の双方へフィードバックするなど、より組織的な活用に取り組んだ。
③ 卒業生・修了生とのコミュニケーションを密に行い、学部・大学院・短期大学教育に対する社会的需要を把握し、常に教育活動の改善に努める。	・ 各学部の特色・実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を定期的で開催するほか、ホームページの充実を図り、卒業生等から学部・大学院教育に対する意見・要望等を聞く機会を設ける。 ・ 短期大学部においては、引き続き、卒業生による就職ガイダンスを実施し、卒業生とのコミュニケーションの場を確保するとともに、同窓会を活用した情報ネットワーク作りを更に推進し、同窓会を中心として卒業生とのコミュニケーションを密に行い、短期大学教育に対する社会的需要を把握し、教育活動の改善を図る。(No.86)	・ 各学部の特色・実情に応じ、様々な機会等を利用して、卒業生等からの意見(評価)を収集し、得られた情報をFD委員や教務委員等と連携して教育活動に反映させるよう努めた。 具体的には、各学部において同窓会、ホームカミングデイ等、卒業生同士や教員との交流を継続するとともに、卒後教育講座、卒業生による企業説明会等における意見収集、学内に在籍している本校出身の大学院生からの聴き取り、卒業生を招いて学部講義に対する感想や評価に対する意見交換などを実施した。また、ホームページの充実やアンケート調査、メーリングリストの整備・活用、フェイスブックの開設など卒業生から意見を聴く機会の拡充を図った。 ・ 短期大学部においては、引き続き、全学科で卒業生による就職ガイダンスを実施し、卒業生とのコミュニケーションの場を確保した。また、同窓会を活用して、学園祭時にホームカミングデイを開催し、卒業生からの短期大学教育に対する社会的需要を把握し、教育活動の改善に努めた。同窓生との情報ネットワーク作りとして「同窓会だより」の第2号を発行した。
(イ) 教育力の向上		
① 効果的な授業形態、学習指導方法等の開発に取り組むためのプロジェクト等を支援し、各教員の能力向上を図る。	・ 引き続き、効果的な授業形態、学習指導方法を試行し、その効果、基幹科目として取り入れを検討するとともに、優良・先進手法の普及など各教員の能力向上を図る。(No.87)	・ 薬学部、食品栄養科学部、看護学部での実務実習をはじめ、国際関係学部、経営情報学部においてもフィールドワーク型授業を取り入れ、その効果を確認するとともに各教員の能力向上を図った。
② 全学及び学部等ごとにファカルティ・ディベロップメント研究組織を設置し、研究発表、交流、意見交換を	・ 先進的な優良取組事例を紹介、展開するなどFD活動の更なる底上げを図る。(No.88)	・ 全学及び学部・研究科のFD委員会を開催するとともに、FD活動を行った。全学FD委員会においては、先進大学の講師等を招聘し優良取

<p>実施する。</p>		<p>組事例を紹介する講習会を開催した。各部局 FD 委員会においては、それぞれの教育活動に応じて FD 研修会等を実施した。 また、全学 FD 委員会においては、部局ごとの FD 活動報告書や活動計画をもとに情報交換を行い FD 活動の底上げを図った。</p>
<p>③ 教員相互の公開授業を実施し、授業改善に努める。</p>	<p>・ 教員相互の公開授業を実施し、より一層の授業改善を図る。(No.89)</p>	<p>・ 各学部・研究科において公開授業参観を実施し、授業の相互評価を行った。教員が参考になった点を「授業参観レポート」として提出する取組など、教員の授業改善に努める姿勢が定着した。また、参加者の増加を図るとともに、より教育効果を高めるための意見交換を行った。</p>

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
1 教育
(4) 学生への支援

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
(4) 学生への支援 ア 学習支援		
① 学習用図書の収集に努め、利用・閲覧環境を整備するとともに、電子媒体利用及び学術文献利用講習会を開催するなど図書館の文献検索支援サービス機能の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、図書館の開館時間延長の試行を行い、開館時間の延長に伴う問題点等について対応を検討する。 新入生オリエンテーションにおける利用者教育を強化する。(No.90) 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学では、引き続き夜10時までの開館時間延長を試行し、試験期には、多くの学生が閉館時まで利用した。県立大学と短期大学部の両図書館では、夜間開館時間延長時に特に配慮して、開館時間中の事故防止や災害時対応のため防犯・防災用具を整備した。 新入生の図書館オリエンテーションにおいて、「OPAC(オンライン図書館蔵書検索システム)」、「マイライブラリ(図書館情報に関する利用者専用ページ)」、「ILL(大学間相互貸借サービス)」等の利用方法について、大型スクリーンにより実際の操作画面を案内し、入学直後の資料・文献等の基礎的な検索方法の習得が学習への取組意欲の促進につながるよう努めた。また、2階に「学生文庫」として配架していた文庫・新書類について、学生の利用促進を図るため、利用のしやすい1階に新たに設けた「新書・文庫」コーナーに配架した。 短期大学部では、既存の館内貸出用ノートPCに加え、新規に3台のノートPCを整備し、図書館における学習の利便を図った。
② 自習室の充実を図るなど学内施設・設備を学生が自主的に使用できるよう運用方法の改善を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 学生による施設の効率的な予約利用等、学務情報システムを活用した自主的学習を支援する。 短期大学部においては、引き続き自習室の備品の充実を図り、学内施設・設備を学生が、自主的に活用できるような運用方法の改善を進める。(No.91) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生による施設の予約利用など、学務情報システムを活用した自主的学習を支援した。 短期大学部においては、引き続き自習室の辞書、国家試験問題集等の学習のための備品を設置し、勉強に使用できる施設環境の充実を行い、学生がより自主的に活用できるよう改善を進めた。
③ 障害のある学生に対しては、相談窓口を明確にするとともに学習環境を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある学生の相談窓口を学生室とし、定期的な面接を行い、学習環境の改善に努める。(No.92) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある学生の一次相談窓口を学生室とし、定期的な面接を行い、学習環境に問題点がないか確認し、支障があれば健康支援センターと連携して取り組む体制を継続した。
④ 留学生アドバイザー制度や履修登録説明会の充実、留学生同士の交流支援など、留学生に対する支援体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> カンパセーションパートナー制度、履修説明会、各種交流会、意見交換会等を継続するとともに、更に充実した内容になるよう改善に努める。特にカンパセーションパートナー制度については、個々の留学生の支援にあたる日本人学生をパートナーとして配置し、留学生の支援に努める。(No.93) 	<ul style="list-style-type: none"> 学内ではカンパセーションパートナー制度によるペア(留学生1人に日本人学生1人を配置)が26組成立し、地域ではボランティア団体との連携も継続するなど、留学生にとって大きな生活支援となった。また、学内の履修説明会や留学生交流会、意見交換会を継続実施するとともに、平成23年度に休止したスポーツ大会を(復活)開催したほか、学外では県大学課や県留学生交流推進協議会との連携事業にも参加し、支援体制を充実させた。
⑤ 高等学校での選択科目の未履修に対応して、基礎学力を補うシステムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校での選択科目の未履修に伴う学力不足を補うため、学部ごと、必要に応じて補充学習を実施する。(No.94) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部の実情に応じて、学力不足を補うための補充学習などを実施した。 薬学部では、高等学校の未履修科目を補う目的で、「基礎生物学」「生物学」「数学」を、また科学リテラシーとして「情報科学」「科学演習」の各科目を1年次に実施した。 食品栄養科学部では、1年次に基礎物理学及び基礎数学の履修科目を設定し、基礎学力の強化を図った。 国際関係学部では、センター試験を免除する推薦入試の合格者に対して文書を送付し、英語や世界史など、学部の講義履修の基礎となる

		<p>科目を入学までに学習するよう促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営情報学部では、1年次の「基礎数学Ⅰ」、「基礎数学Ⅱ」の授業で、数学Ⅲ、Cを未履修の学生に対し、数学能力の補強を行い、さらに補充学習が必要な学生に対しては、基礎演習で補強の機会を提供した。 看護学部では、学習への創造的取組、他者から学ぶ姿勢とその方法、自己表現と問題意識の持ち方など、主体的学習を促すために「基礎セミナー」を設け、入学直後の1年次前期に、少人数制、教員・学生対話型セミナーによる学習形態によって「情報を検索し、まとめ、討論し、報告する」という基礎力育成の学習支援策を継続実施した。
イ 生活支援		
① 健康支援センターの学生相談を充実させるなど学生の健康面・精神面での支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の受診率が低い部局の受診率を向上させる。 学生に対する健康についての啓発活動を充実させる。 メンタルヘルスカウンセリングの充実を図る。新入生に対するメンタルヘルステストを引き続き実施する。 短期大学部においては、毎週健康支援センター分所長と看護師、学生室、カウンセラー（臨床心理士）によるスタッフミーティングを引き続き継続する。また、健康診断の皆受診を目指す。健康診断で異常な所見や検査値が判明した学生には、診療所を受診して、再検査や精密検査を受けるように引き続き指導を徹底する。健診後のフォローを充実させる。 また、学生に対する健康についての啓発活動を継続して推進する。特に、感染症の流行に対する予防、感染拡大防止のための環境整備、広報活動を行う。 その他、メンタルヘルスカウンセリングを必要とする学生への支援を充実する。また、東日本大震災の被災学生のみを対象とした小規模のグループのミーティング等を開始し、支援を継続する。(No.95) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生健康診断の受診率を向上させるため、部局への受診促進の通知、受診期間の延長などを行った。 学生に対する健康啓発活動の一環として、コミュニケーション向上及びび性に関する講演会をそれぞれ実施した。 カウンセラーを研修会に参加させ、学生特有の問題に対応できるスキルの習得を図った。また、新入生に対するメンタルヘルステストを行い、問題を抱える学生の早期発見に役立てることができた。 短期大学部においては、毎週健康支援センター分所長と看護師、学生室、カウンセラー（臨床心理士）によるスタッフミーティングを引き続き継続した。また、健康診断の皆受診を目指した。健康診断で異常な所見や検査値が判明した学生には、診療所を受診して、再検査や精密検査を受けるように引き続き指導を徹底した。健診後のフォローを充実させた。 また、学生に対する健康についての啓発活動（バランスのとれた食生活の充実、規則正しい生活、定期的な運動の実施、睡眠時間の確保など）を継続して推進した。特に、感染症（特に麻疹、風疹、インフルエンザ、ノロウイルスなど）の流行や食中毒の発生に対する予防、感染拡大防止のための環境整備、広報活動を行った。さらに、新入生に対するメンタルヘルスチェックを行い、心の問題を抱える学生の早期発見に役立てることができた。また、東日本大震災の被災学生のみを対象とした小規模のグループのミーティング等を開始し、支援を継続した。県内の大学や病院、診療所、静岡市医師会と緊密に情報を共有する事を踏まえて、「静岡県立大学 短期大学部 健康支援センター 活動報告 2011」を作成し、静岡県内の大学や医療施設などに配布した。
② 各種の財団及び企業等への支援依頼を行うなど奨学金の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種の財団及び企業等からの奨学金の確保に努める。(No.96) 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金提供の実績ある地域の企業・団体に対して協力を依頼し、奨学金を確保するとともに、2件を新設した。 短期大学部においては、東日本大震災被災の学生について、一団体からの奨学金の給付が決定した。
③ 全学的なチューター制度を構築し、各チューターによる学生の健康状態や生活状態の把握と個別指導を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> 各学部・研究科の状況に応じたチューター制度を継続して実施し、個別指導を充実させた。薬学部や食品栄養科学部、看護学部ではアドバイザー教員が指導助言を行い、国際関係学部では指導教員が面談の機会を増や 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部・研究科の状況に応じたチューター制度を継続して実施し、個別指導を充実させた。薬学部や食品栄養科学部、看護学部ではアドバイザー教員が指導助言を行い、国際関係学部では指導教員が面談の機会を増やしたり、ミーテ

	<p>したり、ミーティングを行ったりした。経営情報学部では、小クラスやゼミ等で学生からの相談に応じた。また、各研究科では、複数教員による指導体制を継続して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、チューター及び学生委員が中心となって、学生の健康状態の把握や健康支援センターの情報を基に生活状態の早期把握と個別指導の充実を図った。(No.97) 	<p>ングを行ったりした。経営情報学部では、小クラスやゼミ等で学生からの相談に応じた。また、各研究科では、複数教員による指導体制を継続して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、チューター及び学生委員が中心となって、学生の健康状態の把握や健康支援センターの情報を基に生活状態の早期把握と個別指導の充実を図った。
ウ 就職支援		
<p>① 就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービスをキャリア支援センターを通して一元的に提供するとともに、キャリアアドバイザーによる相談及び資格取得支援の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> キャリア支援センターが、就職情報の収集と提供、各種の就職ガイダンスの実施やキャリアアドバイザーによる相談、資格取得支援など、就職に関するサービスの一元的な提供を継続して実施する。 短期大学部においては、引き続きキャリア支援センター分所を通して、情報提供、就職ガイダンスなどのサービスを実施するとともに、キャリアコンサルタントによる個別の面接相談を実施する。(No.98) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から新規事業として実施した学内個別企業説明会について、平成24年度は参加企業数を拡充するなど内容の充実を図った。 学生の相談が多い時期(4月～7月、12月～3月)にアドバイザーを1人増員し、応募書類の添削指導や面接指導などの相談を行う体制を強化した。 企業を訪問して求人への依頼や採用選考情報の収集を行う求人開拓員を2人配置した。 最終学年次の学生に対する支援として、学内企業説明会を2回開催するとともに、企業から受理した求人を個々の学生の希望や資質に合わせて紹介した。 短期大学部においては、キャリア支援センター分所を通して、就職情報を紙媒体だけでなく、電子媒体に一元化した。学生は、学務情報システムから簡単に就職情報の検索ができるようになった。就職ガイダンスを実施するとともに、ハローワークと連携してキャリアコンサルタントによる個別相談を5月、6月、7月、9月、10月、11月に実施した。
<p>② 学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、そこから得られるデータを活用して支援方策の立案・個別指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生の進路希望や就職・進学等の状況の的確な把握に基づいた進路選択の支援を継続する。 短期大学部においては、進路希望調査や内定届をキャリア支援センター分所が集約し、得られたデータを活用するとともに、キャリア支援委員とチューターが連携して個別指導を行う。(No.99) 	<ul style="list-style-type: none"> 各学生の進路希望や進路状況の把握について、学生に対して電話及びメールによる確認を行うとともに、各教員への協力依頼をはじめ、大学運営会議でも協力依頼を行うなど、各学部・研究科とも連携して的確な把握に努めた。 学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援を行った。 短期大学部においては、4月のキャリアガイダンスで「進路調査カード兼就職登録カード」を学生に提出させ、学生の就職・進学希望を把握し、それに基づきキャリア支援委員、チューターが学生に個別指導に当たった。また、学務情報システムを活用し、キャリア支援センター分所職員が学生の個別指導で対応した。
<p>③ 卒業生との面談会を実施するなど、卒業生との連携を強化し、企業情報の入手に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生が就職している企業を訪問する見学会、卒業生との面談会、卒業生による講演会等を引き続き実施し、企業情報等を入手する。 短期大学部においては、在校生のために卒業生による就職ガイダンスや講演会を実施し、企業の情報を入手する。(No.100) 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生が就職している企業を訪問する企業見学会を開催した。 学内で開催した個別企業説明会の中で、卒業生と在學生との懇談を行った。 国際関係学部では卒業生と在學生の懇談会を開催した。 短期大学部においては、卒業生を招き5月に社会福祉学科、6月に看護学科、10月に歯科衛生学科で、就職・進学ガイダンスを実施した。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

2 研究

(1) 目指すべき研究の方向と水準

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>独創性豊かで先進的な研究領域の探索を推進するとともに、県下全域をフィールドとした研究を積極的に推進し、地域社会に関連した諸問題の解決に寄与する。</p>		
<p>《重点目標として取り組む領域》 [全学的に取り組む領域] 複数の学問分野を越えた一貫性を持った学問領域として「健康長寿科学」の創成研究。具体的には、グローバルCOEプログラムの採択を踏まえた健康長寿実践科学の創成・展開</p>	<p>[全学的に取り組む領域] ・ グローバルCOEプログラムの教育研究の成果等を踏まえ、薬食生命科学総合学府を基盤として健康長寿科学領域の教育研究を推進する。(No.101)</p>	<p>・ 健康長寿科学の教育研究を推進する「薬食生命科学総合学府」を開設した。11月に国内外の研究者を招聘した「薬食国際カンファレンス」の開催、第5回国際健康長寿科学会議において若手研究者の研究発表を行うなど、健康長寿科学の教育研究を推進した。</p>
<p>[薬学部、薬学研究科] ① 疾病の原因、治療、予防及びそれらの分析、評価に関わる生命科学</p>	<p>[薬学部、薬学研究院] ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を継続して推進する。(No.102)</p>	<p>・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する多くの研究成果を報告し生命科学研究を更に推進した。</p>
<p>② 創薬・育薬に関わる生命科学</p>	<p>・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を継続して推進する。(No.103)</p>	<p>・ 医薬品合成の効率化に関する研究、DDS(薬物送達システム)に関する研究、分子標的抗がん剤に関する研究、薬物の適正使用に関する研究等の多くの研究成果を報告し、創薬・育薬に関する研究を更に推進した。</p>
<p>③ 薬学と食品栄養科学の学際融合領域の研究 (No.103-1)</p>	<p>・ 薬学領域の研究者と食品栄養環境科学領域の研究者との連携を図り、学際融合領域の国際的な研究を推進・実施する。(No.103-1)</p>	<p>・ 薬食融合領域に関わる研究を、薬学研究院、食品栄養環境科学研究院に所属する教員との共同で積極的に推進して、多くの成果を挙げた。</p>
<p>[食品栄養科学部、生活健康科学研究科(食品栄養科学専攻)] ① 食品の安全及び機能に関する科学と食品生命工学に関する研究</p>	<p>[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院(食品栄養科学)] ・ 食品の安全及び機能に関する研究の総合評価を行う。(No.104)</p>	<p>・ 食品成分の安全性と味質を含む機能性を、複数の研究室で確立した様々な方法で評価し、紅茶テアフラビン類など、安全でしかも機能性が期待できる成分を見出すことに成功した。</p>
<p>② 食と健康に関する分子レベルから人間までの栄養生命科学に関する研究</p>	<p>・ 食と健康に関する問題について、基礎から応用まで包括的に研究を推進する。(No.105)</p>	<p>・ 食と健康との関連について、高齢化社会の進展に鑑み、加齢による生理機能の変化、高齢者の栄養障害防止、高齢者向け食品、高齢者栄養指導など、加齢や高齢者を対象とした研究を推進した。</p>
<p>③ 食品栄養科学と薬学の学際融合領域の研究 (No.105-1)</p>	<p>・ 食品成分と医薬品の作用メカニズム及び活用法の統合的理解、疾病の予防・治療に関与する機能性食品成分の開発とその応用など、健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学の研究を推進する。(No.105-1)</p>	<p>・ 抗糖尿病薬の種類による食事応答の違いを、慢性炎症バイオマーカーを用いて評価するとともに、糖尿病の発症・進展に伴う各組織における炎症に対する茶カテキンの抑制作用に関する研究を進展させた。</p>
<p>[国際関係学部、国際関係学研究科] ① 朝鮮半島を含めた東アジア、及び太平洋地域の国際関係の研究</p>	<p>[国際関係学部、国際関係学研究科] ・ 朝鮮半島を含めた東アジアと太平洋地域の国際関係の研究を、現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に継続する。(No.106)</p>	<p>・ 現代韓国朝鮮研究センターにおいては、日韓ワークショップ「朝鮮半島情勢と韓国政府の対北朝鮮政策」、日韓ラウンドテーブル「最近の東アジア情勢と日韓関係」、県民公開シンポジウム「日韓関係をどうする」等を実施するとともに、国際理解教育のイノベーションとしての日韓学生遠隔会議を開催した。また、広域ヨーロッパ研究センターにおいては、特別講演「西欧知識人と20世紀の共産主義～ユートピアと誤解」、「第一次世界大戦とジェンダー—イギリスと日本とアジア—」等を実施し、研究活動の拡大と充実を図った。</p>

<p>② 多文化共生社会を視野に入れた言語・文化を中心とした研究</p>	<p>・ 多文化共生社会を視野に入れた言語・文化研究を、グローバルスタディーズ研究センターを中心に継続する。(No.107)</p>	<p>・ グローバル・スタディーズ研究センターを中心に、多文化共生社会を視野に入れた研究を推進するとともに、特別セミナー「中部アフリカにおける森林保全と開発プロジェクト」、特別講演「スリランカにおける社会開発の実践」、 「Doing Business Globally (グローバリゼーションと国際経営)」、「障害者の権利条約の国際的実施の現状」等を実施し、研究活動の拡大と充実を図った。</p>
<p>[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科] ① 「ものづくり県」静岡の産業政策に関する研究</p>	<p>[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科] ・ 引き続き、中国、香港、アセアン地域等を中心に、静岡県とアジアの産業集積の比較研究として、東アジア地域と静岡県との競争・分業関係の研究を行う。また、楽器産業を含めた地域イノベーションの研究も継続して行う。(No.108)</p>	<p>・ アセアン(東南アジア)地域に進出した静岡県企業、日系企業の調査として、タイに進出している静岡県内の自動車関連企業(6社)を現地訪問し、県内企業のアジア戦略の現状と課題について聞き取り調査を行った。 ・ ミャンマーの代表的な茶産地の現地調査を実施し、取引制度の異同に関する静岡県の茶産業との比較分析を行った。 ・ 中国の自動車産業の現地調査(北京・上海)を行い、日系自動車企業の競争力低下の原因と今後の戦略を探った。 ・ 以上の成果を基に社会人学習講座「韓国・中国企業の経営戦略と静岡県」をテーマに開催した。 ・ 楽器産業を含めた地域イノベーション研究について、今までの研究成果をまとめて出版することとなり、原稿を取りまとめた(平成25年6月に「静岡に学ぶ地域イノベーション」として出版予定)。</p>
<p>② 実習を含むリカレント教育のための遠隔教育支援技術に関する研究</p>	<p>・ 研究成果を実際のeラーニングシステムに組み込み、その評価をする。さらに、熟練者育成での「概念モデリング」の効果の検証を試みる。また、現中期計画の研究において重視してきた、システム開発プロジェクトに学生を主体的に関わらせる方法について、その成果を修士論文等に反映させるとともに、開発プロジェクトの学生への教育・研究への活用法について総括する。(No.109)</p>	<p>・ 熟練者育成への概念モデリングの導入について、引き続き書道教育や情報システム開発者育成など多様な状況についての検証を進め、現場での運用を通じて評価を行った。またその成果を修士論文や学会報告として公表した。さらに、フィジカルアセスメント学習支援については主に打診音と聴診音についての分析と可視化の方法を開発した。開発プロジェクトの学生への教育・研究への活用法についてはe-learning学会に査読論文として投稿した。</p>
<p>③ 「健康長寿社会」を目指す公共政策に関する研究</p>	<p>・ 平成24年度に実施される診療・介護報酬同時改定の内容と、これらの問題点に関するこれまでに行った調査結果から得られた地域ケア推進施策の問題点を踏まえ、今後の健康長寿社会の公共政策の評価基準の策定を行う。 ・ 公共政策分野におけるイノベーション概念の応用、なかでもソーシャル・イノベーションなどに関する研究を行う。(No.110)</p>	<p>・ 地域ケアの推進に関しては各自治体を実施する地域包括ケアシステムの実態が明らかになったことから、県内の先進的な自治体における地域包括ケアの取組状況を分析し、推進に関わる内容を見出すことができた。健康長寿社会の実現の一端を担う、地域包括ケア体制の評価基準に関する成果を、日本介護経営学会の研究報告として発表した。 ・ ソーシャル・イノベーションを創発する政策の一環としてのソーシャルファイナンスについて、日本のNPOバンク、東日本大震災の被災地応援ファンド、アメリカのCDFI、イギリスのソーシャルインパクトボンド等について研究を行った。</p>
<p>④ 広範囲にわたるイノベーションの社会的展開と意義に関する研究</p>	<p>・ 本研究科の特色を生かした、イノベーションに関わる研究を推進するために、平成23年度に引き続き、本研究科教員がそれぞれの研究におけるイノベーション的観点に関しての総括的な検討を行う場を設け、その成果を内外に公表するための媒体を準備する。さらに、これらの活動を通じて、これまでの研究成果の最終的な総括を実施する。(No.110-1)</p>	<p>・ 経営情報イノベーション研究科における研究活動促進のための、成果公表の媒体として、研究科紀要「経営情報イノベーション研究」を創刊した。また、教員の研究活動の集成としての「静岡に学ぶ地域イノベーション」を刊行するための準備を進めた。(平成25年6月刊行予定)。</p>

<p>[看護学部、看護学研究科]</p> <p>① 地域で生活する人々の健康・療養支援における看護の役割に関する研究</p>	<p>[看護学部、看護学研究科]</p> <p>・ 地域住民に健康や看護に関するセミナー等を公開し、地域住民との交流を深め、地域の健康問題に関わる研究の素地をつくる。(No.111)</p>	<p>・ 地域の健康問題に関わる研究の素地をつくるため、平成 23 年度に引き続き、健康や看護に関するセミナー等を公開し、学生と地域の看護職者等が意見交換する場を設けた。</p>
<p>[環境科学研究所、生活健康科学研究科（環境物質科学専攻）]</p> <p>① 県域をフィールドとした地域環境に関わる諸問題を対象に、安全で快適な環境の創成に資する研究</p>	<p>[環境科学研究所、食品栄養環境科学研究院（環境科学）]</p> <p>・ 地域環境の諸問題の解決を目指した研究を継続する。また、静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会を母体にして、県域をフィールドとする各種連携活動を推進する。(No.113)</p>	<p>・ 地域の環境保全に資するため、佐鳴湖・浜名湖の富栄養化や田子の浦の水質汚染等、県域をフィールドとする環境調査・研究を継続した。また、静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会の連携活動として、富士山森林域で静岡大学と合同でフィールドワークを実施するとともに、東海大学海洋学部と共同して駿河湾をフィールドとするプランクトン調査・研究を行った。</p>
<p>② 公的機関や民間団体等との連携に基づく、持続可能な社会の実現を目指した研究</p>	<p>・ 静岡県環境衛生科学研究所等の公的機関や民間企業等との連携を図りながら、持続可能な社会の実現を目指した研究を継続するとともに、学内におけるエコキャンペーンを推進する。(No.114)</p>	<p>・ 国・静岡県等の公的機関や民間企業等との共同研究及び受託研究を通して、持続可能な社会の実現を目指した研究（セルロース新規機能性材料の創製等）を推進した。また、エコ意識を涵養するため、これまでに引き続きマイボトルの普及促進や研究所内の節電及び紙の節減に努めた。</p>
<p>(イ) 静岡県立大学短期大学部</p>		
<p>基礎的研究と地域社会のニーズに応え得る研究領域を専門分野ごとに推進する。</p>		
<p>《重点目標として取り組む領域》</p> <p>① 各学科等が持つ研究資源と地域に暮らすいわゆる社会的弱者が持つニーズの整合を図り、人々の生活の活性化に寄与するための研究</p>	<p>《重点目標として取り組む領域》</p> <p>・ 社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究を継続して推進する。(No.116)</p>	<p>・ 「「らい予防法」下のハンセン病療養所における視覚障害を併せもつ人々の生活実態に関する研究」を継続して推進した。</p>
<p>② 地域特性を考慮し、震災看護・震災時歯科保健・震災時の福祉介護についての研究</p>	<p>・ 震災時の看護・歯科保健・福祉に関連する東日本大震災をベースとした研究を推進する。(No.117)</p>	<p>・ 「小地域福祉避難所機能を有する常設型地域の茶の間の設置及び運営」に関する研究を推進した。</p>
<p>イ 広範な研究の推進</p>		
<p>国内外の研究機関と連携し、基礎から応用、さらに実用化を視野に入れた広範な研究領域を専門分野ごとに推進する。</p>	<p>・ 国内外の研究機関と連携協力し、共同のセミナー等を開催する。(No.118)</p>	<p>・ 11月に、静岡市において、本学、静岡大学、浜松医科大学、静岡県と合同で「静岡健康・長寿学術フォーラム」を開催したほか、国内外の研究機関と連携して「薬食国際カンファレンス」、「日韓共同学術セミナー」等を開催した。</p>
<p>グローバル COE プログラムに採択される世界最高水準の研究を推進し、中期目標の実現に向け、科学研究費補助金については、過去の実績を踏まえ部局ごとに目標を設定し、採択件数の増加を目指す。</p>	<p>・ 科学研究費補助金の採択件数の増加のため、部局ごとの採択実績を公表するほか併せて研修会を実施する。(No.119)</p>	<p>・ 5月に科学研究費補助金の部局別採択実績を学内公表するとともに、研修会では、科学研究費の公募メニュー等の説明のほか、研修内容において経験豊富な教員による応募上の留意点の解説を行い、採択件数の増加に努めた。</p>

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
2 研究
(2) 研究実施体制等の整備

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 研究者の配置		
① 重点研究課題の解決、学問領域を超えた研究実施のため、柔軟な研究者の配置が可能となる取組みを進める。	・ 必要に応じて研究実態に即した研究者の柔軟な配置を行う。(No.120)	・ 食薬融合による健康長寿分野の教育研究を推進するとともに、薬食生命科学総合学府及び薬食生命科学専攻(博士後期課程)など教育研究組織の設置等を行った。
② 学外研究者との共同研究を推進するため、客員教授等の制度を活用する。	・ 客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。(No.121)	・ 企業からの資金により研究員を雇用し、産学共同研究を進める寄附講座や、学外との共同研究の際に研究者を受け入れる客員教授制度を活用して共同研究を推進した。
③ ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスドク制度などを活用し、若手研究者の研究の活性化を推進する。	・ 引き続き、ティーチング・アシスタント制度を実施し、若手研究者の研究の活性化を推進する。(No.122)	・ 薬食生命科学総合学府においてティーチング・アシスタント制度を継続して実施し、大学院生・学部生の研究・教育活動の活性化に貢献した。 なお、リサーチ・アシスタントについては、グローバルCOEプログラムにおいて採用していたため、同プログラムの終了に伴い採用を終えた。
イ 研究環境の整備		
① 電子ジャーナルやデータベースの一元管理及び学術文献収集の効率化等、全学情報システムの充実と図書館機能の強化を推進する。	・ 平成23年度に実施した「県立大学・短期大学部学術機関リポジトリ」の学内公開の結果を踏まえ、学外試験公開を開始し、正式運用に向けて準備を進める。(No.123)	・ 本学教員の知的生産物を保存・蓄積し有効活用を図るため、「県立大学・短期大学部学術機関リポジトリ」について平成23年度の学内公開の結果を踏まえて、平成24年度には正式運用に向けて学外試験公開を開始した。
② 共同利用研究機器の整備計画を策定し、老朽化した機器の更新を進める。	・ 教育研究機器整備計画に基づく優先順位に従い、共同利用機器の更新を進める。(No.124)	・ 県からの補助金を受け、教育研究機器整備計画に基づく優先順位に従い、機器の更新を進めた。
③ 外部資金の間接経費を効率的に執行し、共同利用機器の整備・運営に充当するシステムを構築する。	・ 外部資金の間接経費の設定趣旨を踏まえ、研究環境の改善、整備に資するよう効率的執行を図るとともに、全体予算の中で共同利用機器の整備・運営に充当するシステムを構築する。(No.125)	・ 外部資金の間接経費を効率的に執行するため、経理事務を行う職員の人件費や電子ジャーナル経費、光熱水費等の必要性の高いものから優先的に充当した。 ・ 全体予算の中で毎年一定額を外部資金の間接経費の一部から共同利用機器の整備・運営費に充当するシステムを構築した。
ウ 知的財産の創出・活用等		
① 知的財産の戦略的な実施体制を構築し、静岡県の施策と連動した研究成果の活用とその産学官による地域還元を推進する。	・ 産学官連携推進本部において、知的財産の戦略的な創出・活用を展開するとともに、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核研究機関として地域産業と連携して研究開発を行う。(No.126)	・ 産学官連携や知的財産に関する方針を審議・決定する産学官連携戦略会議において、知的財産の技術移転の進捗状況を管理及び活用方針の検討を行い、知的財産の技術移転を組織的に展開した。 ・ 本学で創出したお茶や米に関する発明を利用した製品が販売されたほか、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトで取り組んでいる「地域結集型研究開発プログラム」(テーマ:静岡発 世界を結ぶ新世代茶飲料と素材の開発)において、地域企業や公設試験研究機関等と共同研究を行った。
② 知的財産に精通した専門家の協力を得て、特許出願等に関する学内体制を構築し、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。	・ 知的財産の出願・管理体制を引き続き充実させるとともに、県内大学、自治体等で構成する広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークや静岡技術移転合同会社を活用して、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。(No.127)	・ 創出された発明は、国内出願の可否のみならず(独)科学技術振興機構の支援制度を活用した外国出願の検討を行った。 ・ 知的財産を地域産業界に円滑に技術移転するため、静岡大学等が設立した県内大学、自治体等で構成する広域的な産学官連携支援組織「東海イノベーションネットワーク」に参画したほか、発明等の技術移転業務を広域的に行う静岡技術移転合同会社を活用した。

エ 研究活動の評価及び改善		
① 研究活動の評価項目を見直し、自己評価を行うとともに、学外の学識経験者による外部評価制度を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の自己評価項目を見直すとともに、学外有識者による外部評価システムの確立を目指す。(No.128) 	<ul style="list-style-type: none"> 教員活動評価の実施及び教員特別研究推進費配分時に評価を依頼している外部有識者に、研究成果についても評価を依頼する制度を平成 24 年度から実施した。また、教員活動評価制度の研究活動に関する評価項目(外部資金の獲得状況)について見直しを行った。
② 外部資金の獲得状況や地域貢献の程度を考慮し、研究者にインセンティブ(動機付け)を与えるような評価制度を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果が研究者にインセンティブを与えるような活用制度(表彰・顕彰等)を検討の上、可能なものを実施する。(No.129) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金獲得に対するインセンティブについて他大学の状況を調査して奨励制度の検討を行い、国等のプロジェクト事業応募に要する経費を支援する制度を設け、平成 25 年度から施行することとした。
③ 学内の研究費の配分については、配分方法を見直し、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的な配分とする。	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成等を考慮しての配分と、早期配分に努める。 独創的かつ先進的な研究に対し外部評価制度の活用と、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行う。(No.130) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の配分については、重点研究分野・若手研究者育成等を考慮しながら引き続き早期配分に努めた。 独創的・先進的研究に関しては、外部評価制度を活用するとともに、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行った。
④ 研究プロジェクト等の成果は、発表会、シンポジウムなどにより、学外にも開かれた形で発表し、評価を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> US フォーラムや地域結集型研究開発プログラムの研究成果発表会等を開催し、学外の評価を受ける。(No.131) 	<ul style="list-style-type: none"> 9 月の US フォーラム、11 月の薬食国際カンファレンス等において、本学の研究成果を発表し、学外の評価を得た。また、教員による新技術説明会を開催し、産業界での活用可能性の評価を受けた。
⑤ 部局ごとの年報又は紀要を発行し、ホームページに掲載するなど研究成果の積極的な広報に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果を紹介する冊子を作成し配付するほか、ホームページにより最新の研究成果を積極的に公開する。(No.132) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果を紹介する冊子を作成し、新技術説明会や新技術相談会において配付したほか、研究成果をホームページにおいても公開、随時更新して最新の研究成果を紹介した。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
3 地域貢献
(1) 地域社会との連携

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>ア 推進体制の整備</p> <p>地域社会との連携を推進するため、全学的な基盤組織の充実・整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献の全学的な推進組織を整備し、学内外に周知する。(No.133) ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、健康長寿地域連携センター(仮称)の設置を検討する。(No.133-1) ・ 地域の課題をグローバルに考え、地域及び世界に対し提言(情報発信)を行うため、グローバル地域センター(仮称)を設置し、地域の課題解決のための調査研究等を行う。(No.133-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献のための全学的な推進組織「静岡県立大学地域貢献推進本部」を平成24年4月に設置し、6月に学内の推進会議を開催した。11月に開催した「産学民官の連携を考えるつどい2012」において地域貢献推進本部設置の周知を図った。 ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、他大学の事例を調査する等、健康長寿地域連携センター(仮称)の設置を検討した。 ・ グローバル地域センターを設置し、「アジア・太平洋(政治・経済・社会)」、「危機管理」部門を大きな柱として、調査研究活動を開始した。調査研究の成果を広く県民に情報発信するため、ホームページの整備を行うとともに、公開シンポジウム「TSUNAMI」や公開講演会「アジアの消費行動の多様性」等を実施した。
<p>イ 教育を通じた地域貢献</p>		<p>イ 教育を通じた地域貢献</p>
<p>① 薬剤師・管理栄養士・看護師・歯科衛生士・社会福祉士等の地域組織等と連携して、卒業教育セミナーや研修会、講習会等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、薬物療法研修会、薬学卒業教育講座等の充実を図る。 ・ 管理栄養士の卒業教育を更に充実させ、産学連携で「食と栄養」に関する講演会を継続する。また、静岡県の健康づくりに関連する講演会に講師を派遣し、県民の健康増進に寄与する。 ・ 卒業生を中心に現役看護師に対して、看護技術に関するセミナー等を引き続き実施する。 ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に引き続き協力する。 ・ 短期大学部においては、看護師・歯科衛生士・社会福祉士等の地域組織等と連携して、卒業教育セミナーや研修会、講習会等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供する。 ・ 引き続き HPS(ホスピタル・プレイ・スペシャリスト)養成講座を実施し、HPSの必要性、重要性、専門性の普及理解に努める。(No.134) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬学部においては、薬物療法研修会を、地域薬剤師会及び病院薬剤師会と連携して10回開催した。名古屋市立大学及び岐阜薬科大学と連携してインターネット回線を利用した三公立大学連携薬剤師生涯学習支援講座を9回開催した。また、静薬学友会(薬学部同窓会)と連携して薬学卒業教育講座を開催した。 ・ 食品栄養科学部においては、管理栄養士の卒業教育を充実させるため、卒業生を含む静岡県栄養教諭を対象とした講演会、静岡県が主催した食育研修会、食育フェア、地域住民を対象とした健康づくり講演会などに講師を派遣した。 ・ 看護学部においては、平成23年度に引き続き、学び直し講座や看護技術セミナーを実施した。また、県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に引き続き協力した。 ・ 短期大学部においては、NPO法人主催の研修会やシンポジウム(対象:看護師、ヘルパー等)を共催で実施した。また、歯科衛生学科が窓口となり、主に静岡県歯科衛生士会と連携して卒業生対象のリカレント教育講座を開講し、歯科衛生学科の教員が、歯科医師会会員・歯科衛生士対象の災害時歯科保健に関わる研修会講師を務めた。社会人専門講座については、HPS(ホスピタル・プレイ・スペシャリスト)養成講座及び幼稚園教員資格認定試験対策講座を開講した。また介護技術講習会を開催し、現場で働く人材が資格を持って地域貢献できるように学習の場を提供した。
<p>② 講義科目の積極的な公開とサテライト講座の夜間開講等を推進して、社会人の生涯学習・リカレント教育を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人等の生涯教育・リカレント教育の拡充を図るとともに、他機関での社会人等の教育について協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人聴講生制度により、講義科目を積極的に公開するとともに、他の機関で行われた社会人対象の研修会等に教員が講師として協力し、地域の生涯教育に積極的に対応した。 ・ 経営情報イノベーション研究科では、サテ

	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、引き続き、他機関で行われる社会人等の教育について講師として支援する。また、幼稚園教員資格認定試験対策講座を継続するなど、引き続き社会人等の生涯学習・リカレント教育を実施する。(No.135) 	<p>ライト講座の夜間開講を県立大と東部地域イノベーションセンターの間で実施した。同研究附属の科地域経営研究センターでは、社会人学習講座(11講座)を、また、医療経営研究センターでは、医療経営人材養成講座をそれぞれ開講するとともに、相互に連携・協力して各種セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、「国際シンポジウム アジア4カ国における地域健康教育一歯の健康について」、「幼稚園教員資格認定試験対策講座」、「社会福祉士国家受験対策講座」「介護技術講習会」を開催し生涯学習、リカレント教育の充実を図った。また、保健・医療・福祉現場での研究指導や各団体から依頼された研修等に積極的に協力した。歯科衛生学科ではリカレント教育として、「災害時における歯科衛生」のテーマで講演会を開催した。
知的資源の県民への還元		
① 静岡県内の公共団体や NPO 法人等と連携し、地域社会への貢献活動に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」を実施する。 環境意識啓発及び環境教育を目的に、静岡県等と連携して環境科学講座等を開催するほか、地域の小中学生等を対象とした研究体験教室等を実施する。 医師会と連携して、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展と人材育成に寄与するための勉強会等を実施する。(No.136) 	<ul style="list-style-type: none"> 本学と県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、(公財)静岡県舞台芸術センター (SPAC) 及びグランシップ (静岡県コンベンションアーツセンター) の6機関で、施設の相互利用、セミナー・講演会開催等、文化の情報発信を相互連携して行った。 静岡市と幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与するため、11月に同市と包括連携協定を締結し、組織的に連携活動を展開する体制を整えた。 環境科学研究所附置の地域環境啓発センターを中心に、各種環境教育・啓発活動(夏休み親子環境教室等)を実施するとともに、県の研究機関と連携して静岡環境フォーラム21(環境研究交流会)を開催した。 医師会と連携して、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展等に寄与するための意見交換会を実施した。
② 公開講座及び生涯学習プログラム等を県内各地で定期的に開催する。特に公開講座については、年間延べ16回以上開催し、延べ人数で700人以上の参加を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座については、年間延べ16回以上開催し、延べ人数で700人以上の参加を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。(No.137) 	<ul style="list-style-type: none"> 全学公開講座を17回開催し、延べ915人が受講した。また、市町等特別公開講座として、1市町(富士市)主催の公開講座8回に4人の本学教員が講師として協力した。このほか、各部局における社会人向けリカレント教育や県民が参加できる講演会、シンポジウム等を積極的に開催した。
エ 大学の防災拠点としての役割	エ 大学の防災拠点としての役割	
① 専門領域に応じた災害時の役割分担及び支援内容、救護活動等の防災マニュアルを整備するとともに、防災講座等を開講する。(平成21年度整備予定)	<ul style="list-style-type: none"> 教職員及び学生の防災意識の高揚を図るため、地震防災講演会(静岡県防災士養成講座)を県とともに開催する。 県や県立大学、防災関係機関などで構成する「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座(旧土曜セミナー)」を開催する。(No.138) 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員及び学生の防災意識の高揚を図るため、9月に地震防災講演会(静岡県防災士養成講座)を県とともに開催した。 10月に県や県立大、防災関係機関などで構成する「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座(旧土曜セミナー)」を開催し、本学教員が講演した。
② 防災の啓発資料として提供するため、防災関連図書の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図り防災関係資料の充実確保に努めるとともに、引き続き資料の紹介や有効活用を図る。(No.139) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係資料の充実にも努めるとともに、防災関係資料リストを作成し「静岡県防災士養成講座」参加者に配布することで資料の利用促進を図った。
③ 災害時には施設を積極的に開放し、地域住民の避難場所及び救護所としての機能を果たし、地域住民に対す	<ul style="list-style-type: none"> 大学施設の静岡市地域防災計画上の位置付けや自主防災組織による避難所運営のあり方等について、静岡市と情報交換や協議を行 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市(駿河区)総務・防災課と情報交換を行い、市総合防災訓練(9月1日)において市と避難所の鍵の受け渡し訓練を行った。

<p>る物的・精神的支援を展開する。このため、日ごろから救援物資の備蓄・点検を行う。</p>	<p>った上で具体的役割を決定し、実践的な訓練等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護学部が地域の防災訓練に参加し、地域住民に対して講習を実施するなどの支援を行う。 ・ 必要な防災用品について、計画的に購入し、備蓄に努める。 ・ 短期大学部においては、近隣町内会の地域防災訓練や防災研修での大学施設の使用促進を図るとともに日頃から救援物資の備蓄・点検を行う。(No.140) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災訓練(12月1日)には学生サークル「防‘Z’」が、地元自治会の防災訓練に参加し、救急救命講習を実施した。 ・ 非常食の計画的備蓄を行った。(アルファ米1,000食、水500本;500ml) ・ 短期大学部においては、備蓄食糧等のほか、大規模災害時の断水への備えとして、非常用トイレの購入を計画的に進めた。また、普通電話回線、携帯電話回線の途絶に備え、衛星携帯電話を配備した。
<p>④ 大学各部局の知的・人的資源を活用し、応急処置及び健康、衛生環境等の支援業務にあたる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学各部局の知的・人的資源を活かし、実施可能な支援内容を整理する。 ・ 短期大学部の知的・人的資源を活用し、地域支援にあたることのできる体制を整える。(No.141) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護学部において実施可能な支援業務等について検討を行った。 ・ 薬学部及び食品栄養科学部の教員が、東日本大震災被災地での経験をふまえて、「ふじのくに防災学講座」において、講演した。 ・ 経営情報学部の教員が、情報ネットワークの観点から県総合防災訓練に参加した。 ・ 短期大学部においては、災害時の初動体制に係るマニュアルの整備を進めるとともに、災害発生時の教職員の参集基準、各組織の事務分掌の整理を行った。
<p>オ 初等・中等教育の支援</p>		
<p>① 地域の児童・生徒を対象に公開授業及び出前講義、オープンキャンパス、ワークショップ等を実施し、幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座、オープンキャンパス及び県民の日の行事を引き続き実施するとともに、大学祭・夏休み等を利用して研究室の開放や科学教室を開催する。また、アンケート等を実施し、内容について検証、改善するとともに、地域の児童及び生徒に対する企画の充実を図る。(No.142) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高大連携事業として、出前講座では43校に延べ83人の教員を派遣するとともに、講義受入れでは静岡市内の高校2校から3人の生徒を国際関係学部を受け入れ、高校の単位認定授業として講義を行った。また、公開授業や大学祭での模擬授業等を実施した。夏休みには研究室の開放や科学教室を開催し、地域の教育支援にも努めた。さらに、静岡県教育委員会主催のニュートンプロジェクト事業に協力し、本学研究室で高校生に4講座を開講し、研修を兼ねたキャンプには3人の大学院生が活動支援を行った。 ・ オープンキャンパスを8月に5日間実施し、過去最高となる4,159人の参加者を集めた。在学生の運営への積極的な参加などの改善を図り、来場者のアンケートにおいては、実施内容に関して全体的に満足度の高い評価を得た。 ・ 短期大学部においては、県民の日に大学案内や健康度測定等の行事を引き続き実施するとともに、出前講座及びオープンキャンパスにおける高校生からのアンケートの分析を行い、平成25年度の入試広報資料の参考に役立てた。また、高等学校の依頼による高校生対象の生活相談や講演会の講師を務めた。歯科衛生学科では、小学生対象の「夏休み親子歯の教室」を静岡市と共催した。社会福祉学科では、県主催の「しずおか介護フェア2012」の行事に参加し、生徒や一般県民の福祉分野への関心や意欲を引き出すように努めた。
<p>② 初等・中等教育に携わっている教員を対象に、専門領域ごとの体験実習及び研修会、セミナーを行うことで教員の質の向上に寄与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会からの依頼に応じて、講師を派遣し、初等・中等教育に携わっている教員を対象とした研修に協力する。静岡大学が主催する教員免許更新講習に講座を提供する。言語コミュニケーション研究センターでは高校英語教員を対象とした研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会からの依頼に応じて講師を派遣し、高校商業科教員・情報科教員・家庭科教員・農業科教員を対象とした研修会に協力した。また、静岡大学が主催する教員免許状更新講習に「英語教師のための教育言語学」と「暮らしの中の数学」の2講座を提供した。言語コミュニ

	(No.143)	ケーション研究センターでは、国際関係学研究科と連携して英語教育に携わる小学校・中学校教員対象のワークショップ「明日から使える小学校外国語活動セミナー」を開催した。
カ 施設の開放		
① 健康支援センターで健康相談、健康講座等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民を対象として健康度測定・健康相談を実施する。 ・ 県民の健康増進に寄与する催しに積極的に参加する。 ・ 短期大学部においては、地域住民を対象とした健康相談、健康講座、健康度測定フェア等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する事業を継続して行う。また、地方自治体や公的団体等が計画する健康関連事業に対し、より一層、積極的に講師を派遣する。(No.145) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆地域において慢性腎臓病を中心とした講話及び健康相談を4回実施した。 ・ 市民セミナーや公開講座で県民に対し講演を行うとともに、保健師等を対象とした研修会で講演を行った。 ・ 短期大学部においては、県民の日に地域住民を対象とした健康相談、健康講座、健康度測定フェア等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する事業を継続して実施した。また、地方自治体や公的団体等が計画する健康関連事業に対し、積極的に講師を派遣した。平成23年度に引き続き「女性健康相談室」を実施した。10月には国際シンポジウム「アジア4カ国における地域健康教育―歯の健康について―」を開催した。
② 図書館をはじめ学内の施設・設備を積極的に県民に開放する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内施設等については、芝生園地を一般県民に開放するとともに、講義室等は公的団体が主催する試験及び講習会等の会場として開放し、また、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。 ・ 学外者に対して引き続き図書館施設の利用や資料の貸出等、積極的開放に努める。 ・ 県内公共図書館、関係機関への図書館広報誌の配布等により、施設の利用促進を図る。(図書館) (No.146) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝生園地を一般県民に開放するとともに、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放や講義室等を公的団体が主催する試験及び講習会等の会場として提供した。 ・ 産学連携による「静岡薬用植物研究栽培会」(全5回)について、セミナールームを講習会場として提供し、受講生である一般県民が図書館を利用するなど、調査研究や学習等を目的とする一般県民への図書館施設の開放、資料や情報の提供等に努めた。また、平成23年度に引き続き県看護協会からの依頼を受け、看護師を対象とした情報検索講習会を実施し、図書館施設や資料の有効利用を図った。 ・ 県内公共図書館の相互協力ネットワークを通して、図書館や関係機関に図書館広報誌を配布し、施設の利用促進を図った。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 3 地域貢献
 (2) 産学官の連携

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 大学で得た研究成果や知的財産を地域産業界に積極的に技術移転し、地域産業の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術説明会等の開催により、地域産業界への技術移転を図る。 ・ 静岡県の特産物であるお茶、米に関する研究から創出された知的財産の技術移転を積極的に行う。(No.147) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の知的財産を産業界へ移転促進する新技術説明会を12回、新技術相談会を22回開催した。 ・ 本学で創出したお茶や米に関する発明を使った製品が販売されるなど、大学発のシーズが企業の新たな市場展開に繋がった。
② 国内外の研究機関及び企業・自治体等との交流の場を設けることで、研究に対する社会的なニーズとシーズの融合を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果発表会を県内外で開催し企業ニーズと研究シーズの交流の場を積極的に設定する。(No.148) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等との交流により新たな産学官連携の交流促進を図るため「産・学・民・官の連携を考えるつどい2012」を11月に本学で開催した。また、12月に浜松市での「産学官マッチング会」、1月に東京での中部公立3大学(静岡県立大学、名古屋市立大学、岐阜薬科大学)合同の「新技術説明会」等の場で、本学教員が企業関係者を対象に実用化を展望した技術説明を行った。
③ 研究内容、研究者情報を外部に対して積極的に広報するなどにより、共同研究・受託研究の受入れを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会への出展、大学ホームページ、研究分野紹介集により研究内容を紹介し、共同受託研究に結びつける。(No.149) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フーズサイエンスセミナー(開催地:静岡市ほか)、イノベーションジャパン(開催地:東京)、県総合食品開発展(開催地:静岡市)等、22回の出展を行って研究分野紹介集の配付、研究内容を広報したほか、大学ホームページに研究成果・シーズを掲載し、共同研究・受託研究の獲得を図った。
④ 中期目標の実現に向け、過去の実績を踏まえ、年度ごとに共同研究・受託研究の実施目標を設定し、実施件数の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70件以上の共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進する。(No.150) ・ 医薬品や機能性食品の開発及び適正使用を支援するため、産学連携や地域連携を推進する新たな拠点として、薬食総合研究センター(仮称)の設置を検討する。(No.150-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進した結果、計画の70件に対し95件の契約を獲得した。 ・ 他大学の臨床研究センター、静岡市内医療機関や静岡県(薬事課、産業経済部、ファルマバレーなど)を訪問するなどして、医薬品や食品の臨床研究などに関する情報収集を行った。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 3 地域貢献
 (3) 県との連携

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 静岡県の各部署や試験研究機関等における審議会・委員会等に協力し提言を行う。	・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会への積極的な参加を促す。(No.151)	・ 兼業制度の適切な運用に努め、教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会等への積極的な参加を促した。
② 静岡県の推進する各種プロジェクトに関連した研究に協力し、県の施策推進に寄与する。	・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核事業である地域結集型研究開発プログラム等の県プロジェクトに積極的に参画する。(No.152)	<p>・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核事業「地域結集型研究開発プログラム」において本学がサブコア研究室として位置付けられ、多くの教員が参画して共同研究を積極的に推進した。また、本学学長はフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進機関であるフーズ・サイエンスセンターのセンター長としてフーズ・サイエンスセンターの企画運営に参画し、「ふじのくに食薬総合特区」構想をとりまとめるなど、県施策推進に大きく寄与した。</p> <p>・ ファルマバレープロジェクトについては、県からの受託研究により、その研究成果をファルマバレーセンターに技術移転した。</p> <p>・ 県から新たに医療経営改革能力開発事業を受託して、県内公的病院幹部を対象とした「医療経営改革能力向上講座」を開講し、公的病院等の経営改革能力を高める演習を行った。</p>

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

3 地域貢献

(4) 地域の大学との連携

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>① 県内他大学との連携講義や単位互換制度を充実させるなど、県内他大学との連携を推進する。</p>	<p>・ 県内他大学との連携講義や単位互換制度を引き続き実施し、連携強化に努める。(No.153)</p>	<p>・ 静岡大学・東海大学との単位互換制度を継続し、静岡大学に1人、静岡大学院に1人、東海大学院に4人を派遣し、静岡大学院から15人を受け入れた。また、本学において、4高等教育機関連携講義(静岡大学・浜松医科大学・国立遺伝学研究所)を実施し、10回の講義に25名の学生が出席し単位認定を受けた。さらに、静岡文化芸術大学との相互協力を模索する場を設けた。</p>
<p>② 大学ネットワーク静岡などに積極的に参加し、県内他大学との教育・研究等に関して協力・連携を図る。</p>	<p>・ 大学ネットワーク静岡等が関係する学術フォーラムなどの事業に参加し、県内他大学との学術交流・連携を進める。(No.154)</p>	<p>・ 大学ネットワーク静岡等が関係する学術フォーラムなどの事業参加に加え、大学コンソーシアム設立に向けた検討会への参加、構成大学とともに韓国(釜山、ソウル等)、台湾(高雄、台北)で開催された静岡留学フェアに出展するなど県内他大学との交流・連携を進めた。また、本学の教員が大学ネットワーク静岡の企画する「共同公開講座」事業や「“静岡学”出張講座」事業の講師となり、県内他大学と連携して活動を行った。</p>

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

3 地域貢献

(5) 県内の高等学校との連携

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、高大連携の推進に関する情報交換を密にする。	<ul style="list-style-type: none"> 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開き、高大連携等について情報交換を行う。(No.155) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内10校の高校校長との懇談会を7月に実施し、情報交換を行った。懇談会には、学長・副学長・学生部長・学部長・短期大学部長・短期大学部学生部長が参加し高校と大学の関係を深めた。また、11月には県内総合学科高校(5校)・商業高校(2校)・農業高校(2校)の校長と入学者選抜の在り方について情報交換を行った。
② 高等学校を訪問し、進路担当教員及び高校生に対して、県立大学の入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、県立大学への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 県内高校を訪問し、教員・高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供するとともに、本学への要望・ニーズ等に関する聞き取り調査を行う。また、進路指導主事の会議に参加して情報交換を行う。 短期大学部においては、更に効果的かつ計画的に高等学校を訪問する。進路担当教員及び高校生に対して、入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、短期大学部への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。(No.156) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の高校(29校)を訪問し、進路指導主事を始めとする高校教員と情報交換を行った。また、大学説明会を4校の高校で行い、高校生に学部・入試等の情報を提供した。 進路指導主事の会議(4回)に参加して情報交換を行った。 短期大学部においては、県内の高等学校及び過去5年間に本学へ進学した県外高等学校を抽出し、積極的に訪問を行い入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、短期大学部への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行った。
③ 高校生を対象とした公開授業や高校生の県立大学の授業への参加、県立大学教員による出前講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 高校生への出前講義や公開授業、模擬授業を継続して実施する。(No.157) 	<ul style="list-style-type: none"> 高大連携事業として、出前講座では43校に延べ83人の教員を派遣するとともに、講義受入れでは静岡市内の高校2校から3人の生徒を国際関係学部を受け入れ、高校の単位認定授業として講義を行った。また、公開授業や大学祭での模擬授業等を実施した。さらに、静岡県教育委員会主催のニュートンプロジェクト事業に協力し、本学研究室で高校生に4講座を開講し、研修を兼ねたキャンプには3人の大学院生が活動支援を行った。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

4 国際交流

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
(1) 海外の大学等との交流		
① 協定校を中心に、教員の海外留学及び海外研修を支援していくとともに、研究・教育上の必要に応じて留学・研修先を拡充する。	・ 海外協定校を中心に、研究・教育上の必要性を考慮した交流を拡充、推進する。(No.158)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外協定校（ロシア・モスクワ国立国際関係大学）との間で教員の派遣及び受入れをし、教員交流・海外研修を行った。 ・ 中国・浙江省医学科学院と第10回日中健康科学シンポジウムを中国・浙江省で開催し、同科学院の研究者らとこれまでに実施した共同研究成果及び関連分野における最新の研究情報を交換した。 ・ 静岡県と交流のあるアメリカ・ロードアイランド州のロジャー・ウィリアムズ大学と、短期語学研修、セメスター留学及び教員交流を柱とした大学間協定の締結に向けた協議を行った。 ・ 本学薬学研究院教員がブリュッセル自由大学の薬学部を訪れ、今後の共同研究の可能性について協議を行った。
② 海外からの客員教授及び研究者の招聘を進めると同時に、交換教授制度の充実を図る。	・ 海外からの客員教授及び研究者の招聘に努めるとともに、交換教授制度の充実について検討する。(No.158-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外協定校（ネブラスカ大学リンカーン校、カリフォルニア大学バークレー校、モスクワ国立国際関係大学など）から教員、研究者等を招き、学生を対象とした特別講義（講演）等を実施した。 ・ 協定校である延世大学から研究者・学生を招き、日韓共同学術セミナーを開催した。 ・ 米国・ロジャー・ウィリアムズ大学との大学間協定締結に向けた協議において、交換教授の派遣、受入れなどの可能性について検討を行った。 ・ リール政治学院との間で、双方の教員が相手校を訪れ授業を行う交換教授の実施に向けて協議を行った。
③ 外国人の留学生あるいは研究者が、常時在籍できる環境を整備する。	・ 引き続き、海外からの研究者や学生の受入体制の整備、施設の確保を進める。(No.158-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浙江省からの短期留学生 5 人の滞在先として、県の研修施設を利用した。 ・ 海外からの教員や研究者の宿舎として、教職員住宅を確保した。 ・ ホームステイを希望する留学生のため、ホームページ等でホストファミリーを公募し、受入れ先を確保した。 ・ 交換留学生の民間住宅（アパート）の契約、入居等に際して、留学生をサポートした。
④ 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や連携事業、研修員受入れ等を支援する。	・ 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や研修員受入れ等に協力する。(No.159)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学でタイ・コンケン大学看護学部の教員と学術交流フォーラムを行い、看護の領域別の意見交換を行った。 ・ 本学大学院国際関係学研究科附属グローバル・スタディーズ研究センターにおいて、地球規模課題対応国際科学技術協力事業「野生動物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全」との共催で、中部アフリカにおける森林保全と開発プロジェクトに関するセミナーを開催した。
(2) 日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ		
① 単位互換や単位認定を前提にした、短期のみならず長期の日本人学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れを推進する。	・ 学生の長期派遣留学及び受入の拡大に向け、協定校等との協議を進める。(No.161)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ・ブレーメン経済工科大学から交換留学生の受入れを増員及びトルコ・ボアジチ大学との交換留学生（一年間）の受入れ・派遣を行った。 ・ トルコ・ボアジチ大学と相互の受入れ人数の増員や滞在宿舎等の相互支援を含めた派

		<p>遣、受入れ拡大に向けた協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベルギー・ブリュッセル自由大学との関係において、大学間協定の具体的な協力を進めるために本学教員が同校を訪問し、学生間の交流の可能性について意見交換を行った。
② 教育効果を高めるため、カリキュラムに即した留学先の拡充に努めるとともに、学生の海外留学に関する教育指導や情報提供などの支援体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換留学先の拡充に努めるとともに、留学に関する相談窓口及び情報の充実に努める。(No.162) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外留学等に関する資料を整理し、学生へ提供する情報の充実に図った。 ・ 学生部において留学相談窓口に対応できる職員を昨年度に続いて確保し、学生からの留学相談に対応した。 ・ 米国ロジャー・ウィリアムズ大学との大学間協定締結に向けた協議の中で、セメスター留学や短期語学研修を協定事項とし、留学先の拡充に努めた。
③ 留学生のための日本語教育体制の整備及び留学生に開かれた専門科目の充実化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生のための日本語教育体制の整備及び留学生に開かれた専門科目の充実に努める。(No.162-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生の日本語教育の充実に図るため、理系大学院学生や交換留学生などを対象とした「初級日本語」講座、文系研究生及び日本語能力試験N1受験希望者など、日本語力のレベルアップを目指す大学院学生を対象とした「中級日本語」講座を引き続き開設した。(「初級日本語」講座については、学生からの要望を受け、平成24年度からは授業時間を延長するなど講座の充実・改善を図った。)
④ 留学生及び県立大学学生に対する大学院教育の向上のため、海外諸研究機関との共同研究指導体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外協定校との大学院における共同研究指導体制を確立するため、学生の受入れ・派遣を推進する。(No.162-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定校であるタイ・コンケン大学から学生を2名、大学院薬食生命科学総合学府で受入れ、共同研究指導を行った。 ・ 英語研修プログラムとして大学院学生2名を米国・オハイオ州立大学へ派遣し、大学院教育の向上に向けた取組を行った。
(3) 地域に密着した国際交流の推進		
① 県内地場産業に関わる国際的な学術交流を推進するとともに、共同研究を通して各国の人材育成に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の研究機関と県内地場産業に関わる研究協力を進める。(No.163) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミラノ大学医学部と緑茶の飲料作用についての共同研究を継続して行った。 ・ ネブラスカ大学・リンカーン校食品加工センターによる本県産業界に向けた講演会等の開催に向けた調整を行った。
② 地域の学術文化研究機関等と連携を図り、専門領域ごとに国際学会・講演会等の誘致を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の学術文化研究機関等と連携して国際会議等の企画、開催に努める。(No.164) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「静岡健康・長寿学術フォーラム」を、本学が中心となり、静岡大学、浜松医科大学、県と共同で企画・運営を行った。 ・ 「第1回薬食国際カンファレンス」を開催し、国内外の研究者による発表・講演等を行った。 ・ 静岡県歯科医師会と共催で、アジア4カ国における地域健康教育に関する国際シンポジウムを短期大学部にて開催した。

第2 法人の経営に関する目標
1 業務運営の改善及び効率化
(1) 運営体制の改善

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 全学的な運営体制の構築		
① 経営と教学の役割分担を明確にするとともに、理事長、副理事長及び理事で構成する役員会を開催し、連携を図る。	・ 役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。(No.166)	・ 月2回の定例役員会を開催し、人事、組織、経営等重要事項を審議するとともに、役員相互の情報・意見交換を行い、機動的な法人運営を図った。
② 経営審議会及び教育研究審議会を定期及び随時に開催し、経営及び教育研究に関する重要事項について審議する。	・ 経営審議会及び教育研究審議会においては、役員会や大学内の各機関との役割分担や連携を図りながら定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。(No.166-2)	・ 経営審議会を年5回、教育研究審議会を年12回開催し、法人諸制度や中期・年度計画等と関連付けて審議するとともに、経営及び教育研究に関する重要事項についてそれぞれ審議し、効率的・効果的な組織運営を行った。
イ 効果的・戦略的な組織運営		
① 部局長の権限と役割を明確化し、部局長のリーダーシップを発揮した部局運営を行う。	・ 学部長と副学部長との連携により、リーダーシップを発揮した部局運営を行う。(No.167)	・ 副学部長を一部委員会の委員に充てるなど、学部長の負担軽減を図り、学部長補佐としての役割を明確にする体制を継続した。また大学運営会議へは学部長とともに副学部長にもオブザーバーとして出席を求め、両者の連携による柔軟かつ機動的な部局運営を図った。
② 学長及び部局長等で構成する大学運営会議を開催し、部局間の連携強化を図る。	・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化と機動的な大学運営を図る。(No.168)	・ 大学運営会議を毎月1回開催し、大学運営に関する協議及び情報交換等により、機動的な大学運営及び部局間の連携の強化を図った。
ウ 教員・事務職員の連携強化		
各委員会組織や所掌事務の見直しを行うなど、教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、教職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムを構築する。	・ 大学運営会議や各委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携を強化する。(No.169)	<p>・ 大学運営会議においては、メンバーとして部長級以上の事務職員を加え、またオブザーバーとして副学部長等の出席を求めることにより教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携の強化を図るとともに、各種委員会においては事務職員が事務局として運営に加わるなど、常に教員と連携しながら事業を推進する体制を継続した。</p> <p>・ 短期大学部においては、運営委員会に室長級以上の事務職員が加わり、積極的に運営に参画した。また、各種委員会においても、室長級以上の事務職員をメンバーに加えたり、事務職員が事務局として加わるなど、教員と事務職員が連携して事業を推進する体制を継続した。</p>
エ 学外意見の反映		
① 理事、経営審議会及び教育研究審議会等に学外の有識者、専門家等を登用し、大学運営に外部の意見を反映させる。	・ 外部有識者、専門家から、引き続き大学運営に関する意見を聞く。(No.170)	・ 役員会、経営審議会及び教育研究審議会を通じて、委員に任命された外部有識者や専門家の意見を聴き、法人・大学運営に反映させた。
② 県民の意見・要望を聞くための窓口を設置し、大学運営に反映させるシステムを整備する。	・ 一般県民からの意見・要望を聞くための窓口を設置する。(No.171)	・ 県民のこえ担当設置要綱を策定し、大学運営に県民のこえを反映させるシステムを整備するとともに、本学に関する意見・要望等を聞くための窓口として、「県民のこえ」担当を置き、執務室の入口に「県民のこえ」担当者の名を掲示し、応対者を明示した。
オ 内部監査機能の充実		
① 法定による監査に加え、内部監査を積極的に実施するため、監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携して業務の適正化及び効率化を図る。	・ 監査の項目、実施方法等の検討を継続し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。(No.172)	・ 監査項目の見直しを行うとともに、効果的な監査を行うために関係人調査の手法を取り入れたほか、改善指導の徹底を図るなど、大学運営の健全性の確保に努めたが、結果として、不適切な事務処理の発生を防げず、ま

<p>② 監査業務に従事する職員の専門性向上を図るため、学外の専門家の協力を得るなどにより、必要な研修を実施する。</p>	<p>・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加や先進大学の調査等により、監査業務に従事する職員の専門知識及び技術の向上を図る。(No.173)</p>	<p>た、発見が遅れてしまった。</p> <p>・ 外部の専門機関が実施する研修会等に監査室職員を参加させるほか、他大学の事例収集に努めるなど、内部監査知識の習得及び技術の向上に努めた。</p>
---	--	---

第2 法人の経営に関する目標
 1 業務運営の改善及び効率化
 (2) 教育研究組織の見直し

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について不断の検討を行い、学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 薬食生命科学総合学府及び薬食生命科学専攻の設置を完了し、大学院生の指導体制を確立し、大学院における教育・研究の強化・充実に努める。(No.174-1、174-2、174-3) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、薬食生命科学総合学府および5専攻(薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻、食品栄養科学専攻、環境科学専攻薬学専攻)に改組し、その教育・研究を開始した。 薬食生命科学総合学府及び薬食生命科学専攻の設置を完了し、大学院学生の指導体制を確立した。大学院における学際的な薬食連携教育・研究が実施できる体制を整備した。
	<ul style="list-style-type: none"> 国際関係学研究科博士後期課程設置について引き続き検討を行う。 看護学研究科博士後期課程の設置を検討・準備する。 特定看護師(仮称)等の高度実践看護師養成課程の情報を収集し、検討する。(No.174-4) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際関係学部と国際関係学研究科の合同将来構想委員会を設置し、部局の教育研究体制の点検と改善について検討した。博士後期課程設置については、博士後期課程設置検討ワーキンググループの検討結果を踏まえ、設置の可能性と問題点の検討を行った。 看護学研究科博士後期課程の設置を具体的に検討し、準備する。 特定看護師(仮称)等の高度実践看護師養成課程の検討をし、情報を収集した。
	<ul style="list-style-type: none"> 「食と健康」に関連深い「環境」について教育研究を行う新学科の設置を検討する。(No.174-5) 	<ul style="list-style-type: none"> 食品栄養科学部に、平成26年4月に環境系新学科(環境生命科学科(仮称))を設置するために、新学科の理念や教育課程を検討し、平成25年度の早期に文部科学省への届出を行うこととして準備を進めた。
	<ul style="list-style-type: none"> 食と環境に関する地域社会の課題解決に向けた研究を推進するために、食品環境研究センター(仮称)の設置を検討する。(No.174-5A) 	<ul style="list-style-type: none"> 食品栄養環境科学研究院に、平成26年4月を期して食品環境研究センターを設置することを検討した。組織や研究内容の細部に関しては、平成25年度以降に協議する。
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、静岡大学、静岡産業大学と連携し、県内自治体等の参加を得ながら公共経営のワークショップ型講義を開講する。また、現中期計画における三大学連携事業について総括を行う。(No.174-6) 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡大学、静岡産業大学と連携し、県内自治体等の参加を得ながら公共経営のワークショップ型講義を開講した。また、現中期計画における三大学連携事業について総括を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 看護学部の拡充に向けて、県立大学として特色ある先進的な看護教育を展開していくためのカリキュラムや教員体制、施設整備等について、具体案を検討する。(No.174-6A) 	<ul style="list-style-type: none"> 看護教育拡充計画を踏まえ、先進的な看護教育を展開していくためのカリキュラムや教員体制、施設整備等について、具体案を検討し調整を図った。
	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について教育行政の動向及び受験生ニーズ等の把握に努め、引き続き教育や組織のあり方について検討する。(No.174-7) 	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について、関連団体等より教育行政の動向及び受験生ニーズ等の情報を収集し、引き続き各学科を中心に教育や組織のあり方について検討した。
② 教育研究組織の見直しについては、経営審議会、教育研究審議会等における審議など、学外者の意見を取り入れて検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の見直しについて経営審議会及び教育研究審議会にて審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。(No.175) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の見直しについて、学外者からの意見聴取やニーズ調査の結果等を踏まえ、具体的な対応案について、経営審議会、教育審議会にて審議した。

第2 法人の経営に関する目標
1 業務運営の改善及び効率化
(3) 人事の適正化

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 戦略的・効果的な人的資源の活用		
(ア) 教職員にインセンティブ（動機付け）が働く仕組みの確立		
① 教員及び事務職員の評価制度を構築し、評価結果を処遇等に適切に反映できるよう活用体制を整備する。特に、教員の業績評価については、教育、研究、地域貢献等の実績に基づく客観的な教員評価制度を確立し、公正な評価を行う。（平成19年度以降システムの検討、試行を経て、平成23年度評価制度確立予定）	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事務職員に対する評価制度等の導入について引き続き検討する。 評価結果を処遇・指導等に反映できるよう教員活動評価制度の適切な運用を行う。（No.176） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員の評価制度については、改めて他団体の事例等についての調査や検討を行い、平成26年4月からの法人固有職員の採用に併せ、制度の構築を検討していくこととした。 平成23年度に本格的に移働した教員評価制度については、引き続き適正な運用に努めていくとともに、教員活動評価で良好な評価をされた者に対し、他の教育研究機関において研究活動に従事する機会の付与などサバティカルイヤー制度の導入に向け検討することとした。
(イ) 全学的視点での任用		
① 教職員の採用に当たっては、広く国内外から多様な人材を任用する。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、教員の採用は公募により行う。（No.179） 	<ul style="list-style-type: none"> 正規教員はすべて公募により採用した。
② 公正性、透明性、客観性が確保されるよう全学機関として人事委員会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員による教員人事委員会により、公正性、透明性、客観性が確保される任用手続きを行う。（No.180） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の経営審議会及び教育研究審議会により委員を指名し、部局から採用提案がある度に、教員人事委員会を開催し、公正性、透明性、客観性が確保される任用を行った。
イ 弾力的な人事制度の構築		
① 教員の任用については、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 教員の任用については、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。（No.181） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に引き続き任期制や公募制を活用した教員の任用を行い、教育研究の活性化を図った。 平成25年8月の労働契約法の改正により、同一使用者の雇用期間が5年超の場合、被使用者の申出により有期労働契約が無期労働契約に転換することとなったため、教員任期制等の検討を行った。
② 教職員が大学や社会に貢献できるよう兼業・兼職制度を確立し、適切な運用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が大学や社会に貢献できるよう兼業制度の適切な運用を行う。（No.182） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の職員兼業規程の改正により、兼業先からの依頼状、兼業申請（届出）及び許可書を一つの様式で行えるよう手続きの簡素化を図り、引き続き教職員が教育機関や社会で貢献できるよう、兼業制度の運用にあたった。
③ 教育研究に従事する職務の特殊性から、教員に変形労働制や裁量労働制等の多様な勤務形態を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 教員の勤務実態と法制度を勘案し、必要に応じて勤務形態を見直す。（No.183） 	<ul style="list-style-type: none"> 県の制度改正等を勘案し、教職員のドナー休暇、看護休暇及び介護休暇について、取得可能な対象を拡大や取得条件の緩和等を行うこととし、規程改正等の手続きを行った。
④ 学会・研修への参加やフィールドワークの実施等に配慮し、サバティカルイヤー導入の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 教員評価制度に関連したサバティカルイヤー制度の検討を行う。（No.184） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約法の改正をみこし、再任等上限5年を定めた教員任用制度の検討を要することになったため、サバティカルイヤー制度導入の基礎的要件である本学の勤務年数の方針が流動的になることから、更に検討を進めた。

第2 法人の経営に関する目標
 1 業務運営の改善及び効率化
 (4) 事務の生産性の向上

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 事務処理の効率化		
<p>① 事務職員が大学経営に必要な最新の知識を習得できるよう、外部機関の実施する研修に参加させるなど、大学全体として研修体制を確立し効果的な運用を図る。</p>	<p>・ 研修計画においては、職員に対して、更に積極的に各種研修への参加を促し、研修の成果をより発揮できる職場作りを目指す。(No.185)</p>	<p>・ 職員には各室の必要に応じた能力向上のため、公立大学協会をはじめとする各種外部団体による研修会などへ積極的な参加を呼び掛けた。また、自発的な研修会などへの参加希望も随時受け付け、所属において個別に必要な性を判断して参加を認めるなど、職員の能力開発に努めたが、基本的業務手順や心構え(コンプライアンス)についての研修やOJTが不十分であり、結果として、不適切な事務処理の発生を避けなかった。</p>
<p>② 定型的な業務や専門的な業務について、外部委託や人材派遣等アウトソーシングを積極的に活用し、事務処理の合理化を図る。</p>	<p>・ 引き続き、人材派遣や業務委託などのアウトソーシングの対象となり得る業務について検討し、可能であれば積極的に見直しを進める。(No.187)</p>	<p>・ 図書館運営や公用車運転業務など、外部委託することが適切であると考えられる業務については、引き続き業務委託を行い、事務局として効率的な人員配置を図った。</p>
<p>③ 全学的に図書の予算管理を一元化し、基本図書の受入れ・登録業務や雑誌・電子媒体の契約業務を一本化し、事務処理の効率化やサービスの向上を図る。</p>	<p>・ 図書館業務の効率化を図り利用者サービスの向上に努める。(No.188)</p>	<p>・ 館内貸出用PCを4台から24台に増設するとともに、貸出管理の効率化を図るため、図書館システムの「貸出処理」を利用して館内貸出用PCを管理した。これにより学生はPC貸出申込書の記載が不要になり、サービスの利便性が増すとともに、業務の省力化にもつながった。</p>
イ 事務組織の見直し		
<p>事務組織全体について、事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を確立するとともに、継続的な見直しを実施する。</p>	<p>・ 事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を整備するとともに、継続的な見直しを実施する。(No.189)</p>	<p>・ 出納経理事務など定型業務における処理の標準化に取り組むとともに、各室の職員を業務の継承をテーマとするセミナーに参加させ、事務の標準化への啓発を行い、事務処理の整備に努めたが、取組が不十分であり、結果として不適切な事務処理の発生を避けなかった。</p> <p>・ 短期大学部においては、経理事務等について県立大学と調整し、適正性を保ちつつ調票作成の省力化を図るなど、事務の効率化を図った。</p>

第2 法人の経営に関する目標
 2 財務内容の改善
 (1) 自己収入の確保

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
ア 授業料等学生納付金		
授業料等の学生納付金については、教育内容、他大学の動向、社会情勢等を総合的に勘案し、適正な額に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成23年度と同じ金額に設定する。(No.190) 	<ul style="list-style-type: none"> 他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成23年度と同じ金額に設定した。
イ 外部研究資金その他の自己収入の増加		
① 中期目標を踏まえて、全教員に外部資金(科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金等)増加に向けた取組を促す。(申請には研究担当者・研究協力者を含む。)(取組率100%を目指す。)	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得に向けて各種の研究助成金制度について、説明会の開催やメール等により、教員に情報提供する。 企業等学外向け成果発表会を実施し受託共同研究の獲得を促進する。 短期大学部においては、引き続き教員に取組状況等のデータを公表し、取組の継続及び新たな取組を促す。(No.191) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得に向け、科学研究費補助金や(独)科学技術振興機構の研究助成金の説明会を開催したほか、各種助成金の公募情報を随時教員に向けて情報提供を行った。 県内で成果発表会を開催したほか、東京においても新技術説明会を開催して受託・共同研究の獲得を図り、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金等併せて350件(大学338件、短期大学部12件)の資金を獲得した。 短期大学部においては、平成24年度科学研究費補助金公募要領等説明会にて、応募件数、採択件数等のデータを公表し、更なる取組を促した。平成24年度においては、科学研究費補助金、共同研究、奨学寄附金等併せて11件の資金を獲得した。外部資金への取組状況を調査し、教授会において積極的に取り組むよう要請し、取組実績のない教員については、短期大学部長が個別に面談し取組を促した結果、科研費の応募件数が平成23年度の11件から30件に増加した。これにより、平成24年度において中期計画期間中の外部資金への取組率100%が達成された。
② 外部資金獲得のための制度の紹介及び申請方法の研修会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 教員に対し、各種研究助成金に関する情報を正確に伝達するとともに、科学研究費補助金の申請説明会への参加を促すなど、外部資金獲得に向けた意識啓発を図る。 短期大学部においては、引き続き、教職員に対し、各種研究助成金に関する情報をメール等で公開するなどして正確に伝達するとともに、科学研究費補助金の申請説明会への参加を促し、科研費獲得セミナーを開催する等、外部資金獲得に向けた意識啓発を図る。(No.192) 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金や競争的資金の公募情報を定期的に全教員に周知したほか、教育研究審議会において部局別の外部資金の獲得状況を公開した。 科学研究費補助金の申請説明会については、全教員へのメール配信や学部長等を通じて出席を促し、教員156人の参加があった。説明会は、従来の申請方法の説明に加え、応募上の留意点について学内教員による解説を行うなど内容の充実を図った。 短期大学部においては、各種研究助成金の公募についての情報をメールにて配信するとともに、科学研究費助成事業については、平成24年度科学研究費助成事業公募要領等説明会への出席について、教授会及びメール配信により促し、あわせて科研費獲得セミナーを開催した。
③ 部局毎に外部資金獲得の目標を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに、平成24年度における部局別の件数、金額の目標を設定する。 短期大学部においては、外部資金の獲得状況を公開するとともに、短期大学部内の獲得目標を設定し、外部資金の獲得に努める。(No.193) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究審議会において、部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに、件数、金額とも平成23年度実績以上の獲得を部局毎の目標として獲得努力を要請した。 短期大学部においては、外部資金の獲得状況を公開するとともに、獲得件数、金額の目標を設定した。短期大学部では平成24年度の科学研究費補助金の採択件数において全国

		短大 373 校中 7 位、金額においては 17 位であった。
④ 講習会・研修会等の受講料収入などにより、自己収入の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムを計画、実施し、適切な事業収入の確保に努める。 ・ 短期大学部においては、社会人専門講座（HPS 養成講座・幼稚園教員資格認定試験対策講座）及び介護技術講習会を継続して実施し、自己収入の増加を図る。（No.194） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学公開講座においては、平成 22 年度から引き続き受講料（資料代分）の徴収を実施した（短期大学部会場分を除く。）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経営研究センターにおいて社会人を対象とした有料の講座を 11 講座開講し、延べ 176 人が受講した。 ・ 名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携薬学リカレント講座においては、各大学が独自に受講料（資料代分）の徴収を実施した。 ・ 「広報誌はばたき」に広告を安定的に掲載し収入を得た。 ・ 短期大学部においては、HPS(ホスピタルブレイクスペシャリスト)養成講座及び幼稚園教員資格認定試験対策講座を継続して社会人専門講座として実施し、受講料の徴収を行った。また介護技術講習会についても継続して実施し、自己収入の増加を図った。

第2 法人の経営に関する目標
 2 財務内容の改善
 (2) 予算の効率的な執行

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 常に財務状況の分析を行い、効果的な予算配分を行うなど、業務運営の改善に役立てる。	・ 既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の維持向上に繋がる事業に対して、財務状況を見ながら計画的、戦略的に予算配分を行う。(No.195)	・ 既存事業の見直しや再構築、事務の効率化を図るとともに、予算の執行状況を踏まえ、学生の QOL の向上や施設の維持修繕等、緊急性や重要性を勘案して、柔軟な予算配分に努めた。
② 中期目標を踏まえて、業務委託や物品等購入方法等の見直しにより、経費の削減を図る。また、ESCO 事業等の省エネルギーのための設備を導入し光熱水費の削減を図る。(平成 21 年度導入予定)	・ ESCO 事業について、データの検証をしつつ、更なる経費節減に努める。(No.196)	・ ESCO 事業において、光熱水費は、当初計画値(省エネルギー改修以前の平成 17～19 年度の平均値)に対し、総じて節減することができ、前年度とほぼ同額の削減額となった。
③ 全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表するなど、教職員のコスト意識を高める。	・ 光熱水費の使用状況についてのデータを整理・分析し、情報提供するなどして、教職員のコスト意識の高揚を図るとともに、学生に対する方策を検討する。(No.197)	・ 月別、年度別、棟別の光熱水費に係るデータ(使用量ベース)の一覧表や電気・ガスの単価等を大学運営会議で報告するとともに、学内への掲示や全教職員あてメール配信などにより、コスト意識の高揚を図った。

第2 法人の経営に関する目標
 2 財務内容の改善
 (3) 資産の運用管理の改善

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 資金運用・資金管理においては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。	・ 資金運用方針に基づき、法人の余裕資金を安全・確実かつ効率的に運用する。(No.198)	・ 資金運用方針に基づき、平成24年度の資金運用計画を定め、法人の余裕資金を安全かつ確実な方法で運用した。
② 大学施設の有効活用のため、講義室の利用状況等が把握できるような施設使用管理システムを構築し、効果的に運用する。	・ 学務情報システムにより、利用状況のデータを分析し、施設の有効活用に努める。(No.199)	・ 学務情報システムにより講義室等の利用状況を把握し、そのデータを随時確認することで空室利用などの有効活用に努めた。
③ 研究機器等の共同利用を進め、設備の合理化を図る。	・ 研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進する。(No.200)	・ 研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進した。

第3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>① 県立大学の基本理念と長期的目標を実現するため、自己点検・評価のための全学的組織を設置する。</p> <p>② 県立大学の教育研究活動全般において、認証評価機関による評価を受け、活動の改善を図る。(平成 21 年度認証評価予定)</p>	<p>・ 県立大学の基本理念と長期的目標を実現するため、中期・年度計画推進委員会等において、恒常的な点検評価及び改善等の計画策定を行う。(No.201) (No.201-2)</p>	<p>・ 中期・年度計画推進委員会において業務実績の評価及び年度計画の策定を行うとともに認証評価による大学の理念と目標に係る提言事項について大学認証評価委員会(短期大学部においては運営委員会)を中心に改善、検討を行った。</p>
<p>③ 自己点検・評価及び認証評価の結果を積極的に公開するとともに、各部署の教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。</p>	<p>・ 引き続き、認証評価による助言事項の改善・検討を行い、教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。(No.202)</p>	<p>・ 平成 23 年度に引き続き、大学認証評価委員会及び各部署等において認証評価による提言事項の改善状況の確認及び改善の推進を図った。</p> <p>・ 短期大学部においては、改善報告書(様式)に沿った改善状況を検証し平成 25 年 7 月の提出に向けて、準備を進めた。</p>

第3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
 2 情報公開・広報等の充実
 (1) 情報公開の推進

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>「静岡県情報公開条例」の実施機関として実施体制を構築するとともに、積極的な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行う。 ・ 教職員を対象に情報公開に関する研修会を実施する。(No.203) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 2 月に、教職員を対象とした情報公開に関する研修会を開催し、県情報公開条例及び法人の情報公開に関する諸規程等に関する知識習得に努めた。 ・ 県情報公開条例に基づく公文書開示事務を迅速かつ適正に行った。

第3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

2 情報公開・広報等の充実

(2) 広報の充実

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 戦略的かつ効果的な広報を実施するため、広報室を設置し、広報・情報組織を一元化する。	・ 県立大学及び短期大学部の教職員及び学生の情報を集約し、積極的な情報発信に努める。(No.204)	・ 情報集約・発信の手順を更に改善し、公式サイトへの情報掲載を徹底するとともに、研究成果について科学担当記者や業界紙にも直接情報を提供するなど、より積極的な情報発信に努めた。
② 県立大学の教育研究活動等について、積極的な広報を実施するため、広報基本計画を策定する。	(No.205)	(中期計画完了)
③ 優秀な学部学生、大学院生及び短期大学部学生を獲得するため、効果的な入試広報を実施する。	・ 各部局による受験実績及びオープンキャンパス結果の検証並びに各部局の方針に基づき、全学の広報対象(受験生像、広報地域等)について検討し、効果的な入試広報を実施する。(No.206)	・ 受験実績及びオープンキャンパス結果分析等を提供し各部局の入試広報方針の検討を促すとともに、全学の広報対象を検討し、効果的に入試広報を実施した。
④ 県民、企業、受験生、在学生、卒業生及び保護者等からアンケート等により意見を聴取し、広報活動の改善を図る。	・ 県民や受験生、入学者等を対象とするアンケート結果等を基に、有効な広報の方法等の調査及び分析を行う。(No.207)	・ 受験生が求める情報は何かを知るため、オープンキャンパスの運営に参加した在学生に、大学案内に関する聞きとり調査を実施した。また、受験生に効果的に情報を伝えるツールは何かなどを検討し、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)の導入を決定するとともに、「はばたき」や公式サイトについて、学生に関する記事の充実を図るなどの改善をした。
⑤ 県民等にわかりやすい広報を行うため、大学案内等の冊子の見直しやホームページの充実を図る。	・ 大学案内の概要パンフレットの見直しを行う。また、公式サイトにおいて、動画や図を活用し、よりわかりやすく情報発信をする。(No.208)	・ これまで日英併記で作成していた大学案内概要パンフレットを、H24年度版は日本語と英語のそれぞれで作成するするとともに、部局の紹介も掲載するなどの見直しを行った。また、入学式、剣祭など重要なイベントを動画として記録したほか、学生出演の動画を作成し、快活なキャンパス生活をアピールするなど、公式サイトにおいて動画や図を活用したわかりやすい情報発信を行った。また、英文公式サイトに教職員(研究者)のCV(英文経歴書)を掲載し、サイトの情報充実を図った。

第3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
 2 情報公開・広報等の充実
 (3) 個人情報の保護

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>「静岡県個人情報保護条例」の実施機関として、個人情報保護の体制を整備し、適正な個人情報保護を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく実施機関として、個人情報保護の業務を行う。 ・ 教職員を対象に個人情報の保護に関する研修会を実施する。(No.209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 2 月に、教職員を対象とした個人情報保護に関する研修会を開催し、県個人情報保護条例及び法人の個人情報保護に関する諸規程等に関する知識習得に努めた。

第4 その他業務運営に関する重要目標
1 施設・設備の整備・活用等

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 施設・設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。	・ 中長期修繕計画に基づき、緊急性の高いものから継続して、整備、修繕する。(No.210)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期修繕計画に基づき、緊急性の高い一般教育棟・国際関係学部棟・経営情報学部棟の防水等の補修工事、薬学部棟の研究室・共同機器室の給気口設備の改修を行った。 ・ 短期大学部においては、空調設備の自動制御機器の更新を実施し、空調運転の不具合を解消した。また、学内設備の不具合について、緊急度の高いものから随時修繕を実施した。
② 施設・設備の利用状況を調査し、全学的視点での有効利用を検討する。	・ 引き続き、施設・設備の利用実態の把握に努め、有効利用について検討する。(No.211)	<ul style="list-style-type: none"> ・ はばたき棟3階の情報スタッフの事務局打合せスペースの使用頻度・利用形態を調査し、利用しやすいよう個室として改装した。
③ 図書館の多様な利用ニーズに対応する閲覧スペース及び資料保存スペースの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館改修により利用目的別にゾーニングされた新たな学習環境の利用促進を図るため、積極的に広報するとともに、図書館の各フロアの利用状況を確認し、什器の数・配置等の適切性について検討・調整する。(No.212) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラーニングコモンズに向けた改修後の県立大学附属図書館について、館内における掲示、大学広報誌、図書館広報誌及びHP等で広報を行った。 ・ セミナールームは、図書館利用講座等の受講者が実習でPC端末を操作するケースが多いため、一回り大きなグループワークルームの個人機との入替えを行った。また、閲覧室の書架及び開架書庫の電動書架等に個別の番号を付与し、書架や蔵書の管理の利便を図った。このほか、2階に「学生文庫」として配架してきた文庫・新書類について、学生の利用促進を図るため、利用のしやすい1階に配架することとした。
④ 施設・設備のユニバーサルデザイン化を一層推進する。	・ 施設・設備のユニバーサルデザイン化を一層推進する。(No.213)	<ul style="list-style-type: none"> ・ はばたき棟のサインを更新するなど、施設・整備のユニバーサル化を進めた。

第4 その他業務運営に関する重要目標

2 安全管理

(1) 安全管理体制の確保

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
① 労働安全衛生法に基づく安全管理体制を確保し、学生・教職員の健康保持及び安全衛生に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 学生・教職員の健康保持等のため、健康診断を実施する。 教職員及び学生の安全確保のため、引き続き局所排気装置等の整備を進める。(No.214) 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の定期健康診断、教職員及び学生を対象とした特殊健康診断を実施した。 化学薬品を取り扱う4研究室へ、卓上型排気フードを設置した。 卓上型排気フード整備済みの研究室を対象に、排気性能改善のため、修繕実施した。
② 教育・研究に伴う事故防止や防犯等に関するマニュアルを作成してすべての学生及び教職員に配布するとともに、講習会を開催して安全管理に対する啓発及び指導の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に作成した安全実験マニュアルを教職員・学生に配付し、安全・衛生の適正な管理に努める。 教職員の「安全」又は「衛生」をテーマに講習会を開催する。(No.215) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に作成した安全実験マニュアルの内容を一部見直し、日常的に実験を行う部局の教職員及び学生を中心に配付し、安全・衛生の適正な管理に努めた。 平成24年4月に「理系研究室の安全対策について」をテーマに、教職員及び学生を対象とした講習会を実施した。(受講者210人。主な内容は、高圧ガス、液化ガス、化学薬品の取扱や研究室での安全対策事例紹介。)
③ 毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者を定め、一元管理をするとともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るとともに、関連する諸規程の整備に努め、教育研究活動によって生じる廃棄物の適切な処理を図る。(No.216) 	<ul style="list-style-type: none"> 薬品管理システムに関する説明会を開催し、毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図った。また、廃棄物の処理は、全ての廃棄物について業者の最終処分場まで現地確認を実施した。
④ 地域との連携、近隣大学との連携、下宿・アパート業者との連絡会、自治体への働きかけなどを通して、学生が安心して安全な生活を送ることができるような環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 地域、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換を継続して行い、学生の安心・安全生活の環境づくりに努める。(No.217) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の連合自治会定例会や市内大学間連絡会等へ出席し、学生の安全確保について情報交換を行った。また、下宿・アパート業者には、大学との連絡会を開催し、警察署員から防犯のアドバイスを受けた後、学生を交えて安全生活についての意見交換を行った。さらに、大学周辺の学生居住地域における平日夜間巡回警備を引き続き実施した。 短期大学部においては、近隣のアパート業者と連絡会を開催し、具体的な防犯事例について検討するなど、学生の安心、安全生活の環境づくりに努めた。

第4 その他業務運営に関する重要目標

2 安全管理

(2) 防災体制の確立

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>① 学内の防災体制を整え、近隣住民を交えた防災訓練や研修会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震等の災害発生に備え、消防計画に基づき、自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施など、学内の防災体制の整備を図る。 ・ 近隣住民を含めた県民を対象に、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）の共催や「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座（旧土曜セミナー）」を開催する。 ・ 施設・設備の安全点検や耐震固定、非常用食料の備蓄などの防災対策の充実に努める。(No.218) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画に基づき、自衛消防隊を編成し、エレベータ閉じ込め者救出訓練、屋外消火栓・非常用発電機の操作訓練などを実施した。また、全学生・教職員を対象として避難訓練、安否情報訓練などを行った。 ・ 近隣住民を含めた県民を対象に、8月に地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）を県と共催したほか、「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座（旧土曜セミナー）」を10月及び3月に開催した。 ・ 緊急地震速報受信端末の設置をはじめ、屋外衛星携帯電話用アンテナの設置など施設・設備の安全点検や耐震固定、非常用食料の計画的備蓄などに努めた。 ・ 短期大学部においては、10月4日に避難訓練、情報伝達訓練などを行った。
<p>② 大規模災害に備え、学外の防災関係機関との連携体制を見直し、学内防災体制の一層の充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画に基づいた自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施にあたり、所轄消防署との一層の連携を図る。(No.219) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市石田消防署の防火体制検査を受検し、指摘箇所の是正を図った。 ・ 地元消防署の協力を得て、防火訓練を実施した。

第4 その他業務運営に関する重要目標

3 人権の尊重

中期計画	年度計画	計画の実施状況等
<p>① アカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに対するマニュアルを作成して学生・教職員に配布するとともに、教職員を対象とした研修会を充実させるなど、より一層の意識の浸透を図る。(研修会受講率100%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員だけでなく、学生も対象としたセクシュアル・ハラスメント研修を部局ごとに開催する。 ・ 学生及び教職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートを実施する。 ・ ハラスメントの専門相談員を学内に配置し、学生や教職員が直接、ハラスメントの専門家に相談を行えるようにする。(No.220) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員対象のハラスメント研修会を部局ごとに実施した。学生に対しては、新入生ガイダンス、学部ガイダンスでリーフレットを配布して意識啓発や防止対策等の周知を図った。 ・ 全学で学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメントに関するアンケートを実施した。また、ニューズレターを発行し、アンケート結果を学生及び教職員に知らせた。 ・ 学外者のハラスメント相談員を学内配置(週1日)し、相談しやすい環境を整備した。
<p>② ジェンダーやマイノリティに関する教育内容の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダーやマイノリティに関する全学共通科目を引き続き開講するとともに、学生生活に関わり現代社会的な課題に基づくテーマ設定による講演会を開催し、広く学生への啓発を継続する。(No.221) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダーやマイノリティに関する全学共通科目(総合科目)として「男女共同参画社会とジェンダー」を引き続き開講した。 ・ 学生生活に関わり現代社会的な課題に基づくテーマ設定による講演会を開催するために、男女共同参画推進センター講演会として「学生のためのハッピー恋愛論〜カップル単位からシングル単位へ〜」を静岡市女性会館と共同で開催した ・ それらに加えて、ジェンダーやマイノリティ問題に対する学生への啓発活動として、県男女共同参画課と共催で「デートDV防止」に関する講座を実施し、また静岡市女性会館との共催で「性暴力防止」のための護身術講座を開催するなどして、計画以上の成果を得ることができた。
<p>③ 相談制度等の周知を図るなど、学生と教員との信頼関係を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に対して学生便覧・ホームページ・年度当初のガイダンス・健康支援センター広報誌により相談制度を周知する。保護者に対しても文書を配付して相談制度を周知する。(No.222) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生には学生便覧の配付やホームページでの紹介、ガイダンスでの説明を行い、保護者には健康支援センター広報誌を送付したほか、後援会総会で学生便覧を配付し、相談制度の周知に努めた。また、学生室と健康支援センターとの定期的な情報交換を行うとともに、必要に応じて関係部局にも連絡し、相談体制を充実させた。
<p>④ ハラスメントや人権の尊重啓発資料の提供のため、関連図書の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実及び広報に努める。(No.223) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実に努めるとともに、学内のハラスメント防止研修会において、所蔵資料の紹介リストを作成し教職員にリーフレット配付やメールによる資料紹介を行った。

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算
収入		
運営費交付金	4,777	4,773
施設整備費補助金	214	211
自己収入	1,950	1,953
授業料収入及び入学金検定料収入	1,881	1,878
雑収入	69	75
受託研究等収入及び寄附金収入等	391	810
長期借入金収入	0	0
目的積立金取崩収入	333	297
計	7,665	8,044
支出		
業務費	7,060	6,851
教育研究経費	5,351	5,100
一般管理費	1,709	1,751
施設整備費	214	211
受託研究等経費及び寄附金事業費等	391	461
長期借入金償還金	0	0
計	7,665	7,523

*金額は百万円未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しないことがある。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算
費用の部	7,179	7,394
經常費用	7,179	7,377
業務費	6,156	6,101
教育研究経費	1,427	1,410
受託研究等経費	304	255
人件費	4,425	4,436
一般管理費	812	927
財務費用	0	5
雑損	0	1
減価償却費	211	343
臨時損失	0	17
収入の部	7,179	7,616
經常収益	7,179	7,416
運営費交付金	4,777	4,690
授業料収益	1,519	1,620
入学金収益	192	182
検定料等収益	65	69
受託研究等収益	304	373
寄附金収益	42	123
施設費収益	0	54
財務収益	1	1
雑益	68	74
資産見返運営費交付金等戻入	105	114
資産見返物品受贈額戻入	61	60
資産見返寄附金戻入	45	57
臨時利益	0	200
純利益	0	222
目的積立金取崩額	0	58
総利益	0	280

*金額は百万円未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しないことがある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算
資金支出	8,010	13,035
業務活動による支出	7,301	6,953
投資活動による支出	364	4,082
財務活動による支出	0	98
翌年度への繰越金	345	1,901
資金収入	8,010	13,035
業務活動による収入	6,986	7,109
運営費交付金による収入	4,646	4,642
授業料及び入学金検定料による収入	1,881	1,893
受託研究等収入	304	282
寄附金収入	87	108
その他収入	68	185
投資活動による収入	215	3,931
施設費による収入	214	130
その他の収入	1	3,801
財務活動による収入	0	0
前年度からの繰越金	809	1,995

*金額は百万円未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しないことがある。

IV その他

1 短期借入金の限度額

年度計画	実 績
(1) 限度額 13億円 (2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし

2 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

3 剰余金の使途

年度計画	実 績
知事から経営努力の認定を受けた剰余金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	知事の承認を受けて平成 23 年度の剰余金 128,364 千円を目的積立金に計上し、22 年度以前からの積上げ分と併せて、296,920 千円を教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てた。

4 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

年度計画			実 績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財 源
大規模施設改修	80	施設整備費等 補助金	大規模施設改修	80	施設整備費等 補助金
大型備品更新	50		大型備品更新	50	
新看護学部棟整備	81		新看護学部棟整備	81	

(2) 人事に関する計画

年度計画	実 績
<ul style="list-style-type: none">・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性を配慮した法人固有職員を採用する。・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。	<ul style="list-style-type: none">・ 教員については、全学機関である教員人事委員会及び学部委員を含む資格審査委員会において審査を行い、広く優秀な人材を採用した。 事務局職員については、知識、経験、専門性を考慮して、大学の給与会計等の事務に関して、豊富な知識、経験を持つ人材を採用した。・ 教員のファカルティ・ディベロップメントについては、全学部・全研究科においてFD委員会を定期的に開催し、教員間の情報・意見交換を行ったほか、複数の学部で教員相互の公開授業や学外講師による研修会を開催して資質向上を図った。 事務局職員のスタッフ・ディベロップメントについては、事務効率化や能力向上のため、外部機関主催の研修に参加した。・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理した。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担行為
なし

(4) 積立金の使途
なし